Ⅰ 学校法人津田塾大学寄附行為（抜粋）
Ⅱ 津田塾大学学則
Ⅲ 履 修 に つ い て
Ⅳ 学 籍 に つ い て
Ⅴ 教　育　課　程
1. 総合政策学科
2. データサイエンス・リテラシープログラム
3. データサイエンス応用基礎プログラム

履　修　要　覧

２０２６

修正反映版（2026/10/27）

津　田　塾　大　学
総　合　政　策　学　部

本冊子の内容に変更や修正が生じた場合は津田塾大学公式Webサイトに掲載します。

目　次

沿革…… 5
Calendar 2026～2027 …… 6
2026年度 学芸学部・総合政策学部 学年暦 …… 7
2026年度 年間スケジュール …… 8
2026年度 曜日別授業実施予定表
（総合政策学部）……10
基本理念……11
総合政策学部の学位授与方針
（ディプロマ・ポリシー）……11
総合政策学部の教育課程編成方針
（カリキュラム・ポリシー）……11
総合政策学部の入学者受入方針
（アドミッション・ポリシー）……12
Ⅰ　学校法人 津田塾大学 寄附行為（抜粋）……13
Ⅱ　津田塾大学学則……13
Ⅲ　履修について……45
１．授業について……47
２．単位制について……49
３．履修登録について……49
４．学習の評価について……51
⑴　評価基準……51
⑵　平常点……52
⑶　授業の欠席について……52
⑷　出席重視科目……53
⑸　ＧＰＡについて……53
⑹　進級基準……54
⑺　試　験……54
⑻　レポート……56
⑼　卒業研究プロジェクトの提出……56
⑽　再履修……56
⑾　単位認定……56
⑿　既修得単位の認定について……57
５．卒業の要件について……58
６．TsudaNetでの履修登録の方法について…58
７．履修および授業等に関するＱ＆Ａ……63
８．科目番号（ナンバリング）について……66
Ⅳ　学籍について……67
１．修業年限と在学期間……69
２．休　学……69
３．復　学……69
４．退　学……69
５．除　籍……69
６．転部・転科……70
７．留　学……70
８．交換学生派遣（国内）……70
９．再入学……71
10．学籍異動手続きの流れ……71
11．学費等……72
12．経済的理由により修学が困難な私費外国人留学生の授業料減免措置に関する規程…73
13．学籍番号形態について……74
Ⅴ　教育課程……75
１－１．総合政策学科
（2022年度以前入学者用）……77
⑴　履修単位数……77
⑵　履修方法……77
⑶　コースについて……78
⑷　セミナー登録について……78
⑸　卒業研究プロジェクトについて……79
⑹　標準カリキュラム表……80
⑺　授業科目名・単位……84
１－２．総合政策学科
（2023年度以降入学者用）……85
⑴　履修単位数……85
⑵　履修方法……85
⑶　コースについて……86
⑷　セミナー登録について……87
⑸　卒業研究プロジェクトについて……87
⑹　標準カリキュラム表……88
⑺　授業科目名・単位……90
２．データサイエンス・リテラシープログラム… 100
⑴　授業科目名・単位…… 101
３．データサイエンス応用基礎プログラム… 102
⑴　授業科目名・単位…… 103

教室配置図…… 104

沿　　革

1900（明治33）年７月　私立「女子英学塾」の設立認可を受ける。
　　９月　東京麹町区一番町に「女子英学塾」開塾。塾長　津田梅子。
　　14日開校式、塾生10名。
1904（　37）年３月　専門学校令（36年３月公布）による専門学校の認可を受ける。
1905（　38）年９月　英語科教員無試験検定取扱の許可を受ける。
1919（大正８）年２月　津田塾長病気のため、辻マツ塾長代理となる。
1923（　12）年９月　関東大震災により、校舎全焼。10月15日より女子学院の一部を借り授業開始。
1924（　13）年１月　焼跡に仮校舎を建築。
1925（　14）年３月　塾長代理辻マツ退任。星野あいその後を継ぐ。
1929（昭和４）年８月　16日津田塾長、鎌倉の別荘にて逝去。
　　９月　星野あい、塾長となる。
1931（　６）年９月　東京府下北多摩郡小平村に新校舎成り、移転。
1933（　８）年７月　校名「女子英学塾」を「津田英学塾」と改称。
1943（　18）年１月　理科増設。数学科、物理化学科を置く。校名「津田英学塾」を「津田塾専門学校」と改称。
1948（　23）年４月　学制の改革に伴い、「津田塾大学」を設立。英文学部を置く。
1949（　24）年４月　数学科を増設。学芸学部に英文学科、数学科を置く。
1951（　26）年２月　設置者　学校法人津田塾大学となり、高木八尺理事長となる。
1952（　27）年３月　星野あい、学長を退任し名誉学長となる。
　　４月　粕谷よし、学長となる。
1954（　29）年５月　石坂泰三、理事長となる。
1960（　35）年１月　語学研究所を付設。
1962（　37）年３月　粕谷よし、学長を退任。
　　４月　藤田たき、学長となる。
1963（　38）年４月　大学院設置。文学研究科英文学専攻修士課程及び理学研究科数学専攻修士課程を置く。
1965（　40）年４月　大学院文学研究科英文学専攻博士課程設置。
1969（　44）年４月　学芸学部に国際関係学科を増設。
1971（　46）年７月　計算センターを付設。
　　10月　保健センターを付設。
1972（　47）年４月　大学院理学研究科数学専攻博士課程設置。
1973（　48）年３月　藤田たき、学長を退任。
　　４月　河野正通、学長事務取扱となる。
　　11月　中島文雄、学長となる。
1974（　49）年１月　横田喜三郎、理事長となる。
　　４月　大学院国際関係学研究科国際関係論専攻修士課程設置。
1975（　50）年７月　国際関係研究所を付設。
1976（　51）年４月　大学院国際関係学研究科国際関係論専攻博士課程設置。
1980（　55）年10月　中島文雄、学長を退任。
　　11月　大束百合子、学長となる。
1985（　60）年４月　語学研究所を言語文化研究所と改称。視聴覚センターを付設。
1988（　63）年４月　数学・計算機科学研究所を付設。
　　10月　大束百合子、学長を退任。
　　11月　天滿美智子、学長となる。
1993（平成５）年７月　彌永昌吉、理事長となる。
1995（　７）年10月　石坂一義、理事長となる。
1996（　８）年４月　数学科を情報数理科学科と改称。
　　保健センターをウェルネス・センターと改称。
　　10月　天滿美智子、学長を退任。
　　11月　志村尚子、学長となる。
2000（　12）年10月　津田梅子記念交流館を付設。
2001（　13）年４月　国際センターを付設。
2004（　16）年10月　志村尚子、学長を退任。
　　11月　飯野正子、学長となる。
2006（　18）年４月　情報数理科学科を改組し、数学科と情報科学科を新設。
　　イングリッシュ・コーディネーション・センターを付設。
2006（　18）年７月　服部禮次郎、理事長となる。
2008（　20）年４月　千駄ヶ谷キャンパス開設。
2010（　22）年４月　大学院理学研究科情報科学専攻修士課程設置。
2012（　24）年４月　大学院理学研究科情報科学専攻後期博士課程設置。
　　10月　飯野正子、学長を退任。
　　11月　飯野正子、理事長となる。
　　國枝マリ、学長となる。
2013（　25）年４月　島田精一、理事長となる。
2016（　28）年３月　國枝マリ、学長を退任。
　　４月　髙橋裕子、学長となる。
2017（　29）年４月　総合政策学部総合政策学科設置。総合政策研究所を付設。
2019（　31）年４月　学芸学部に多文化・国際協力学科を増設。
　　学芸学部英文学科を学芸学部英語英文学科と改称。

Calendar　　2026～2027

2026

4

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	㉙	30		

5

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
③	④	⑤	⑥	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	⑳	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	⑪	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	㉑	㉒	㉓	24	25	26
27	28	29	30			

10

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	⑫	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11

日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	㉓	24	25	26	27	28
29	30					

12

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027

1

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	⑪	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	㉓	24	25	26	27
28						

3

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
㉑	㉒	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月29日	昭和の日	10月12日	スポーツの日
5月3日	憲法記念日	11月3日	文化の日
5月4日	みどりの日	11月23日	勤労感謝の日
5月5日	こどもの日	1月1日	元日
5月6日	振替休日	1月11日	成人の日
7月20日	海の日	2月11日	建国記念の日
8月11日	山の日	2月23日	天皇誕生日
9月21日	敬老の日	3月21日	春分の日
9月22日	国民の休日	3月22日	振替休日
9月23日	秋分の日		

2026年度　学芸学部・総合政策学部
学　年　暦

月	日	曜	行　　事
2026年			
4月	2	木	入学式
	3、6～10	金、月～金	新入生オリエンテーション
	3、6～9	金、月～木	定期健康診断
	13	月	第1ターム授業開始
	29	水(昭和の日)	平常授業実施
6月	11・12	木・金	補講
	15～19	月～金	【学芸学部】第１ターム最終授業期間 【総合政策学部】第１ターム試験期間
	20	土	第1ターム授業終了
	22	月	第2ターム授業開始
7月	27	月	第2ターム授業終了
	28	火	夏期休暇開始（～9月3日）
	31	金	休業日
8月	10	月	休業日
	16	日	津田梅子命日
	25	火	休業日
	26	水	休業日
	27	木	休業日
	31	月	第１・第2ターム追試験開始
9月	4	金	第3ターム授業開始
	14	月	創立記念日（平常授業日）
	23	水(秋分の日)	平常授業実施
10月	11	日	津田梅子記念会
	12	月(スポーツの日)	平常授業実施
	16	金	休講日・津田塾祭準備
	17・18	土・日	津田塾祭
	19	月	休講日・津田塾祭後始末
	23	金	休講日・津田ヶ谷祭準備
	24・25	土・日	津田ヶ谷祭
11月	3	火(文化の日)	平常授業実施
	4・5	水・木	補講
	10～13、16	火～金、月	【学芸学部】第3ターム最終授業期間 【総合政策学部】第3ターム試験期間
	17	火	休講日・第3ターム授業終了
	18	水	第4ターム授業開始
	23	月(勤労感謝の日)	平常授業実施
12月	9	水	クリスマス礼拝
	28	月	12月授業終了
	29	火	冬期休暇開始（～1月4日）
2027年			
1月	5	火	第4ターム授業再開
	15	金	休講日
	20・21	水・木	補講
	26～29、2/1	火～金、月	【学芸学部】第4ターム最終授業期間 【総合政策学部】第4ターム試験期間
2月	2	火	第4ターム授業終了
	18	木	第3・第4ターム追試験開始（4年生のみ）
3月	1	月	第3・第4ターム追試験開始（3年生以下）
	16	火	卒業礼拝
	17	水	卒業式

【学芸学部・総合政策学部】授業は原則として各ターム授業期間の土日祝日を除いて行う。
【学芸学部】試験は原則として各タームの最終授業期間に行う。

2026年度　年間スケジュール

		行　事　日　程		履修等スケジュール
4 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 ㉙ 30	2日 3日 3日 13日	入学式　各種ガイダンス（予定） 新入生オリエンテーション（3・6～10日） 健康診断（3・6～9日） 第1ターム授業開始	2日 3日 6日 8日 9日 11日 中旬	事前抽選科目（予備登録科目）募集期間（～5日） 第二外国語履修申込受付（～6日） 夏期語学研修説明会 事前抽選科目（予備登録科目）抽選結果発表 事前抽選科目（予備登録科目）追加募集 履修登録（～20日） 協定校留学説明会
5 日 月 火 水 木 金 土 1 2 ③ ④ ⑤ ⑥ 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	中旬	避難訓練	7日 28日	履修放棄（～8日） レポートの書き方講座（1年生対象） 事前抽選科目（予備登録科目）追加募集（～29日）
6 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	11･12日 15日 20日 22日	補講 第1ターム試験期間（～20日） 第1ターム授業終了・第1ターム第9週予備日 第2ターム授業開始	5日 上旬 29日 下旬	履修登録（～12日） 第1ターム試験時間割発表 履修放棄（～30日） 転部・転科試験概要発表
7 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 ⑳ 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 △31	27日 28日 31日	第2ターム授業終了 夏期休暇開始 4月29日振替休業日	上旬 下旬	夏期語学研修（第2タームおよび夏期休暇中） 第1ターム成績発表
8 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 △10 ⑪ 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 △25 △26 △27 28 29 30 31	10日 16日 25日 26日 27日 31日	9月23日振替休業日 津田梅子命日 10月12日振替休業日 11月3日振替休業日 11月23日振替休業日 第1・第2ターム追試験開始	5日 17日 下旬	［帰学・復学学生対象］クラス指定科目登録確認期間（～12日） 事前抽選科目（予備登録科目）追加募集（～18日） 第2ターム成績発表
9 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 ㉑ ㉒ ㉓ 24 25 26 27 28 29 30	3日 4日 14日 23日	夏期休暇終了 第3ターム授業開始 創立記念日（平常授業日） 平常授業日	3日 30日	履修登録（～11日） 履修放棄（～10月1日）

授業期間、＿補講日、■試験期間、△休業日、〇祝日

		行　事　日　程		履修等スケジュール
10 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 ⑫ 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11日 12日 16日 17日 19日 23日 24日	津田梅子記念会 平常授業日 休講日・津田塾祭準備 津田塾祭（～18日） 休講日・津田塾祭後始末 休講日・津田ヶ谷祭準備 津田ヶ谷祭（～25日）	上旬 19日	春期語学研修説明会 事前抽選科目（予備登録科目）追加募集（～20日）
11 日 月 火 水 木 金 土 1 2 ③ 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 ㉓ 24 25 26 27 28 29 30	3日 4･5日 10日 17日 18日 23日	平常授業日 補講 第３ターム試験期間（～13・16～17日） 休講日・第３ターム第９週予備日・第３ターム授業終了 第４ターム授業開始 平常授業日	上旬 17日 下旬	第３ターム試験時間割発表 履修登録（～25日） 新２・３年セミナー登録開始
12 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	9日 28日 29日	クリスマス礼拝 12月授業終了 冬期休暇開始	9日 上旬 14日 中~下旬	履修放棄（～10日） 新２・３年セミナークラス発表 卒業研究プロジェクト提出締切（15：00） 第３ターム成績発表
1 日 月 火 水 木 金 土 ① 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ⑪ 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	4日 5日 15日 20･21日 26日	冬期休暇終了 第４ターム授業再開 休講日 補講 第４ターム試験期間（～29日・２月１～２日）	5日 中旬	卒業研究プロジェクト報告会（～25日） 第４ターム試験時間割発表
2 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ⑪ 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 ㉓ 24 25 26 27 28	2日 18日	第４ターム第９週予備日・第４ターム授業終了 第３・第４ターム追試験/再試験開始（４年生）	上旬 中旬	春期語学研修（春期休暇中） 第４ターム成績発表（４年生）
3 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 ㉑ ㉒ 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1日 16日 17日	第３・第４ターム追試験開始（３年生以下） 卒業礼拝 卒業式	上旬	第４ターム成績発表（３年生以下）

※日程が変更になる場合や、ここに記載されていない予定もありますので、詳細はTsudaNet等で確認してください。

2026年度　曜日別授業実施予定表（総合政策学部）

※□は祝日授業日

【第１ターム】

	Mon.	Tues.	Wed.	Thur.	Fri.
第１週	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17
第２週	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24
第３週	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1
第４週	5/11	5/12	5/13	5/7	5/8
第５週	5/18	5/19	5/20	5/14	5/15
第６週	5/25	5/26	5/27	5/21	5/22
第７週	6/1	6/2	6/3	5/28	5/29
第８週	6/8	6/9	6/10	6/4	6/5
第９週	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19

第１ターム補講日：6/11（木）、6/12（金）／第１ターム第９週予備日：6/20（土）

【第２ターム】

	Mon.	Tues.	Wed.	Thur.	Fri.
第１週	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26
第２週	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3
第３週	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10
第４週	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17
第５週	7/27	7/21	7/22	7/23	7/24

【第３ターム】

	Mon.	Tues.	Wed.	Thur.	Fri.
第１週	9/7	9/8	9/9	9/10	9/4
第２週	9/14	9/15	9/16	9/17	9/11
第３週	9/28	9/29	9/23	9/24	9/18
第４週	10/5	10/6	9/30	10/1	9/25
第５週	10/12	10/13	10/7	10/8	10/2
第６週	10/26	10/20	10/14	10/15	10/9
第７週	11/2	10/27	10/21	10/22	10/30
第８週	11/9	11/3	10/28	10/29	11/6
第９週	11/16	11/10	11/11	11/12	11/13

第３ターム補講日：11/４（水）、11/５（木）／第３ターム第９週予備日：11/17（火）

【第４ターム】

	Mon.	Tues.	Wed.	Thur.	Fri.
第１週	11/23	11/24	11/18	11/19	11/20
第２週	11/30	12/1	11/25	11/26	11/27
第３週	12/7	12/8	12/2	12/3	12/4
第４週	12/14	12/15	12/9	12/10	12/11
第５週	12/21	12/22	12/16	12/17	12/18
第６週	12/28	1/5	12/23	12/24	12/25
第７週	1/18	1/12	1/6	1/7	1/8
第８週	1/25	1/19	1/13	1/14	1/22
第９週	2/1	1/26	1/27	1/28	1/29

第４ターム補講日：1/20（水）、1/21（木）／第４ターム第９週予備日：2/2（火）

試験期間に気象警報発表による休講があった場合は、そのタームの第９週予備日に試験日を移動します。

【授業時間（通常）】

１限目	２限目	３限目	４限目	５限目	６限目
8:50～10:20	10:30～12:00	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

【授業時間（第1、3、4ターム試験期間）】

１限目	２限目	３限目	４限目	５限目	６限目
8:50～10:20	10:40～12:10	13:00～14:30	14:50～16:20	16:40～18:10	18:30～20:00

基本理念

津田塾大学は、キリスト教精神に則って、女性に幅広い教養と高度な専門的学術を教授し、国際的視野を備え、さまざまな地球的課題に対してイニシアティブを発揮して、地域社会と国際社会の双方に貢献できるオールラウンドな女性を育成する。

この目的のため､高度な英語力を含む言葉の力の習得､リベラル･アーツ教育に基づく教養および専門の学術の探求、現代社会が抱える諸問題に対する総合的な課題解決力の獲得を目指し、少人数教育を重視した教育課程を編成する。

本学の創設者、津田梅子の建学の理念である、自由で自立した個人としての女性、すなわち自分自身で考え、行動する力を備えた女性の社会参画を促す高等教育を今後とも展開し、これまでに築かれた本学の特色ある歴史と伝統を基盤に、先進的な女性の育成を通して社会的な使命を果たしていく。

総合政策学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

津田塾大学は、キリスト教精神に則って、女性に幅広い教養と専門的学術を教授し、国際的視野を備え、さまざまな地球的課題に対してイニシアティブを発揮して、地域社会と国際社会の双方に貢献できるオールラウンドな女性を育成します。このため、すべての各学部・学科に共通する「７つの力」すなわち、幅広い教養、批判的思考力・洞察力、高度な英語力、コミュニケーション能力、情報処理・活用能力、社会への幅広い関心、問題に対して自分自身で考え、行動して課題解決へ導く力の育成を含む教育課程を、各学部・学科において編成し、各学部・学科が定める教育課程における所定の単位を修得した者に学位を授与します。

【総合政策学部総合政策学科】

総合政策学部は、現代社会が抱える諸課題の解決に取り組み、より良い社会の仕組みをつくりだすことのできる、リーダーシップを備えた女性を育成することを目的とし、本学学則に定める卒業要件に必要な単位を修得することで次のような能力を身に付けた者に学位「学士（総合政策学)」を授与します。

・多様な価値観をもつ他者とのあいだで合意を形成し、共通のルールをつくりだすことのできる実践的な英語力と高度なコミュニケーション能力
・社会科学の基礎的な知識にもとづいて、社会を成り立たせている基本的な仕組みを理解し、社会の諸相を多角的に把握することで、現代社会が抱えるさまざまな課題を的確に抽出する能力
・データを活用して、社会の実態や諸課題に対する客観的な調査・分析・評価をおこなう能力
・フィールドワークや事例研究をつうじて、社会的な課題の解決に実践的・主体的に取り組むことができる力
・分析によって得られた社会的課題の要点やその解決案を適切かつ論理的に提示し、伝達する能力
・社会的な課題に対して具体的な解決策を構想する力と、それを実現するための行動力
・社会的な課題に対してよりよい解決を導くために、既存の知や社会通念を批判的に検証する思考力
・人類社会についての深い理解に基づいて課題解決に取り組むための幅広い教養

総合政策学部の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

【総合政策学部総合政策学科】

総合政策学科では、現代社会が抱える課題の解決に取り組み、より良い社会の仕組みをつくりだすことのできる、リーダーシップを備えた女性を育成することを目指しています。社会が抱える諸課題を見つけるための洞察力や分析力、客観的根拠に基づいて主体的に取り組む行動力、他者との合意形成を行うためのコミュニケーション能力を養います。そのために、次のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

1．課題解決のための総合的な実践力を養う場として、本学科での学びの拠点となるセミナーを、必修科目として各年次に置きます。
2．現代社会が抱える諸課題の解決と学問研究との関係ならびに、本学部本学科での学びと卒業後のキャリア形成との関係について理解させるオリエンテーション講義「総合政策概論」を必修科目として初年次に置きます。
3．現代社会の抱える諸課題を把握し、課題解決に取り組むために必要な基礎学力として、実践的な英語力、社会の仕組みに対する基礎的な知識と理解力、データ解析力の修得のため、英語、ソーシャル・サイエンス、データ・サイエンスの３つの分野における基礎科目を必修科目として置きます。ソーシャル・サイエンス、データ・サイエンスの必修科目は初年次に置き、英語の必修科目は３年次まで置きます。
4．基礎科目の発展として専門科目を選択必修科目として置きます。
5．課題解決のための学問知を実践的に習得する場として、４つの課題領域のもとに課題解決関連科目を選択必修科目として置きます。
6．教養教育のための総合科目を選択科目として設置します。

総合政策学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

【総合政策学部総合政策学科】

津田塾大学総合政策学部総合政策学科は、現代社会が抱える課題の解決に取り組み、より良い社会の仕組みをつくりだすことのできる、リーダーシップを備えた女性を育成することを目指しています。とりわけそこで重視されるのは、社会の諸相を正確に把握し、問題の所在や解決すべき課題を的確に抽出できる認識力と分析力、根拠や条件に基づいて現実的な課題解決方法をねばり強く探求していく思考力、主体的に課題解決に取り組みその解決策を実行するための行動力、他者とのあいだで合意を形成し共通のルールをつくりだすことのできる実践的な英語力と高度なコミュニケーション能力、です。こうした能力を養うために、総合政策学部総合政策学科では次のような意欲と学力をもった入学者を求めます。

・現代社会が抱えるさまざまな課題への関心と、それを解決しようとする意欲
・旺盛な知的好奇心と行動力
・自らの能力を高めるために主体的に学び続ける意志
・論理的に考え、表現する力
・英語で聞き、話し、読み、書くための語彙・文法の基礎力、並びにそれに基づく英語コミュニケーション力
・自らの生きる社会や時代のありようを理解するための歴史的・地理的・文化的知識
・データ分析の土台となる基礎的な数理的思考力

Ⅰ

学校法人津田塾大学寄附行為（抜粋）

Ⅱ

津田塾大学学則

Ⅰ　学校法人津田塾大学寄附行為（抜粋）

第１章　総　　則

第１条　（名称）この法人は、学校法人津田塾大学と称する。

第２条　（事務所の所在地）この法人は、その事務所を東京都小平市津田町２丁目１番１号に置く。

第３条　（目的）この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づく女子の大学を設置することを目的とする。

第４条　（設置する学校）この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる大学を設置する。

津田塾大学

大学院	文学研究科　理学研究科　国際関係学研究科
学芸学部	英語英文学科　国際関係学科　多文化・国際協力学科　数学科　情報科学科
総合政策学部	総合政策学科

Ⅱ　津田塾大学学則

第１章　総　　則

第１条　この大学は女子に広く高度な教養を授けるとともに、専門の学術を教授研究し、キリスト教精神により、堅実円満にして自発的かつ奉仕的な人物を養成することを目的とする。

第２条　本学に学芸学部および総合政策学部を置く。

２　学芸学部に英語英文学科、国際関係学科、多文化・国際協力学科、数学科および情報科学科を置く。

３　総合政策学部に総合政策学科を置く。

第３条　学芸学部英語英文学科は、言語や文化を総合的な視点でとらえ、英語を通じて異なる文化的背景を探究する考察力と人間を洞察する力量を培い、高度な英語力を基盤とした専門的学識と広い視野をかね備えた、国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

２　学芸学部国際関係学科は、政治・法、経済、文化、社会、地域などの多様な視点から、英語と第二外国語を基盤として、現代世界の諸問題を国際的かつ学際的に考察し、広い視野と独自の洞察力をもって国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

３　学芸学部多文化・国際協力学科は、社会構造や文化の違いが引き起こしている問題、国際協力・国際援助が抱える問題に向き合い、より良い「共生型」社会の実現に向けての新しいアプローチを提案でき、国内外問わず「今ある状況」をよりよくするためにはどうすれば良いのか、それぞれの場で変革を担う人材の育成を目的とする。

４　学芸学部数学科は、数学の学習・研究を通じ、高度な分析力や論理的思考力および問題解決能力を養成するとともに、情報処理技術を身につけ、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

５　学芸学部情報科学科は、情報科学の専門知識とコミュニケーション能力を身につけ、最新のコンピュータや通信技術を駆使して、IT関連のさまざまな問題を創造的に解決できる情報科学のプロフェッショナルとして、国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

６　総合政策学部総合政策学科は、社会の諸相を的確に把握する認識力と分析力、英語を用いた高度なコミュニケーション能力を養い、現代社会が直面する諸課題の解決を通じて新しい社会の仕組みを作り出すことのできるリーダーシップを備えた、国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

第４条　第２条第２項の学科の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
英語英文学科	220人	880人
国際関係学科	200人	800人
多文化・国際協力学科	70人	280人
数学科	45人	180人
情報科学科	45人	180人

2　第２条第３項の学科の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
総合政策学科	110人	440人

第５条　本学各学部の修業年限は、４年とする。

2　本学各学部に在学できる年数は、通算して８年を限度とする。ただし、休学期間はこれに含めない。

3　進級および原級留置に関する規程は別に定める。

第６条　本学に大学院を置く。

2　大学院の学則は別にこれを定める。

第２章　学年・学期・休業日

第７条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

2　学期の区分・期間および呼称は、学部ごとに学長が定める。

第８条　休業日は、次のとおりとする。ただし、第３号から第５号の休業日は、学部ごと、毎年度、学長が定める。

⑴　日曜日
⑵　国民の祝日に関する法律に定める休日
⑶　夏期休業日
⑷　冬期休業日
⑸　春期休業日

2　前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を定め、または臨時に休業日を変更することができる。

第３章　教育課程および履修方法

第９条　本学学芸学部の各学科および総合政策学部総合政策学科の教育課程および履修方法は、別表Ⅰのとおりとする。

第10条　本学において開設する授業科目の名称および単位数は、別に定める。

2　前項のほか、学長は臨時に授業科目を開設することができる。

第11条　本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第12条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準によるものとする。

⑴　講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。
⑵　実験、実習および実技等については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

2　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と学長から認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

3　本学では、文部科学大臣が別に定めるところによって、前項に規定する講義、演習、実験、実習または実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第12条の２　授業科目を履修し、その授業に所定の授業時間を出席し、かつ合格の評価を得た者には、学長が学期末に所定の単位を与える。

2　第12条第３項に定める授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えて卒業に必要な単位として算入することができない。

第13条　学芸学部において教育職員免許状を取得しようとする者は、第９条に規定する教育課程および履修方法によるほか、教育職員免許法および同法施行規則の関係規定に基づく所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2　中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、前項の規定によるほか、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」および同法施行規則に定める介護等の体験を行わなければならない。

3　本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、高等学校教諭一種免許状および中学校教諭一種免許状とし、それらの免許教科は、学芸学部の各学科によりそれぞれ次のとおりとする。

英語英文学科　　外国語（英語）
国際関係学科　　外国語（英語）または中学校（社会）・高等学校（地理歴史、公民）
数　学　科　　数学または高等学校（情報）
情報科学科　　数学または高等学校（情報）

第13条の２　日本語教員養成のために必要な授業科目および単位数は、別に定める。

2　所定の単位を修得した者には修了証明書を授与する。

第14条　学長が、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学の授業科目を履修することを認めることが

ある。
2　学生が前項の他の大学または短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。
3　前項の規定に基づき学生が履修し、修得した他の大学または短期大学の授業科目についての単位は、学長が30単位を超えない範囲で、本学で履修し、修得したものとみなすことがある。
4　前２項の規定は、第27条第１項の規定により、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

第15条　学長が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
2　前項の規定により与えることがある単位数は、前条第３項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第15条の２　学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学もしくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に規定する科目等履修生等として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
2　学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
3　前２項の規定により修得したものとみなし、または与えることがある単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第15条の３　第14条、第15条および第15条の２により修得した単位は合わせて60単位を超えないものとする。

第16条　学生は、毎学年の始めに履修する科目を選択し、所定の期日までに事務局教務課へ届け出なければならない。

第４章　教職員組織

第17条　本学に学長を置く。
2　学長は、本学を統括しこれを代表する。

第18条　本学に副学長を置く。
2　副学長は、学長を助け、その命を受けて校務をつかさどる。

第18条の２　各学部に学部長を置く。
2　学部長は、所属学部の校務をつかさどる。

第19条　本学に教授、准教授、講師、助教、助手および事務職員を置く。
2　教授、准教授、講師、助教、助手および事務職員の定員は別にこれを定める。

第19条の２　本学の大学運営に関する重要事項を審議するため、学長の下に大学運営会議を置く。
2　大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、学部から選出する者各１名、大学院委員会が選出する者１名および事務局長をもって構成し、学長が議長となる。
3　大学運営会議は、次の事項について審議する。
⑴　学則その他の教育研究に関する重要な規則の制定・改廃に関する事項
⑵　本学の事業計画に関する事項
⑶　教員人事に関する事項
⑷　教育課程編成の方針に関する事項
⑸　学生の厚生補導に関する事項
⑹　学生の入学や学位授与等の方針に関する事項
⑺　教育、研究、組織及び運営の状況についての自己点検、評価に関する事項
⑻　その他本学の運営に関する重要事項

第20条　各学部に、教授会を置く。
2　学部長、専任の教授、准教授、講師を以て教授会を組織する。
3　学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

第21条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
⑴　学生の入学、卒業に関する事項
⑵　学位の授与に関する事項
⑶　前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
2　教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議する。また、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

⑴ 留学、休学、復学、転部、転科、退学、および除籍に関する事項
⑵ 試験および単位認定に関する事項
⑶ 委託生、交換学生、科目等履修生、聴講生、外国人留学生に関する事項
⑷ 学生の賞罰に関する事項
⑸ 専任以外の教員の選考に関する事項
⑹ 教授会の設置する委員会に関する事項
⑺ 学長等の諮問する事項

第５章　入学・留学・休学・復学・編入学・転部・転科・退学・再入学および除籍

第22条　入学の時期は、毎学年の始めとする。

第23条　入学を志願することができる者は、女子で次の各号の一に該当する者とする。
⑴ 高等学校または中等教育学校を卒業した者
⑵ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
⑶ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる文部科学大臣の指定した者
⑷ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
⑸ 文部科学大臣の指定した者
⑹ 高等学校卒業程度認定規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者
⑺ 本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第24条　入学志願者に対しては、入学検定を行う。

第25条　入学を許可された者は、別に定める入学手続き要項により、保証人連署の保証書その他必要な入学書類を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

第26条　保証人は、独立の生計を営む親族または縁故者で確実に保証人の責を負い得る者でなければならない。
２　保証人が前項の条件を欠いた場合には、直ちに保証人を選定して届け出なければならない。
３　保証人は、保証人の身分、住所等に異動が生じた場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

第27条　外国の大学に留学しようとする者は、所定の手続きを経て学長の承認を得なければならない。
２　留学に関する細則は別にこれを定める。

第28条　病気その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、所定の様式による休学願にその理由を記し、保証人連署の上、願い出なければならない。
２　休学期間は、１年または半年とする。ただし特別の事情のある場合は、学長は引き続き休学を許可することがある。
３　休学期間は、通算して４年を超えることができない。

第29条　休学を許可された者は、許可された休学期間満了後復学するものとする。
２　病気の事由により休学が許可された者が復学する場合は、修学が可能であることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

第30条　次の各号の一に該当する女子で本学への編入学を願い出た者には、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は入学を許可することがある。
⑴ 大学を卒業した者、または退学した者
⑵ 短期大学、高等専門学校を卒業した者
⑶ 本学において、第１号および前号と同等以上の学力があると学長が認めた者
２　前項の規定により入学を許可された者については、学長は、既に修得した授業科目、単位数および在学年数を本学における授業科目、単位数および在学年数として認定換算することを許可できる。
３　編入学に関する細則は別にこれを定める。

第31条　転部、転科を願い出た者には、事情を考慮した上で、学長がこれを許可することがある。
２　転部、転科に関する細則は別にこれを定める。

第32条　退学しようとする者は、所定の様式による退学願にその理由を記し、保証人連署の上、願い出なければならない。
２　退学に関する細則は別にこれを定める。

第33条　退学者が再入学を願い出たときは、事情を考慮した上で、学長がこれを許可することがある。
２　再入学に関する細則は別にこれを定める。

第34条　次の各号の一に該当する者は除籍する。
⑴ 定められた期日までに履修登録を行わない者
⑵ 授業料等諸料金の納付を怠り督促を受けてもなお納めない者
⑶ 第５条第２項に定める在学年限を超えてなお退学しない者

⑷ 許可なくして３ヶ月以上欠席した者
２ 除籍に関する細則は別にこれを定める。

第６章 評価・卒業・学位

第35条 すべての授業科目は、その履修終了時において学習の評価を行う。
２ 学習の評価は、試験その他の方法によって行う。
３ 学習の評価は、原則としてＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｆで評価し、Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄを合格とする。
第36条 病気または正当な理由により試験を受けることができなかった者は、願い出により、学長から追試験の受験を許可されることがある。
２ 追試験に関する細則は別にこれを定める。
第37条 合格点を取得しなかった者は、願い出により、学長から再試験の受験を許可されることがある。
２ 再試験に関する細則は別にこれを定める
第38条 本学に４年以上（編入学者の場合を除く）在学し、第９条の定めに則って、所定の単位数を修得した者には、学長は、卒業を認め、学士の学位を授与する。
第39条 本学において授与される学士の学位は次のとおりとする。

学芸学部	
英語英文学科	学士（英文学）
国際関係学科	学士（国際関係学）
多文化・国際協力学科	学士（多文化・国際協力学）
数学科	学士（理学）
情報科学科	学士（理学）
総合政策学部	
総合政策学科	学士（総合政策学）

第７章 入学検定料・入学金・授業料・試験料等

第40条 入学を志願する者は、志願と同時に入学検定料を納入しなければならない。
２ 入学検定料の額は、別表Ⅱの定めるところによる。
第41条 入学を許可された者は、入学金、その期の授業料、施設設備費その他の所定の料金を指定の期日までに納入しなければならない。
２ 前項の規定は、再入学および編入学の場合にも準用する。
３ 入学金の額は、別表Ⅲの定めるところによる。
第42条 授業料および施設設備費は、年額を２期に分け、前期にあっては５月31日、後期にあっては10月31日までに納入しなければならない。
２ 第１項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、事情を考慮した上で、前期分の授業料および施設設備費にあっては９月５日まで、後期分の授業料および施設設備費にあっては翌年の２月10日まで、納入を延期することができる。
３ 特別の事情がある場合には、前項の規定により９月５日まで延期した前期分の授業料および施設設備費の納入を翌年の２月10日まで延期することができる。
４ 授業料および施設設備費の年額は、別表Ⅳの定めるところによる。
第43条 追試験または再試験を受ける者は、試験料を前納しなければならない。
２ 追試験料および再試験料の額は、別にこれを定める。
第44条 既に納入した諸料金は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。
第45条 休学中については、授業料、施設設備費を免除し、在籍料を納入するものとする。
２ 留学中については、授業料、施設設備費を在籍料相当額に減免する。ただし、交換留学協定校への留学については別に定める。
３ 在籍料の年額は別表Ⅴの定めるところによる。
４ 休学中および留学中の授業料、施設設備費に関する規則は、別にこれを定める。
第46条 中途で退学する者もその学期分の授業料、施設設備費は納入しなければならない。
第47条 各学期分の授業料等諸料金未納者（第42条第３項および第４項の規定により授業料及び施設設備費の納入の延期を認められた者を除く。）は、その学期に実施される定期試験の受験資格を失うものとする。

第８章　委託生・交換学生・科目等履修生・聴講生

第48条　特定の機関または団体等から研修科目を定め、本学の修学を委託される場合には、教育および研究に妨げのない限り、選考の上、学長から委託生として受け入れを許可されることがある。

2　委託生は、本人の希望により試験を受けることができる。また試験に合格した者には、本人の請求により成績証明書を交付する。

3　委託生に関する細則は別にこれを定める。

第49条　他の大学または短期大学との協定に基づいて本学の授業を履修し、単位を修得しようとする者、もしくは本学と協定のある外国の大学の学生で本学の授業科目の履修を希望する者は、当該大学の推薦のもとに、学長から交換学生として入学を許可されることがある。

2　交換学生は、履修した授業科目につき試験を受けなければならない。また試験に合格した者には本人の請求により成績証明書を交付する。

3　交換学生に関する細則は別にこれを定める。

第50条　本学において、単位の修得を目的として特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の履修に妨げのない限り、選考の上、学長から科目等履修生として入学を許可されることがある。

2　科目等履修生が履修した授業科目の試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

3　科目等履修生に関する細則は別に定める。

第50条の２　本学において一または複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学生の履修に妨げのない限り、選考の上、学長から聴講生として入学を許可されることがある。

2　聴講生の入学資格は、第23条各号の一に該当する者とする。

3　聴講生に関する細則は別に定める。

第51条　委託生、交換学生、科目等履修生および聴講生は定員外とする。

第９章　外国人留学生

第52条　外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、第23条第３号および第７号の規定する要件をみたして入学を願い出た者は、選考の上、学長から外国人留学生として入学を許可されることがある。

2　前項の外国人留学生が日本語および日本事情に関連する科目を履修し、所定の単位を修得した場合には、26単位を限度として共通科目、外国語科目および健康余暇科学科目の単位に代えることができる。

3　外国人留学生には本学則その他本学の定める諸規定を準用する。

第10章　公開講座

第53条　本学に公開講座を設けることができる。

第11章　賞　　罰

第54条　本学の規則命令に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、学長がこれを懲戒する。

2　懲戒は訓告、停学および退学とする。

3　懲戒に関する規程は別に定める。

第54条の２　学生として、表彰に値する行為があったものは、学長がこれを表彰することができる。

2　表彰に関する規程は別に定める。

第12章　付属施設

第55条　本学に図書館、言語文化研究所、国際関係研究所、数学・計算機科学研究所、総合政策研究所、計算センター、ウェルネス・センター、視聴覚センター、国際センター、イングリッシュ・コーディネーション・センター、津田梅子記念交流館、津田梅子資料室、女性研究者支援センター、ライティングセンター、学外学修・キャリアセンター、連携推進センター、オープンユニバーシティおよび大学ホールを付設する。

2　付属施設に関する細則は別にこれを定める。

第56条　本学に寮を付設する。

2　寮に関する細則は別にこれを定める。

第13章　自己点検・評価

第57条　本学は第１条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。

2　点検項目および実施体制については別に定める。

附　則

1．この学則は、昭和23年（1948年）４月１日から施行する。
（昭和24年（1949年）４月１日施行から平成13年（2001年）４月１日施行まで省略）
2．この学則は、平成16年（2004年）４月１日から施行する。
3．この学則は、平成18年（2006年）４月１日から施行する。
4．学芸学部情報数理科学科は、改正後の第２条第２項、第４条、第13条第３項及び第39条の規定にかかわらず、平成18年（2006年）３月31日に情報数理科学科に在学する者がその学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
5．この学則は、平成19年（2007年）４月１日から施行する。
6．この学則は、平成20年（2008年）４月１日から施行する。
7．この学則は、平成21年（2009年）４月１日から施行する。
8．この学則は、平成22年（2010年）４月１日から施行する。
9．この学則は、平成23年（2011年）４月１日から施行する。
10．この学則は、平成24年（2012年）４月１日から施行する。
11．この学則は、平成26年（2014年）４月１日から施行する。
12．平成25年（2013年）度以前の入学者については、改正後の学則第46条は適用せず、休学および留学中の授業料、施設設備費は、学期分の半額を納入するものとする。ただし、交換留学協定校への留学の場合には、当該大学との協定に定めるところとする。平成25年（2013年）度以前の入学者の休学および留学中の授業料、施設設備費に関する規則は別に定める。この措置は平成25年（2013年）度以前の入学者が在学しなくなるまで、存続するものとする。
13．この学則は、平成26年（2014年）４月16日から施行する。
14．この学則は、平成27年（2015年）４月１日から施行する。
15．この学則は、平成27年（2015年）７月24日から施行する。
16．この学則は、平成28年（2016年）４月１日から施行する。
17．この学則は、平成29年（2017年）４月１日から施行する。
18．この学則は、平成29年（2017年）10月１日から施行する。
19．この学則は、平成31年（2019年）４月１日から施行する。
20．この学則は、令和４年（2022年）４月１日から施行する。
21．この学則は、2023年（令和５年）４月１日から改正、施行する。
22．この学則は、2024年（令和６年）４月１日から改正、施行する。
23．この学則は、2025年（令和７年）４月１日から改正、施行する。
24．この学則は、2026年（令和８年）４月１日から改正、施行する。

別　　表

別表Ⅰ　教育課程および履修方法

本学学芸学部の各学科、総合政策学部総合政策学科の教育課程および履修方法は次のとおりとし、入学年度を学則年度と定めて適用する。科目群の詳細や各種条件については別に定める。

（1）学芸学部英語英文学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目			50単位
選択科目	共通科目	15単位	60単位
	基幹科目	15単位	
	発展科目	18単位	
	外国語科目	12単位	
自由科目			18単位
		合計	128単位

（2）学芸学部国際関係学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目	セミナーおよび卒業論文	18単位	67単位
	基本科目	6単位	
	外国語科目（英語）	24単位	
	外国語科目（第２外国語）	12単位	
	外国語Ⅲ	3単位	
	健康余暇科学科目	4単位	
選択科目	共通科目	12単位	42単位
	基幹科目	12単位	
	地域・展開科目	18単位	
自由科目			15単位
		合計	124単位

（3）学芸学部多文化・国際協力学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目	セミナーおよび卒業論文	18単位	58単位
	基本科目	9単位	
	外国語科目（英語）	27単位	
	健康余暇科学科目	4単位	
選択科目	外国語科目（第２外国語）	15単位	54単位
	共通科目	12単位	
	基幹科目	15単位	
	発展科目	12単位	
自由科目			12単位
		合計	124単位

（4）学芸学部数学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目		60単位
選択科目		36単位
自由科目		28単位
	合計	124単位

（5）学芸学部情報科学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目			72単位
選択科目	選択必修科目 選択科目	13単位 24単位	37単位
自由科目			21単位
	合計		130単位

（6）総合政策学部総合政策学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

（2022年度以前入学者）

必修科目	基礎科目 応用科目	64単位 10単位	74単位
選択科目	基幹科目		32単位
自由科目	総合科目		24単位
	合計		130単位

（2023年度以降入学者）

必修科目	基礎科目 応用科目	50単位 10単位	60単位
選択科目	基幹科目		37単位
自由科目	総合科目		27単位
	合計		124単位

別表Ⅱ　入学検定料

金　　額	
A方式による入学試験	35,000円
B方式　　〃	25,000円
C方式　　〃	15,000円

別表Ⅲ　入学金

金　額
200,000円

別表Ⅳ　2026年度の授業料・施設設備費

学芸学部　（単位：円）

入学年度	期間	英語英文学科／国際関係学科			多文化・国際協力学科			数学科			情報科学科		
		授業料	施設設備費	合　計	授業料	施設設備費	合　計	授業料	施設設備費	合　計	授業料	施設設備費	合　計
2023年度	半期	390,000	129,500	519,500	415,000	144,500	559,500	430,000	144,500	574,500	430,000	144,500	574,500
	年額	780,000	259,000	1,039,000	830,000	289,000	1,119,000	860,000	289,000	1,149,000	860,000	289,000	1,149,000
2024年度	半期	385,000	128,000	513,000	410,000	143,000	553,000	425,000	143,000	568,000	425,000	143,000	568,000
	年額	770,000	256,000	1,026,000	820,000	286,000	1,106,000	850,000	286,000	1,136,000	850,000	286,000	1,136,000
2025年度	半期	417,500	139,000	556,500	445,000	155,500	600,500	491,000	165,500	656,500	495,000	167,000	662,000
	年額	835,000	278,000	1,113,000	890,000	311,000	1,201,000	982,000	331,000	1,313,000	990,000	334,000	1,324,000
2026年度	半期	412,500	137,500	550,000	440,000	154,000	594,000	486,000	164,000	650,000	490,000	165,500	655,500
	年額	825,000	275,000	1,100,000	880,000	308,000	1,188,000	972,000	328,000	1,300,000	980,000	331,000	1,311,000

※漸増方式を適用し、授業料：年10,000円増、施設設備費：年3,000円増
※在学５年目以降は漸増方式適用外とし、2022年度以前の入学者については別に定める。

総合政策学部　（単位：円）

入学年度	期間	総合政策学科		
		授業料	施設設備費	合　計
2023年度	半期	415,000	144,500	559,500
	年額	830,000	289,000	1,119,000
2024年度	半期	410,000	143,000	553,000
	年額	820,000	286,000	1,106,000
2025年度	半期	445,000	155,500	600,500
	年額	890,000	311,000	1,201,000
2026年度	半期	440,000	154,000	594,000
	年額	880,000	308,000	1,188,000

※漸増方式を適用し、授業料：年10,000円増、施設設備費：年3,000円増
※在学５年目以降は漸増方式適用外とし、2022年度以前の入学者については別に定める。

納入期限　前期分：５月31日
　　後期分：10月31日

別表Ⅴ　在籍料

金　額
年額 200,000円

学則第５条が規定する「進級および原級留置に関する規程」

（趣　旨）
第１条　本規程は、津田塾大学学則第５条に基づき、進級および原級留置に関する事項を定める。

（進　級）
第２条　学生は、入学をもって１年次に在籍し、１年次に１年間の在籍をもって２年次へ進級する。２年次から３年次への進級（以下「３年次への進級」という。）については、第４条に定めるところによる。また、３年次に１年間の在籍をもって４年次に進級する。

（編入した学生）
第３条　編入学した学生が編入時に在籍する年次は、学長が別に定める。

（３年次への進級判定）
第４条　３年次への進級は、学年末において２年次に在籍する学生を対象とする。
２　前項の学生に対し、学年末に３年次への進級の可否について判定を行う。
３　３年次への進級を可とする要件は、２年次に１年間在籍し、学年末において随意科目を除く修得総単位数が32単位以上であることとする。
４　前項の要件に満たない学生は、２年次に留める。

（原級留置）
第５条　第２条および第４条によらず、前年度において１年間（通年）休学した学生は、進級することができない。ただし、前年度において半年間休学し、半年間在学した学生は、この限りではない。

（転部・転科にかかる原級留置）
第６条　転部・転科を希望し、選考を経て許可された場合には転部・転科後の所属年次が指定され、第２条の進級要件に関わらず原級に留置することがある。

（事　務）
第７条　本規程の事務は、教務課が行う。

（雑　則）
第８条　本規程に定めるほか、進級および原級留置に関し必要な事項は、全学教務委員会における審議の後、学長が別に定める。

（規程の改廃）
第９条　本規程の改廃は、各学部教授会および大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附　則
本規程は、2025年（令和７年）４月１日から施行する。

学則第27条が規定する「留学に関する細則」

第１条　本学との間に事前に相互交流の協定があるか、または正規の高等教育機関で学士号以上の学位授与権を有する外国の大学への留学を希望する学生が、別に定める条件に基づき、その承認を得た場合は、１年を限度として、その留学期間を本学における修業年限に算入できる。
２　学籍上の留学期間は、実際の留学期間により、本学の前期、後期または通年とする。

3　上記に関わらず、語学研修と留学が同一大学で行われ、受入れ先大学からの受入れ通知に「語学研修付き留学」と明記されている場合、語学研修期間も含め留学の学籍とする。

第2条　留学先の大学において修得した単位のうち、適当と認められるものは、30単位を限度として、本学の卒業に必要な単位としての認定を受けることができる。

第3条　外国の大学に留学を希望する学生は、所属学科セミナー指導教員に申し出てその指導を受けた後、定められた期日（後期から留学する場合：６月末日、前期から留学する場合：１月末日）までに入学許可証を添えて留学願および所定書類を教務課に提出しなければならない。

第4条　留学の出願者は、本学に少なくとも１年以上在学し、前年度までに30単位以上の科目を修得した者に限る。

第5条　留学期間は最長２年間とする。そのうちの１年までは修業年限、残りの１年は在学期間とする。

第6条　後期より留学する者が、帰国後通年科目の継続履修を希望する場合は、留学前に教務課で所定の手続をしなければならない。

第7条　単位認定を受ける予定のある者は、留学先の大学では、本学で開講されている授業科目に該当する科目を履修するよう努めなければならない。

第8条　留学先大学での修得単位の認定を受けるためには、下記の書類を添付して、単位認定願を教務課に提出しなければならない。

①　留学先大学カタログ
②　成績証明書
③　履修科目講義内容説明書

第9条　この細則により留学した者が、引き続き次年度も留学する場合は、１年目終了の１ヶ月前までに所定の手続をとり、許可を得なければならない。

第10条　休学の学籍で留学した者の単位認定は、原則として行われない。

第11条　学籍上の留学期間には、本学において科目履修はできない。

附　則

1　この細則は、2013年（平成25年）４月１日から施行する。
2　この細則は、2017年（平成29年）４月１日から施行する。
3　総合政策学部においては、本細則第３条、第６条および第８条の「教務課」を「千駄ヶ谷キャンパス事務室」に読み替える。
4　この細則は、2017年（平成29年）５月17日から施行する。

（参考：留学に関する細則第１条第１項に規定する留学先の条件）
1．単位修得を目的とした留学であること。
2．留学期間については、以下のように定める。
　受入先が２学期制をとる場合には１学期以上、３学期制ないし４学期制をとる場合には２学期以上であること
3．上記にかかわらず、本学が協定を結んだ外国の大学に、協定に基づいて留学する場合の条件は別途定める。

学則第31条が規定する「転部・転科に関する細則」

（趣　旨）
第1条　この細則は、津田塾大学学則第31条に規定する転部、転科の取り扱いについて定めるものとする。

（転部、転科の募集）
第2条　学部、学科においては、定員に余裕がある場合、転部、転科を希望する学生を募集する場合がある。

（転部、転科の出願資格）
第3条　転部、転科の出願ができる学生は次の通りとする。
1）本学の学部に在籍している者
2）転部、転科を許可された場合、当該学部・学科に最低２年以上在籍することが可能である者
2　学校推薦型選抜（指定校制）、学校推薦型選抜（公募制）、および総合型選抜で入学した者は転部・転科の出願はできない。但し、2017年度以前の数学科および情報科学科の公募制推薦入試で入学した者はこれによらない。
3　学則年度が2016年度以前の者は、転部できない。

（転部、転科の時期）
第4条　転部、転科の時期は、学年の始めとする。

（転部、転科の出願）
第5条　転部、転科の出願手続きは次の通りとする。
1　６月下旬に次年度転部・転科募集について、教務課が告知を行う。
2　転部・転科を希望する学生は、所定の期日までに転部・転科願に学部、学科ごとに求める必要書類を添えて、教務課に提出する。

（転部、転科の選考）
第6条　転部・転科を願い出た者に対しては、希望する転部・転科先にて選考を行い、当該教授会が適当と認めた者につき学長が新学年より転部・転科を許可する。
2　転部・転科の許可にあたっては、転部・転科先での学年を指定する。
3　転部・転科希望者の選考は、書類審査、面接および筆記試験とする。筆記試験は省略されることがある。

（細則の改廃）
第7条　本規程の改廃は、全学教務委員会、学芸学部教授会および総合政策学部教授会、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附　則
1　この細則は、2017年（平成29年）６月29日から施行する。
「転科に関する細則」は廃止する。
2　この細則は、2022年（令和４年）４月１日から改正、施行する。
2020年度入学者までは第３条第２項の学校推薦型選抜（指定校制）を推薦入試（指定校制）、学校推薦型選抜（公募制）を推薦入試（公募制）、および総合型選抜をAO入試または特別入試（AO方式）と読み替えるものとする。
3　この細則は、2023年（令和５年）４月１日から改正、施行する。
4　この細則は、2025年（令和７年）４月１日から改正、施行する。

学則第32条が規定する「退学に関する細則」

退学しようとする者は、所定の様式による退学願を、教務課に提出すること。

退学を願い出る者が授業料等諸料金を滞納している場合の取扱い及び退学を許可された者の退学日については以下のとおりとする。

⑴ 授業料等諸料金を滞納している者が退学を願い出る場合には、次項に定める退学日が属する学期までの滞納額を納入していること。

⑵ 願い出て退学が許可された者の退学日は、原則として年度末日（３月31日）または前期末日（９月30日）とする。

⑶ 退学願は、願い出る退学日以前に提出するものとする。

⑷ 特別の事情がある場合には、次の期限内に限って、退学願にその事情を記した文書を添えて、退学日を遡って願い出ることを認める。

① 前年度末日（３月31日）に遡っての退学願　５月31日

② 当該年度前期末日に遡っての退学願　10月31日

⑸ 授業料等諸料金の納付を怠り督促を受けてもなお納めない者は、除籍する。

附　則

１　この細則は、平成22年（2010年）10月１日から施行する。

２　総合政策学部においては、本細則の「教務課」を「千駄ヶ谷キャンパス事務室」に読み替える。

学則第33条第２項が規定する「再入学に関する細則」

⑴ 再入学願は原則として入学希望の前年度10月末日までに提出しなければならない。

⑵ 再入学を出願できる学部・学科は、原則として在学時に所属した学部・学科とする。

⑶ 再入学を願い出た者に対しては、当該学科で選考の上、教授会が適当と認めた者につき学長が再入学を許可する。

⑷ 前項により、再入学を許可する者についての入学金は当該年度の半額とし、授業料、施設設備費は当該年度の額を適用する。

⑸ 再入学は年度の始めからとする。

⑹ 再入学前に本学で修得した単位は、原則として本学の卒業に必要な単位として認定する。

⑺ 再入学後のカリキュラムは、再入学後の学則年度に準じる。

⑻ 再入学前の在学期間、休学期間、留学期間は、再入学後に継続して適用される。

⑼ 除籍となった者は、「除籍に関する細則」に則る。

⑽ 再入学を許可された者が、再入学後に再び退学あるいは除籍となった場合、その後の再入学は認めない。

附　則

１　この細則は、平成30年（2018年）６月20日から施行する。

学則第34条が規定する「除籍に関する細則」

除籍の取扱いは次のようになります。

イ．⑴および⑷の事由による場合は、その事由が発生した日付をもって除籍する。

ロ．⑵の事由による場合は、授業料等諸料金の納付を完納した前期または後期の末日（３月31日または９月30日）付けをもって除籍する。

ハ．⑶の事由による場合は、９月30日または３月31日付をもって除籍する。

ニ．⑴、⑵および⑷の事由により除籍となった者が、再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。

ホ．⑵の事由により除籍となった者が、除籍通知発送後２週間以内に滞納した諸料金を納入し、許可願を提出したときは、除籍を取り消すことができる。

附　則

この細則は、平成22年（2010年）10月１日から施行する。

この細則は、2025年（令和７年）４月１日から改正、施行する。

学則第36条及び第37条が規定する「追試験及び再試験に関する細則」

第１章　総　　則

第１条　この細則は津田塾大学学則第36条及び第37条に基づき、追試験および再試験について必要な事項を定めるものとする。

第２章　追試験

（追試験の定義）

第２条　次の各号の事由により試験を受けることができない学生は、願い出により、教授会の承認を経て学長が許可した場合に限り追試験を受けることができる。

⑴　病気
⑵　二親等以内の親族の死亡による忌引き
⑶　交通機関の事故
⑷　交通事故等不慮の事故や火災等の災害
⑸　教育実習および介護等体験の実習
⑹　公務員試験、教員採用試験の試験日
⑺　裁判員制度に基づき裁判員候補者として裁判所へ出頭する場合及び裁判員として職務に従事する場合
⑻　教務委員会で許可された研修
⑼　その他特別の事情により教務委員会で正当な理由と認められる場合

２　追試験の受験許可は、教務委員会、教授会の審議を経て学長が行う。

（追試験の申請）

第３条　第２条により追試験の申請を行おうとする学生は、所定の期間内に教務課に申し出たうえで、別に定める期日までに診断書その他の証明書類を添えて、所定の追試験願を教務課に提出しなければならない。

２　病気等による特別な事情がある場合には、代理人による申請を認める。代理人は学生からの委任状と公的な身分証明書を持参のうえ、教務課で手続きを本人に代わって行うことができる。

（追試験料の納入）

第４条　追試験の許可を得た学生は、所定の期日までに所定の追試験料を納入する。

２　追試験料は別に定める。

３　前項に関わらず、第２条第１項⑶、⑷、⑸および⑺の事由により追試験が許可された場合には、追試験料を免除する。

（追試験の試験日）

第５条　追試験は学年暦に定める日程で行う。

２　前項に関わらず、４年次生の追試験は別に定める期日に実施する。

３　追試験に対する追試験は実施しない。

（追試験の評価）

第６条　追試験の評価については、期末試験とは別の評価基準で行う。

２　評価基準については別に定める。

（追試験の資格の喪失）

第７条　次のいずれかの項目に相当する場合、学生は追試験の資格を喪失する。

⑴　期日までに授業料、試験料等所定の料金を納入していない場合
⑵　期日までに申請書類が提出されない場合
⑶　虚偽の申告があった場合

第３章　再試験

（再試験の定義）

第８条　卒業年次に履修した授業科目の評価が不合格（Ｆ）となったことにより、次の科目が修得単位不足となった場合には、願い出により、学科および教授会審議を経て学長が許可した場合に限り再試験を受けることができる。

⑴　卒業に必要な科目
⑵　教育職員免許状取得に必要な科目
⑶　日本語教員養成課程の修了に必要な科目で同課程の必修科目であるもの

２　再試験は１科目について１回のみ実施することができる。

３　再試験の運用に関しては別に定める。

（再試験の申請）

第９条　第８条により再試験の申請を行おうとする学生は、所定の期日までに所定の再試験願を教務課に提出しなければならない。

２　病気等による特別な事情がある場合は、代理人による申請を認める。代理人は学生からの委任状と公的な身分証明書を持参のうえ、教務課で手続きを本人に代わって行うことができる。

（再試験料の納入）

第10条　再試験の許可を得た学生は、所定の期日までに所定の再試験料を納入する。

２　再試験料は別に定める。

（再試験の試験日）

第11条　再試験は別に定める期日に実施する。

２　再試験に対する追試験は実施しない。

（再試験の評価）

第12条　再試験の評価は、学則第35条第３項で定める５段階評価のＤ（合格）またはＦ（不合格）とする。

２　前項に関わらず、再試験を欠席した場合等には失格とする。

（再試験の資格の喪失）

第13条　次のいずれかの項目に相当する場合、学生は再試験の資格を喪失する。

⑴　期日までに授業料、試験料等所定の料金を納入していない場合
⑵　期日までに申請書類が提出されない場合
⑶　同時期に実施する再試験・追試験等において不正行為が行われた場合
⑷　虚偽の申告があった場合

第４章　細則の改廃および公示

（細則の改廃）

第14条　本細則の改廃は教授会の審議を経て、学長が行う。

（細則の公示）

第15条　本細則の改正が行われた場合には、直ちに学生に公示する。

附　則

１　この規程は、平成27年（2015年）４月１日から施行する。

２　総合政策学部においては、本細則第２条第１項８号および９号の「教務委員会」を「教授会」に、第３条第１項および第２項、第９条第１項および第２項の「教務課」を「千駄ヶ谷キャンパス事務室」に読み替える。第２条第２項の「教務委員会」を削除する。

３　この規程は、2019年（平成31年）４月１日より施行する。

４　この規程は、2022年（令和４年）４月１日より施行する。

学則第45条が規定する「休学・留学の期間中における学費減免措置に関する細則」

（目　的）

第１条　この細則は、「津田塾大学学則」第45条に基づき、休学・留学の期間中における学費減免措置について必要な事項を定める。

（学費の範囲）

第２条　この細則で定める学費とは、授業料および施設設備費をいう。

（減免の金額）

第３条　休学願の申請書を次の期間に提出し、許可された学生については、所定の期間中の学費を免除し、「津田塾大学学則」の別表Ⅴに定める在籍料を納入するものとする。学費の免除と在籍料の納入は学期分を単位として行う。

２　留学願の申請書を次の期間に提出し、許可された学生については、所定の期間中の学費を在籍料相当額に減免する。学費の減免は学期分を単位として行う。

⑴　通年または前期分学費の場合　　当該年度の５月31日まで

⑵　後期分学費の場合　　当該年度の10月31日まで

（休学または留学時の減免の開始時期）

第４条　休学または留学を４月１日から開始する場合は、前期分学費から減免し、10月１日から開始する場合は、後期分学費を減免する。

２　新入生のうち、４月入学の場合は前項の「４月１日」を「入学式当日」と読み替えるものとする。

（休学または留学時の減免の期間）

第５条　休学または留学の許可された期間により、次のとおり学費を減免する。

イ．６カ月以上12カ月未満　　１学期分の学費を減免する。

ロ．12カ月　　通算１年分の学費を減免する。

（適用除外）

第６条　交換留学協定校への留学の場合は、当該大学との協定によるところとする。

ただし、留学期間中の本学への学費納入額が当該期間の在籍料を超える場合は、該当期間の在籍料を納入するものとする。

（改　廃）

第７条　本規程の改廃は、財務・事業計画会議の審議を経て、学長が行う。

附　則

１　この細則は、平成元年（1989年）４月１日より施行する。

２　この細則は、平成２年（1990年）４月１日より改正、施行する。

（中　略）

８　この細則は、平成24年（2012年）４月１日より改正、施行する。

９　この細則は、2014年（平成26年）４月１日より改正、施行する。

10　この細則は、2022年（令和４年）４月１日より改正、施行する。

学則第54条が規定する「学生懲戒規程」

（目　的）
第１条　この規程は、津田塾大学学則（以下「学則」という。）第54条第３項に規定する懲戒に関する基準および手続きについて定めることを目的とする。
２　前項につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

（懲戒の対象とする者）
第２条　この規程において懲戒の対象とする者とは、津田塾大学（以下「本学」という。）の学芸学部学生および総合政策学部学生（以下「学生」という。）のことをいう。
２　委託生、交換学生、科目等履修生、聴講生、外国人留学生の取扱いは本学の学生に準ずるものとする。

（懲戒の考え方）
第３条　懲戒は、学生が第５条にある懲戒の対象となる行為を行った場合、学校教育法および学校教育法施行規則に基づいて、教育機関としての大学の教育目的の達成と規律の維持のために行う。
２　懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。
３　懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

（懲戒の対象とする期間）
第４条　懲戒の対象とする期間は、本学の学籍を有する期間とする。

（懲戒の対象とする行為）
第５条　懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
⑴　犯罪行為及びそれに準ずる社会的諸秩序を侵害する行為
⑵　論文等の作成における学問的倫理に反する行為
⑶　試験等における不正行為
⑷　コンピュータ及びネットワークに係る情報倫理に反する行為
⑸　本学の規則に違反する行為
⑹　そのほか、本学の秩序を乱し、本学の名誉を毀損する行為

（懲戒の種類）
第６条　学則第54条に定める懲戒は、次のとおりとする。
⑴　退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
⑵　停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。
⑶　訓告は、学生の行った行為の責任を確認し、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭および書面をもって戒めるものとする。

（懲戒の量定）
第７条　懲戒処分の量定は、第３条に基づき、懲戒の標準例（以下「標準例」という。）についての「別紙」を参考にし、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を、個々の事案の事情に即し、総合的に判断して行う。
⑴　非違行為の動機、態様及び結果
⑵　故意又は過失の別及びその程度
⑶　過去の非違行為の有無
⑷　日常における生活態度及び非違行為後の対応
２　前項での標準例にかかわらず、人命にかかわる重大事案においては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることがある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

（停学の期間）
第８条　停学の期間は、無期または１か月以上６か月以下の有期とする。
２　無期の停学は、当該学生の反省の度合い等を勘案の上、当該停学の解除の時期を決定する。

3　無期停学解除の時期および停学解除の手続きについては、第19条に定める。
4　停学の期間は、修業年限４年に含めないが、在学年数８年に含める。

（停学に付帯する措置）
第９条　停学期間中の措置は、次のとおりとする。
⑴　無期停学の処分および１か月以上の停学処分があった場合には、当該停学の効力が開始した日を含む当該タームに履修中のすべての授業科目の履修登録を取り消す。
⑵　有期停学の期間中、当該学生に対し有期停学期間終了後の履修に関し履修登録を認める。
⑶　停学処分の決定後または停学中の場合は、休学の願い出を受理しない。
⑷　休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学許可を取り消す。
⑸　停学期間中の授業料及び施設設備費は納付しなければならない。
⑹　停学期間中は、試験等の受験は認めない。
⑺　停学期間中は、登校、大学の施設利用および本学学生としての活動を制限する。

（停学期間中の教育的指導）
第10条　停学期間中は、教育的指導を定期的に行う。
2　学生への面談等の教育的指導は、学部長が行うものとする。ただし、他の教員に委任することができる。
3　学部長または教育的指導を委任された教員は、教育的指導に必要と判断される場合、学生の施設利用を認めることができる。

（懲戒事案の報告）
第11条　学部長は、所属する学部の学生が懲戒対象行為を行った場合、または、行った疑いのある場合は、直ちに学長に報告するものとする。

（事実関係の調査）
第12条　学長は、前条の報告を受け、当該学生の行為が懲戒事由に該当し、懲戒の必要があると思料されるとき、全学学生委員会または別に定められた規程による委員会（以下、「当該委員会」という。）に、当該事案について、調査および審議を付託する。
2　当該委員会は、必要に応じて本学専任教職員に調査を委託することができる。
3　当該委員会は、必要に応じて弁護士等、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
4　当該委員会は、必要に応じて本学教職員、学生および事案に関係する者から事情聴取を行い、資料の提出を求めることができる。
5　当該委員会は、遅滞なく保護者または保証人に当該学生が懲戒の対象となる可能性がある旨を通知するとともに、当該学生に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。
6　前項の調査にあたり、当該委員会は、事前に当該学生に対して、事情聴取を行う期日、場所及び非違行為と目される事実の概要を口頭または文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該学生が、正当な理由なく欠席し又は弁明書を提出しなかったときは、この権利を放棄したものとみなす。
7　事情聴取を行う際、当該学生は１名の付添人を伴うことができるものとし、必要に応じて文書若しくは代理人による弁明を認めるものとする。
8　第５項の規定にかかわらず、連絡先不明、その他やむを得ない事由により、当該学生に通知および弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことがある。
9　当該委員会は、事情聴取終了後すみやかに、次に掲げる事項を記載した調査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
⑴　非違行為と目される事実に対する学生の意見陳述の内容
⑵　非違行為と目される事実に対する学生の意見陳述の内容に理由があるかどうかについての当該委員会の意見
⑶　当該事案に関しての懲戒処分の量定に関わる審議内容
⑷　学生への妥当と考えられる処分の案又は処分を不要とする案
10　学長は、調査報告書の内容に疑義があるときは、再調査を指示することができる。

（自宅待機）
第13条　学長は、調査報告書が提出されてから、第15条により処分を決定するまでの期間に、学生に対し自宅待機を命ずることができる。学長はその旨を当該学生が所属する学部の教授会（以下教授会）に報告する。

2　学長は、自宅待機を命じた学生に、授業科目の履修、大学施設の利用及び課外活動への参加を制限することができる。
3　自宅待機中の者が停学処分となった場合は、自宅待機の期間を処分期間に含めるものとする。

（謹　慎）
第14条　学長は、調査報告書により、学生の行為が退学または停学となり得る行為として明らかであると判断した場合、懲戒処分を決定する前に２か月を超えない範囲で学生に対し、謹慎を命ずることができる。学長はその旨を教授会に報告する。
2　前項の謹慎期間中は、第８条第４項、第９条第２号から第７号まで、第10条の規定を準用する。
3　謹慎期間は停学期間に含めるものとする。

（懲戒決定の手続き）
第15条　当該委員会は、調査報告書において、懲戒が相当と判断した場合、第６条に定める懲戒のうち相当と判断される処分を学長に提案する。
2　懲戒は、教授会および大学運営会議の審議を経て、学長が決定し、処分を行う。

（懲戒の発効および期間）
第16条　懲戒は、学生に対して懲戒の内容を文書で発信した日から発効する。
2　懲戒の期間は、効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

（学生への通告および保証人への通知）
第17条　当該委員会は、学生に対し懲戒の内容および理由を学長名の文書により通告する。
2　当該委員会は、学生の保証人に対し前項に定める内容を学長名の文書により通知する。
3　第１項の通告および前項の通知を受領すべき学生あるいは保証人の所在を知ることができないときは、公示、送達、その他適切な方法により、その発信をもって代えることができる。

（公　示）
第18条　当該委員会は、懲戒を行った場合、遅滞なく学長名で公示を行う。
2　公示する事項は、学部、学科、学年、懲戒理由、懲戒の種類とその適用条文とする。
3　公示の期間は２週間とする。
4　特段の事情がある場合、当該委員会と調整のうえ、教授会、大学運営会議の議を経て、当該公示の一部又は全部を公示しないことができる。

（停学の解除）
第19条　無期停学は、懲戒の発効日の翌日から６か月を経過した後でなければ解除できない。
2　無期停学の解除は、学部長の解除申請に基づき、当該委員会が無期停学の解除が適当であると判断した場合、教授会および大学運営会議の審議を経て、学長が行う。ただし、解除の時期は、当該停学の効力が発生した日の翌日から起算して６か月を超え１年以内とする。
3　学長は、停学処分が終了するとき、又は停学処分を解除するときは、当該学生から誓約の意思を書面で提出させる。
4　無期停学解除の学生への通告および保証人への通知は、文書で行う。

（不服申立て）
第20条　懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日の翌日から２週間以内にその懲戒に対する不服申し立てを行うことができる。ただし、この期間内に不服申し立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して２週間以内に不服申し立てを行うことができる。
2　前項の申立ては、学長宛に文書をもって当該委員会に提出しなければならない。

（不服申立の審査）
第21条　前条により不服申立てがあった場合、学長は当該委員会に、不服申立ての当否について審査を付託する。
2　前項の審査にあたっては、第12条第２項から第７項までの規定を準用する。
3　当該委員会は、すみやかに事情聴取を行い、不服申立ての当否について審査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

（不服申立ての採否の決定）
第22条　学長は、審査報告書に基づき、教授会および大学運営会議の審議を経て、処分の変更又は不服申立ての棄却を決定する。
2　前項の決定についての当該学生への通告および保証人への通知については、第17条の規定を準用し、その公示については、第18条の規定を準用する。

（懲戒処分の取消・変更）
第23条　学長は、第15条により懲戒処分を決定告知した後、第20条に定める不服申し立てが無い場合においても、処分決定時に存在しながら考慮できなかった事情が新たに判明した結果、告知した懲戒処分を維持することが相当でないと判断したときは、教授会および大学運営会議の議を経て、これを取消または変更することができる。

（懲戒に関する記録）
第24条　懲戒の事実は学籍簿に記録する。
2　成績証明書、その他本人の成績及び修学状況に関する書類で、大学関係者以外の者が閲覧する可能性のある書類の作成にあたっては、懲戒を受けた旨の記載をしない。

（懲戒対象者の退学又は休学の申し出の取扱い）
第25条　学長は、調査報告書が提出されてから第15条による懲戒が決定される前に、当該学生から退学又は休学の申し出があった場合、懲戒が決定するまでこの申し出を受理しない。
2　停学期間中は、休学することを認めない。
3　懲戒処分決定後に退学の申し出があった場合は、退学を許可することがある。
4　前項により退学した者の再入学は認めない。

（厳重注意）
第26条　学長または当該委員会委員長は、懲戒に相当しない場合でも、教育的指導の下に文書または口頭により当該学生に厳重注意を行うことができる。
2　厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

（守秘義務）
第27条　この規程の運用に当たっては、学生の基本的人権を尊重するよう留意し、関係者は知り得た情報に関する守秘義務を負う。

（逮捕・拘留時の取扱い）
第28条　学生が逮捕・拘留され、大学が本人に接見することができない状況であっても懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができる。

（補　則）
第29条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

（改　廃）
第30条　この規程の改廃は、教授会、大学運営会議の審議を経て、学長が行う。

（規程の公示）
第31条　この規程の改正が行われた場合には、直ちに学長名で公示する。

附　則
1．この規程は、2014年（平成26年）4月16日から施行する。
2．この規程は、2015年（平成27年）7月15日から改正、施行する。
3．この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正、施行する。
4．この規程は、2025年（令和7年）4月1日から改正、施行する。

学生懲戒規程　第７条（別紙）標準例（参考）

区　分	懲戒対象行為	懲戒処分の目安
(1)犯罪行為及びそれに準ずる社会的諸秩序を侵害する行為 1)刑法犯・特別刑法犯	殺人、強盗、放火、誘拐、傷害等の凶悪な犯罪の既遂又は未遂の行為	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、わいせつ行為等の犯罪の既遂又は未遂、重大な過失により死亡・傷害の結果を惹起する犯罪行為	退学又は停学
	賭博、住居・建造物侵入、他人を傷害するに至らない暴行、万引等の行為であって、刑罰法規に該当する行為	停学又は訓告
	盗撮行為、盗聴行為、のぞき見行為、その他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、青少年保護条例、迷惑防止条例等に違反する行為	停学又は訓告
	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、向精神薬の不法所持、不正使用、売買、仲介等の行為	退学又は停学
	上記以外の不正行為	停学又は訓告
2)交通事犯	飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転を含む。以下同じ。）、無免許運転、重大な制限速度違反運転（制限速度時速30㎞以上の超過）等の悪質な運転により、被害者を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる重大な人身事故を起こす行為	退学
	ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転、無免許運転、暴走運転、重大な過失等により、上記以外の人身事故を起こす行為	退学又は停学
	人身事故を伴わない飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反の行為	停学又は訓告
	物損事故等の交通事故又は交通法規違反の行為 ただし、反則金（交通反則通告制度に基づき行政処分として課される過料）に該当する場合で、軽微な道路交通法違反については、懲戒処分の対象としない。	訓告又は厳重注意
	上記以外の不正行為	停学又は訓告
(2)論文等の作成における学問的倫理に反する行為	論文等の盗作、盗用、そのほか研究成果作成の際に論文やデータのねつ造を行う行為のうち、きわめて悪質なもの	退学又は停学
	上記以外の不正行為	停学又は訓告
(3)コンピュータ及びネットワークに係る情報倫理に反する行為	コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する、きわめて悪質な犯罪行為	退学
	上記以外の不正行為	停学又は訓告
(4)本学の規則に違反する行為	本学の規則に違反する行為のうち、きわめて悪質な行為	退学又は停学
	上記以外の不正行為	停学又は訓告
(5)そのほか、本学の秩序を乱し、本学の名誉を毀損する行為 1)学習・研究・教育活動を妨害する行為	学生の学習・研究活動、教職員の教育・研究活動、業務等の正当な活動を、暴行、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為のうち、きわめて悪質な犯罪行為	退学又は停学
	上記以外の不正行為	停学又は訓告
2)建造物等を損壊する行為等	本学が管理する建造物、施設、設備、器物を損壊し、汚損し、不法に改築する行為のうち、きわめて悪質な犯罪行為	退学又は停学
	上記以外の不正行為	停学又は訓告
3)そのほか	本学の学生、教職員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等の行為	退学、停学又は訓告
	二十歳未満の者に対する飲酒、喫煙を強要し又は助長する行為	停学又は訓告
	二十歳未満の者であるにもかかわらず飲酒し又は喫煙する行為	停学又は訓告
	本学の秩序を乱し、本学の名誉を毀損する行為のうち、きわめて悪質なもの	退学又は停学
	上記以外の、本学の秩序を乱し、本学の名誉を毀損する行為	停学又は訓告

学則第54条が規定する「学生表彰規程」

（趣　旨）

第１条　この規程は、津田塾大学学則第54条の２第２項に規定する学生の表彰に関し必要な事項を定める。

２　前項につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

（表　彰）

第２条　学生の表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体に対して行う。

(1)　学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの

(2)　本学における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の発展に功績があったと認められるもの。

⑶ 社会活動において優れた評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの。
⑷ その他前３号と同等の表彰に価すると認められるもの。

（被表彰者等の推薦）
第３条 学部長、学芸学部学生委員長、総合政策学部学生生活責任者は、前条各号のいずれかに該当すると認められるものがあるとき、学長に推薦することができる。
２ 前項の推薦に当たっては、被表彰者の属する学部の教授会または全学学生委員会の議を経なければならない。

（選考委員会）
第４条 前条で推薦された被表彰者等の選考を行うため、選考委員会を置く。

（組 織）
第５条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
⑴ 副学長（広報・学生担当）
⑵ 推薦された被表彰者の属する学部の学部長
⑶ 全学学生委員
⑷ その他、学長が必要と認める者若干名
２ 前項第４号に規定する委員は、学長が任命する。

（委員長）
第６条 選考委員会に委員長を置き、副学長（広報・学生担当）をもって充てる。
２ 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
３ 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（関係者からの意見聴取）
第７条 委員会が必要と認めたときは，委員以外の関係者を出席させて説明または意見を聴くことができる。

（表彰の決定）
第８条 表彰の決定は、選考委員会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

（表彰の方法）
第９条 表彰は、学長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。
２ 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）
第10条 表彰の時期は、原則として卒業式の日とし、随時行うことができる。

（公 表）
第11条 被表彰者は学内に公表する。

（事 務）
第12条 学生の表彰に関する事務は、学生生活課において処理する。

（補 則）
第13条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別にこれを定める。

（改 廃）
第14条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

（規程の公示）
第15条 本規程の改正が行われた場合には、直ちに学生に公示する。

附　則

1．この規程は、2015年（平成27年）４月１日から施行する。

2．この規程は、2017年（平成29年）４月１日から改正、施行する。

別紙様式

学　　長　　賞

氏名（団体名）

あなた（もしくは団体名）は、○○○○において（理由）本学の栄誉を高めました

よってここに功績をたたえ表彰します

年　　月　　日

津田塾大学　学長　　氏　　名　　印

備考：表彰の事由によって、表彰状の本文を変更することができるものとする。

津田塾大学　試験における不正行為および懲戒に関する規程

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この規程は、津田塾大学学則（以下「学則」という。）第54条に基づき、試験および単位修得に関わる学習評価の方法において、不正行為を行った者の懲戒に関する事項を定める。

第２章　不正行為の対象

（不正行為による懲戒の対象となる試験）

第２条　学則第35条第２項に定める学習評価に関わる試験および全ての考査方法を対象とする。

（不正行為に該当する行為）

第３条　次の各号に該当する行為は、不正行為とする。

(1)　他人の身代わりとなって受験すること、または他人を自己の身代わりとして受験させること

(2)　他人の答案を見ること、または他人に自分の答案をみせること

(3)　私語、動作その他の手段により解答の伝達または受信を行うこと

(4)　使用が許可されていない教科書、参考書、ノート、その他を参照すること

(5)　使用の許可によらず、試験時間中に教科書、参考書、ノート、その他を貸借すること

(6)　所持品、机、身体、その他に問題に関する内容を書込み、それを参照できる状態で受験すること

(7)　他人と答案を交換すること、答案への偽名の記入、および答案の破棄や答案を提出しないこと

(8)　持込みを許可されていない所持品を持ちこむこと(11)　その他　教務委員会および教授会が不正行為と認めた行為

(9)　試験監督の指示に反すること等、試験の公正を害する行為を行うこと

(10)　試験、レポート、卒業論文等における剽窃行為

(11)　試験、レポート、論文等の作成において、実在しない文献、資料、データ、研究結果または事柄を作成し、それらが存在するかのように記載する捏造行為行為

(12) その他 教務委員会および教授会が不正行為と認めた行為

2　不正行為を発見した場合には、速やかに教務課または教務委員に連絡する。

第３章　不正行為に対する懲戒処分、成績評価

（懲戒処分の決定）

第４条　第３条第１項に該当する不正行為が行われたことが確認された場合、教授会の議を経て学長が処分を行う。

2　処分は不正行為を行った者に文書にて通知する。

3　不正行為を行った者の保証人には処分を通知するものとする。

（懲戒処分の内容）
第５条　不正行為を行った者の懲戒は、訓告、停学、退学とする。
２　上記に関わらず、不正行為が軽微であると教務委員会が認めた場合（レポートにおける１回目の剽窃行為等）には、次の対応とする。
①当該科目は失格
②担当教員は教務委員同席の下、当該学生の指導を行い適切な改善策を取る。
３　不正行為を再度行った場合には、原則として前回以上の処分とする。

（成績評価および学籍簿への記録）
第６条　不正行為の行われた授業科目は成績評価を失格とし、不正行為による評価であることを学籍簿に記録する。
２　不正行為を行った者は、二度と不正行為を繰り返さないことを誓約する反省文を学長に速やかに提出しなくてはならない。

（懲戒の公示）
第７条　不正行為の懲戒については、学長名で公示するものとする。
２　公示する内容は処分学生の学科、学年、授業科目名および処分内容とする。ただし行為が悪質な場合には学生氏名の公示を行う。

（不服申し立て）
第８条　不正行為の懲戒に関して、学生は文書にて教務委員会に不服申し立てができるものとする。
２　不服申し立てへの細則は学生懲戒規程に準ずる。

第４章　規程の改廃、規程の公示
（規程の改廃）
第９条　本規程の改廃は教授会の議を経て、学長が行う。

（規程の公示）
第10条　本規程の改正が行われた場合には、直ちに学生に公示する。

附　則
１．本細則は2014年６月18日教授会で決定し、同日から施行する。
２．本細則は2017年４月１日から施行する。
３．総合政策学部においては、第５条第２項、第８条の「教務委員会」を「教授会」に、第３条第２項の「教務課」を「千駄ヶ谷キャンパス事務室」に、第３条第２項、第５条第２項の「教務委員」を「教務責任者」に読み替える。第３条第１項11号の「教務委員会」を削除する。
４．本細則は 2026 年(令和８年)9 月1日から改正・施行する。

学則第７条２項が規定する学期の区分等に関する定め

学芸学部、総合政策学部では、学年を２期に分け、４月１日から９月30日までを前期、10月１日から翌年３月31日までを後期とする。
授業は１年を４期に分け実施するものとし、各期をタームと呼ぶものとする。
各タームの開始日および終了日は学部ごとに別に定める。
夏期休暇終了後から始まるタームは後期に属するものとする。

2017年４月１日
津田塾大学学長決定

津田塾大学総合政策学部 授業科目および単位数に関する定め

津田塾大学総合政策学部授業科目および単位数は、次のとおりとする。
この定めは、2026年（令和８年）４月１日から施行する。

（１）総合政策学部総合政策学科

	授業科目	単位		授業科目	単位
必修科目・基礎科目	１年セミナーA	1	必修科目・基礎科目	Discussion: NGOs and Social Activism ⅡC	1
	１年セミナーB	1		Critical Thinking and Reading ⅡA	1
	１年セミナーC	1		Critical Thinking and Reading ⅡB	1
	２年セミナーA	1		Critical Thinking and Reading ⅡC	1
	２年セミナーB	1		Critical Thinking and Writing ⅡA	1
	２年セミナーC	1		Critical Thinking and Writing ⅡB	1
必修科目・応用科目	３年セミナーA	1		Critical Thinking and Writing ⅡC	1
	３年セミナーB	1		Discussion: Population Issues ⅢA	1
	３年セミナーC	1		Discussion: Politics and Society ⅢB	1
	４年セミナーA	1		Discussion: Policy-Making ⅢC	1
	４年セミナーB	1		Problem Solution in Academic Writing ⅢA	1
	４年セミナーC	1		Problem Solution in Academic Writing ⅢB	1
	卒業研究プロジェクト	4		Problem Solution in Academic Writing ⅢC	1
必修科目・基礎科目	Communication: Public Speaking ⅠA	1		政治とは何か	2
	Communication: Interpersonal Communication ⅠB	1		経済の仕組み	2
				法からみた社会	2
	Communication: Advanced Presentation Skills ⅠC	1		データ・サイエンス入門	2
				統計A	2
	Discussion: Critical Thinking ⅠA	1		統計B	2
	Discussion: Education ⅠB	1		総合政策概論A	1
	Discussion: Gender and Family ⅠC	1		総合政策概論B	1
	Content-based Reading ⅠA	1	基幹科目・データ・サイエンス	計算社会科学	2
	Content-based Reading ⅠB	1		プログラミング基礎	2
	Content-based Reading ⅠC	1		経済分析	2
	Content-based Writing ⅠA	1	基幹科目・専門科目（英語で行う科目）	Introduction to International Relations A	1
	Content-based Writing ⅠB	1		Introduction to International Relations B	1
	Content-based Writing ⅠC	1		Introduction to International Relations C	1
	Communication: Leadership and Teamwork ⅡA	1		Politics and Development A	1
				Politics and Development B	1
	Communication: Career Development ⅡB	1		Politics and Development C	1
	Communication: Project Management ⅡC	1		Political Communication A	1
	Discussion: The Mass Media ⅡA	1		Political Communication B	1
	Discussion: Global Problems ⅡB	1		Political Communication C	1

	授業科目	単位		授業科目	単位
基幹科目・専門科目（英語で行う科目）	Social Values A	1	基幹科目・課題解決関連科目	平和構築	2
	Social Values B	1		プロパガンダとアドボカシー	2
	Social Values C	1		文化交流論	2
	Culture and Society A	1		市民社会における安全保障	2
	Culture and Society B	1		法制度設計	2
	Culture and Society C	1		統治システム論	2
	Language Analysis A	1		環境政策論	2
	Language Analysis B	1		国際標準化論	2
	Language Analysis C	1		企業の社会的責任	2
	Language and Communication A	1		雇用経済論	2
	Language and Communication B	1		マーケティング戦略	2
	Language and Communication C	1		イノベーションと社会	2
	Language and Culture A	1		多国籍企業論	2
	Language and Culture B	1		知的財産法	2
	Language and Culture C	1		世界の開発と貧困問題	2
	Introduction to Language and Linguistics A	1		医療・介護の経済分析	2
	Introduction to Language and Linguistics B	1		経済政策論	2
	Introduction to Language and Linguistics C	1		情報通信技術と社会	2
	Foundation Discussion Skills A	1		インターネット概論	2
	Foundation Discussion Skills B	1		映像コミュニケーションデザイン	2
	Foundation Discussion Skills C	1		Web情報システム論	2
	Communicative Grammar A	1		情報セキュリティ論	2
	Communicative Grammar B	1		メディア産業論	2
	Communicative Grammar C	1		スマートコミュニティ論	2
	Genre-based Reading A	1		データ政策科学	2
	Genre-based Reading B	1		情報通信政策	2
	Genre-based Reading C	1		経営情報システム	2
	Advanced Reading A	1		健康医療情報システム	2
	Advanced Reading B	1		社会実践の諸相	2
	Advanced Reading C	1		コミュニティスタディ	2
	Thesis Writing in English A	1		女性のキャリア開発	2
	Thesis Writing in English B	1		地域ケア論	2
	Business Project & Presentation	1		少子高齢化の進展と社会保障の持続可能性	2
基幹科目・課題解決関連科目	分配のポリティクス	2		ソーシャル・インクルージョン論	2
	グローバリゼーション論	2		ジェンダーと社会変動	2
	公共政策論	2		子どもの貧困と教育格差	2
	地域政策論	2		人の国際移動と社会の多文化化	2
	政治参加	2		ダイバーシティ社会論	2

	授業科目	単位
基幹科目関連科目	ソーシャル・ヘルス・マネジメント	2
基幹科目・専門科目	政治制度論	2
	法と公共政策	2
	経済活動のための法	2
	行政学	2
	日本政治史	2
	公共哲学	2
	ミクロ・マクロ経済分析	2
	日本の財政・金融	2
	現代経営論	2
	社会調査入門	2
	質的調査法	2
	プログラミング実践	2
	プロジェクト・マネジメント	2
	共生社会と法	2
	社会学概論	2
	福祉政策論	2
	社会階層論	2
	家族社会学	2
	グローバル・ポリティクス論	2
	実証政治理論	2
	行動経済分析	2
	貿易政策論	2
	多変量解析と公的統計	2
	アプリケーション開発	2
	能力開発論	2
	現代社会論	2
	政策過程論	2
総合科目	クリティカル・シンキング	2
	世界の宗教と社会	2
	ソーシャル・デザイン論	2
	経済人類学	2
	科学技術と文明	2
	歴史入門	2
	キャリア入門A	1
	キャリア入門B	1
	キャリア入門C	1
	日本語ライティングA	1

	授業科目	単位
総合科目	日本語ライティングB	1
	日本語ライティングC	1
	実践インターンシップ	1〜4
	語学研修	2
	International Training Course A	1
	International Training Course B	1
	事業戦略とイノベーション	1
	データ分析実践	1
	ブランディング実践	1
	データで読み解く世界	1
	デザイン思考による地域創生学	1
	時事問題特論	1
	簿記入門	1
	パーソナルファイナンス論	2
	長期的価値創造の経営	2

（2）データサイエンス・リテラシープログラム

	授　業　科　目	単位
必修科目	データ・サイエンス入門	2
	情報通信技術と社会	2

（3）データサイエンス応用基礎プログラム

	授　業　科　目	単位
必修科目	データ・サイエンス入門	2
	統計A	2
	プログラミング基礎	2
	統計B	2
	経営情報システム	2
選択科目	データ政策科学	2
	インターネット概論	2
	プログラミング実践	2
	経済分析	2
	多変量解析と公的統計	2
	アプリケーション開発	2
	計算社会科学	2

Ⅲ

履修について

Ⅲ　履修について

この章では、授業や試験など、履修に関する各種制度を掲載しています。掲載内容に変更が生じたり、追加のお知らせが生じた場合は、原則、大学ポータルサイト（以下、TsudaNet）にて連絡します。

学生個人への連絡は、原則、TsudaNetの「掲示板」への掲載とTsudaNetからのメール配信にて行いますが、各事務局から直接メールによる連絡を行う場合もあります。大学から付与されたメールアドレスについて、適宜受信メールを確認するようにしてください。

履修、その他の質問は、履修要覧をよく確認した上で、千駄ヶ谷キャンパス事務室窓口で行ってください。

TsudaNet

お知らせ
千駄ヶ谷キャンパス事務室

1．授業について

■授業期間

授業期間は第１ターム～第４タームの４期とし、第１、３、４タームは９週（うち１週試験）、第２タームは５週とします。

第１ターム	第２ターム	第３ターム	第４ターム
４月13日～６月20日	６月22日～７月27日	９月４日～11月17日	11月18日～２月２日

【第２タームについて】

本学では、第２タームと夏期休暇期間を合わせてギャップタームと称し、この期間を学外学修に充てることを推奨しています。学外学修については、学外学修・キャリアセンターの情報を確認してください。

また、第１、３、４タームとは異なり、学内では、主に５週の間に原則９回の授業を行う科目を開講します。時間割をよく確認してください。

■授業時間

各週は月曜日より金曜日まで毎日午前８時50分から午後７時30分までを６時限に分けて授業時間とします。土曜日は通例自習日ですが、特別講義、見学、実験、補講、試験等を行うことがあります。

１時限	２時限	３時限	４時限	５時限	６時限
8：50 ～ 10：20	10：30 ～ 12：00	13：00 ～ 14：30	14：40 ～ 16：10	16：20 ～ 17：50	18：00 ～ 19：30

ただし、第１、３、４タームの試験期間については、次の時間割で行います。

１時限	２時限	３時限	４時限	５時限	６時限
8：50 ～ 10：20	10：40 ～ 12：10	13：00 ～ 14：30	14：50 ～ 16：20	16：40 ～ 18：10	18：30 ～ 20：00

■メディアを高度に利用した授業

「メディアを高度に利用した授業」とは、オンライン型、オンデマンド型、そしてそれらと対面授業等を組み合わせたブレンド型という方法で実施される授業です。

「メディアを高度に利用した授業」で修得した単位は、随意科目を除き、60単位を上限として卒業に必要な単位に算入できます。

「メディアを高度に利用した授業」の一覧は、「津田塾大学教務課からのお知らせ」ページに掲載します。

■休講　電話照会には応じません。

教員の校務、学会出席、病気等により授業が休講になる場合には、担当教員から連絡があり次第、TsudaNetでの通知に加え、「千駄ヶ谷キャンパス事務室からのお知らせ」ページの「休講情報」に掲示します。

休講の連絡がなく、始業時刻より30分以上経過しても授業が始まらない場合は、千駄ヶ谷キャンパス事務室に問い合わせて指示を受けてください。

緊急時については、以下に記載したとおりになります。ただし、授業の継続が困難と大学が判断した場合は、授業を中止することがあります。集中講義や定期試験についてもこれらに準じます。

緊急時の休講は大学ホームページおよびTsudaNetで発表します。電話照会には応じません。

【気象警報発表の場合の休講措置について】

各キャンパスの対象地域に、気象庁より以下の警報が発表された場合、休講となります。
状況を確認のうえ、詳細は大学ホームページおよびTsudaNetにてお知らせいたします。

［休講となる気象警報］

すべての特別警報（大雨、土砂災害のカテゴリにおいてはレベル4危険警報以上）、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報

［対象となる地域］

千駄ヶ谷キャンパス	東京都全域または東京都23区西部全域または渋谷区
小平キャンパス	東京都全域または多摩北部全域または小平市

なお、他の地域に上記の警報が発表された場合は、通常どおり授業を行いますが、その影響により授業に出席できなかった場合は、ご自身でメールまたは次回の授業時に担当教員へ申し出てください。

発表された警報が解除された場合、その時間帯によって授業の実施は以下のとおりになります。

（千駄ヶ谷キャンパス）

イ．午前６時までに解除された場合	通常どおり１時限目から授業を実施
ロ．午前６時現在発令中で、午前10時までに解除された場合	午前中は休講となり、３時限目から授業を開始
ハ．午前10時を過ぎても解除されない場合	３・４時限目も休講となり、５時限目から授業を開始
ニ．午後０時を過ぎても解除されない場合	５・６時限目も休講（１日休講）

※上記気象警報が授業開始後に発令された場合、原則としてその時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記ロ．ハ．ニ．に準じます。
※文学研究科英語教育実践研究においては、午後５時を過ぎても解除されない場合、７時限目も休講となります。

（小平キャンパス）

イ．午前６時までに解除された場合	通常どおり１時限目から授業を実施
ロ．午前６時現在発令中で、午前10時までに解除された場合	午前中は休講となり、３時限目から授業を開始
ハ．午前10時を過ぎても解除されない場合	午後も休講（１日休講）

※上記気象警報が授業開始後に発令された場合、原則としてその時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記ロ．ハ．に準じます。

＊上記に該当しない場合でも、大学の判断により休講とする場合がありますので、大学ホームページおよびTsudaNetで確認してください。

【地震等災害発生時の休講措置について】

大学の指示に従ってください。

緊急事態発生時の心得

地震が発生した場合
１．あわてて飛び出さず、机の下などで落下物を避ける。
２．非常放送や教職員の指示に従い、落ち着いて避難する。
３．小平キャンパスの一時避難場所はグラウンド、千駄ヶ谷キャンパスの一時避難場所は梅公園とする。建物から外へ出る際は落下物に注意する。

火災が発生した場合
１．火災報知器により周囲に知らせるとともに、守衛所または教職員に状況を通報する。
２．非常放送や教職員の指示に従い、落ち着いて避難する。
３．避難を最優先し、初期消火は安全が確認できる範囲で行う。

【鉄道会社のストライキによる休講措置】

以下に該当する鉄道会社がストライキを行った場合、休講となります。

状況を確認のうえ、詳細は大学ホームページおよびTsudaNetにてお知らせいたします。

千駄ヶ谷キャンパス	JR東日本
小平キャンパス	JR東日本および西武鉄道

ストライキが解除された時間によって、授業開始時間が次のように異なります。

⑴ ストライキ実施当日午前０時までに、ストライキが解除された場合	平常どおり授業実施
⑵ ストライキ実施当日午前６時までに、ストライキが解除された場合	午後から授業実施

なお、他の鉄道会社がストライキを行う場合は、平常どおり授業を行いますが、利用者でストライキのために授業に出席できなかった場合は、ご自身でメールまたは次回の授業時に担当教員へ申し出てください。

２．単位制について

単位制とは、授業科目ごとに一定の基準で定められている単位を修得する制度のことです。単位は学則第12条の２に定めているとおり、その授業に所定の授業時間出席し、かつ合格の評価を得た者に与えられます。講義科目と演習科目は、15時間から30時間までの授業をもって１単位が与えられます。ただし、授業は、いずれも45時間の学修を標準とする内容で構成されています。つまり、授業のみに参加すれば良いという訳ではなく、その２倍以上の授業時間外での学習が求められます。例えば、１タームで完結する講義科目の授業時間は合計でおよそ15時間ですが、授業時間外で30時間程度の予習や復習を求める内容を取り扱います。履修登録を行う際は、この点に留意し、過剰な登録とならないよう気を付けてください。

３．履修登録について

大学における学習は、自己の責任において受講したい授業科目を選んで履修計画を立て、卒業に必要な単位を満たしていきます。

■注意事項

履修登録は修学意志の表明です。履修登録を期日までに行わない場合、修学意志がないものとして除籍となります。計画的に履修登録を行ってください。

⑴ 履修する科目は、各学科の履修方法と授業時間割によって決定し、４月の履修登録期間に第１～４タームすべての履修登録を行います。必要に応じて第２ターム開始前、第３タームおよび第４ターム開始後の履修登録期間に履修登録の追加を行います。
⑵ 履修するすべての科目は履修登録をしなければ単位を修得することはできません。
⑶ 同一時間に２科目以上を重複して登録することはできません。
⑷ 原則として、一度合格の評価を得た科目を再度履修することはできません。
⑸ 原則として、同一年度内に同じ科目を複数回履修することはできません。
⑹ 履修希望者が10人以下の場合は開講を取り止めることがあります。また科目によっては受講者数を制限するものがあります（p.50■事前抽選科目（予備登録科目）参照）。
⑺ 登録した授業科目については、登録した開講ターム・曜日・時限・担当者以外のクラスには出席はできません。
⑻ 履修登録期間・履修放棄期間以外は、登録内容の変更が一切認められません。事前にシラバスを読み、講義内容をよく理解したうえで、登録してください。

■履修登録制限

年間で履修登録できる授業科目の単位数には、上限が定められています。履修登録制限は、みなさんが学修する授業科目を精選することで予習・復習を含む十分な学修時間を確保し、授業内容を深く身に付けることを目的として、1年間の履修登録単位数の上限を定め、各年次を通して計画的な履修ができるよう設けている制度です。

履修登録に際しては、１科目１科目しっかりした学修を行って十分な成績評価を得られるように、それぞれの学修状況や履修計画をもとに、無理のない範囲で履修登録を行ってください。

	単位数
1年生	42単位
2年生	42単位
3年生	42単位
4年生	42単位

※認定された科目の単位は除きます。
※実践インターンシップや認定された科目の単位（語学研修など）は除きます。
※今年度の卒業を希望する卒業年次生に限り、学科で審議のうえ必要最低限の単位数のみ履修登録上限数を超える履修登録を認めることがあります。

■履修登録

指定された履修登録期間にTsudaNetでの履修登録を行うことによって、正式にその科目が登録されることになります。ただし、クラスを指定された科目および事前抽選科目（予備登録科目）は、最初の授業から出席しなければなりません。

【履修登録日程】

第1～4タームすべての科目について、4月に履修登録を行います。
必要に応じて、第2ターム開始前、第3タームおよび第4ターム開始後の履修登録期間に履修登録の追加を行います。
履修登録期間中は、履修放棄もできます。
（詳細はp.58「6．TsudaNetでの履修登録の方法について」参照）

登録期間	対　象
4月11日（土）9：00～4月20日（月）16：30	すべての科目
6月5日（金）9：00～6月12日（金）16：30	第2ターム以降に開始される科目
9月3日（木）9：00～9月11日（金）16：30	第3ターム以降に開始される科目
11月17日（火）9：00～11月25日（水）16：30	第4ターム開講科目

■期間外登録

履修登録期間に病気その他やむを得ない理由で履修登録ができない場合は、事前に千駄ヶ谷キャンパス事務室に連絡し、許可された場合のみ、履修登録を延期することができます。
この場合、登録延期願（大学所定書式）と理由を証明する書類の提出が必要です。
病気の事由……医師の診断書
その他の事由……保証人からの事由を説明する書類（書式自由）
上記以外の期間外登録は、原則として認められません。ただし例外として期間外登録の申請をする者は、千駄ヶ谷キャンパス事務室に申し出の上、「登録延期願」（大学所定書式）の提出と、期間外登録審査料（1科目につき500円）の納入が必要です。

■履修制約科目

履修制約科目とは、一定の条件を満たさないと履修できない科目のことです。履修制約科目は下表のとおりです。

総合政策学科
3・4年セミナーは原則として同時履修することができません。

■事前抽選科目（予備登録科目）

事前抽選科目（予備登録科目）は、受講者数の定員を決めて行われる授業科目です。事前に申込みを行い、抽選の結果によって履修が確定します。全タームの科目について4月に抽選・選考を行います。募集はTsudaNetで行います。
※　定員に満たない場合、追加募集を行います。日程は年間スケジュール（履修要覧p.8～9）を確認してください。

【募集期間・結果発表】

募集期間	4月2日（木）8：30～4月5日（日）23：59
結果発表	4月8日（水）12：00

※　抽選結果発表は、TsudaNetで行います。

【対象科目】

[Bタイプ］以下の科目は授業開始前に抽選を行います。

日本語ライティングA/B/C、キャリア入門A、インターネット概論、コミュニティスタディ、International Training Course B、ブランディング実践、Introduction to International Relations A/B/C、Politics and Development A/B/C、Political Communication A/B/C、Social Values A/B/C、Culture and Society A/B/C、Language Analysis A/B/C、Language and Communication A/B/C、Language and Culture A/B/C、Introduction to Language and Linguistics A/B/C、Foundation Discussion Skills A/B/C、Communicative Grammar A/B/C、Genre-based Reading A/B/C、Advanced Reading A/B/C、Thesis Writing in English A/B、Business Project & Presentation

■履修科目の放棄

やむを得ない事情で履修科目を放棄する場合は、指定の期間に手続きを行うことで履修を取り止めることができます。TsudaNetの「履修登録・登録状況照会」の画面で履修放棄の手続きを行ってください。

【放棄期間】

	放棄期間	対　　象
第１ターム	５月７日(木) ９：00～５月８日(金) 16：30	第１～第４タームすべての科目
第２ターム	６月29日(月) ９：00～６月30日(火) 16：30	第１タームまでに完結していない科目
第３ターム	９月30日(水) ９：00～10月１日(木) 16：30	第３・第４ターム科目
第４ターム	12月９日(水) ９：00～12月10日(木) 16：30	第４ターム科目

※　必修科目、その他クラス指定科目の放棄は認められません。

※　事前抽選科目（予備登録科目）は、開講されるタームの前の履修放棄期間までであれば放棄可能です。
例：第２ターム開講の事前抽選科目（予備登録科目）は、第１ターム履修放棄期間までであれば放棄可。
したがって第１ターム開講の事前抽選科目（予備登録科目）は放棄できないので注意してください。

※　４年生は放棄することで、卒業単位が不足しないように注意してください。

※　履修放棄期間後に初回授業が行われる第２ターム開講科目については、別途履修放棄期間を設けます。

■評価が不合格、失格だった科目の再履修

評価が不合格、または失格により単位が修得できなかった場合は、翌年度以降に再度その授業科目を履修し単位を修得することができます。

■聴講について

聴講とは単位の修得を目的としない履修の仕方です。ただし、原則として他学部の必修科目、人数を制限する科目は聴講できません。聴講を希望する場合は、担当教員に確認後、各履修登録期間中に、千駄ヶ谷キャンパス事務室に聴講願を提出してください。

４．学習の評価について

（１）評価基準

学習は、担当教員の評価基準によって試験、平常点、レポート等で評価されます。

	合　　格					不合格	失　格	認　定
評　　価	A	B	C	D	P	F	X	N
評　　点	100～90	89～80	79～70	69～60	合格	59～0	—	—
評価内容	特に優れた成績を表します。	優れた成績を表します。	妥当と認められる成績を表します。	合格と認められる最低限の成績を表します。	合格と認められる成績を表します。	合格と認められる最低限の成績に達していないことを表します。	欠席超過、試験欠席等のため、評価ができないことを表します。	編入学や留学などにより他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを表します。
GradePoint	4.0	3.0	2.0	1.0	対象外	0.0	0.0	対象外
成績通知書	A	B	C	D	P	F	X	N
成績証明書	A	B	C	D	P	表示されない	表示されない	*

単位認定された科目は評価にNが付きます（証明書は＊で表示されます）。
単位が付与される時期およびGPA確定は各学期末（９月末・３月末）です。

■失格「X」について

次のいずれかに該当する場合、評価は失格「X」となります。

⑴ 成績評価を行うために担当教員が定めた要件を、試験の不受験、レポート等の課題の未提出、出席不足などにより満たさない場合。
⑵ 出席重視科目において、授業時間の３分の１より多く欠席した場合。
⑶ 平常点で評価される科目において、授業時間の３分の１より多く欠席した場合、もしくは要求された課題で提出しないものがあった場合。
⑷ 試験、レポートもしくは卒業論文において不正行為があったと認められた場合。

■評価保留「Ｉ」について

提出物が不足していたり、提出物や発表内容が合格点に達せず追加課題を出されその提出や発表がまだ行われていない等の場合には、成績評価ができないため、評価保留「Ｉ」となります。

保留の理由が不明な場合は、必要に応じ担当教員または千駄ヶ谷キャンパス事務室へ確認してください（注意:確認・質問期間は成績公開日から１週間です）。

必要な対応がなされない場合、成績評価は「不合格」または「失格」となります。評価は原則として第１・第２タームに完結する科目の場合は９月末日、第３・第４タームに完結する科目の場合には３月初旬までに確定します。

（2）平常点

平常点で評価される科目では評価を受けるに当たり次の条件を満たす必要があります。

イ．授業時間数の３分の２以上に出席している。
ロ．要求された課題等をすべて提出している。
＊ 平常点で評価される科目についてはシラバス等の評価方法を参照のこと。

（3）授業の欠席について

学校保健安全法に定められた疾病による欠席と、裁判員候補者として裁判所へ出頭する場合以外は、公欠として取り扱われません。授業を欠席する場合は、担当教員に申し出てください。千駄ヶ谷キャンパス事務室への連絡は不要です。期末試験の欠席はこれと取り扱いが異なりますので、「■追試験」（p.55）を参照してください。

■新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザによる欠席

ウェルネス・センターに感染した旨を連絡してください。療養期間中は「健康観察表」*で体調を記録してください。出席停止期間が明けたら、１週間以内に次の書類を千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出してください。必要な手続きを行った場合、欠席扱いとはなりません。

※ 出席停止期間後１週間を超えた場合は、手続きができない場合があります（連続した振替休業日や冬期休暇など、事務局の長期休業期間を除く）。
※ １週間以内に手続きができない場合は、事前に千駄ヶ谷キャンパス事務室へ連絡してください。

（提出書類）
１．医療機関の「診療明細書」または「領収書」
２．出席停止期間の体調を記録した「健康観察表」*

■学校保健安全法に定められた疾病（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ以外）による欠席

ウェルネス・センターに感染した旨を連絡してください。ほかの人にうつさない、登校しても支障がないことが診察医によって確認されたら、「登校許可証明書」*の作成を診察医に依頼し、１週間以内に千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出してください。必要な手続きを行った場合、欠席扱いとはなりません。

※ 出席停止期間後１週間を超えた場合は、手続きができない場合があります（連続した振替休業日や冬期休暇など、事務局の長期休業期間を除く）。
※ １週間以内に手続きができない場合は、事前に千駄ヶ谷キャンパス事務室へ連絡してください。

*「健康観察表」と「登校許可証明書」は、下記QRコードより書式をダウンロードしてください。

■裁判員候補者としての裁判所出頭による欠席

裁判所へ出頭するために授業に出席できない場合、あるいは試験を受験できない場合は、その間の取り扱いについて「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を持参し、千駄ヶ谷キャンパス事務室で手続きを行うことで、特別に配慮します。対象となる方は、法律により学生であることを理由に、裁判員の辞退を申し出ることができます。

■入院・病気等による２週間を超える欠席

医師の診断書（入院・療養期間の記載のあるもの）を添えて千駄ヶ谷キャンパス事務室に申し出てください。

千駄ヶ谷キャンパス事務室にて担当教員への欠席連絡を代行します。ただし、この場合も公欠としては取り扱われません。

（4）出席重視科目

2026年度の出席重視科目は下記のとおりです。授業時間の３分の２以上出席しなければ、受験資格を失います。履修放棄せず３分の２以上出席がなければ単位修得できない、という要件であり、出席さえしていれば単位修得が確約されるということではありません。なお、ここに掲げる以外の科目でも、出席が重視されることがあります。

総合政策学科	１年セミナーＡ・Ｂ・Ｃ　２年セミナーＡ・Ｂ・Ｃ ３年セミナーＡ・Ｂ・Ｃ　４年セミナーＡ・Ｂ・Ｃ Communication: Public Speaking ＩＡ Communication: Interpersonal Communication ＩＢ Communication: Advanced Presentation Skills ＩＣ Discussion: Critical Thinking ＩＡ Discussion: Education ＩＢ Discussion: Gender and Family ＩＣ Content-based Reading ＩＡ・ＩＢ・ＩＣ Content-based Writing ＩＡ・ＩＢ・ＩＣ Communication: Leadership and Teamwork ⅡＡ Communication: Career Development ⅡＢ Communication: Project Management ⅡＣ Discussion: The Mass Media ⅡＡ Discussion: Global Problems ⅡＢ Discussion: NGOs and Social Activism ⅡＣ Critical Thinking and Reading ⅡＡ・ⅡＢ・ⅡＣ Critical Thinking and Writing ⅡＡ・ⅡＢ・ⅡＣ Discussion: Population Issues ⅢＡ Discussion: Politics and Society ⅢＢ Discussion: Policy-Making ⅢＣ Problem Solution in Academic Writing ⅢＡ・ⅢＢ・ⅢＣ データ・サイエンス入門　統計Ａ 統計Ｂ　計算社会科学 プログラミング基礎　経済分析 専門科目（英語で行う科目）

※　科目によっては個別の要件があるので、シラバスもよく確認してください。

（5）GPAについて

GPAは、Grade Point Averageの略で、大学で修得した単位の成績評価の平均（１単位あたりのポイント）を表すものです。成績通知書・成績証明書に記載されます。

GPAは下表に従い計算し、それに各単位数を掛けて足した合計点を総単位数で割ってスコア化します。

算出方法：

$$\frac{4\times A\text{の修得単位数}+3\times B\text{の修得単位数}+2\times C\text{の修得単位数}+1\times D\text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（F「不合格」とX「失格」の単位数を含む）}}$$

	合格					不合格	失格
評価	A	B	C	D	P・N	F	X
ポイント	4	3	2	1	対象外	0	0

・放棄した科目は履修しなかったものとみなし、カウントされません。
・評価がP（合格のみの科目）とN（認定された科目）は対象外となり、カウントされません。

★学年末の成績評価の結果、年間GPAが1.0に満たない場合には、セミナー担当者等が面談を行い、学習方法の改善等のアドバイスを行います。

（6）進級基準

１年次から２年次までの修得総単位数が32単位に満たない者は、３年次に進級できません。学年は２年生に留まるので、程度Ⅲ以上の科目は履修できません。

★上記の進級基準を満たさず、かつ年間GPAが1.0に満たない学生には、面談を行い、学習方法の改善や進路変更（退学勧告を含む）等のアドバイスを行います。

（7）試　　験

■定期試験

第１・３・４タームの試験期間は、試験の実施に対応した時間割と教室配置になります。試験については授業内で教員が指示します。時間割・教室についてはTsudaNetで告知します。

【受験資格】

イ．履修科目の登録をしている。
ロ．授業料、その他の諸料金を納入している。
ハ．出席重視科目（p.53参照）については、授業時間数の３分の２以上出席している。

【試験時間割・試験期間の授業時間】

試験時間割は、TsudaNet等で告知します。試験会場は平常授業の教室と異なる場合がありますので注意してください。また、第１・３・４ターム試験期間の授業時間は下表のとおり平常時と異なります。試験時間や試験会場を間違えて受験できなかった場合、追試験は受けられません。

１時限	２時限	３時限	４時限	５時限	６時限
8：50～10：20	10：40～12：10	13：00～14：30	14：50～16：20	16：40～18：10	18：30～20：00

※　第２ターム最終週は平常時と同じ授業時間となります。

【受験上の注意】

イ．受験に際しては、必ず学生証を携行すること。
ロ．答案用紙には必ず学籍番号・氏名を記入すること。
ハ．答案は鉛筆またはボールペンで書くこと（別途指示がある場合を除く）。
ニ．筆記用具以外の所持品は自席に置かないこと（参照物として許可されたものを除く）。
ホ．携帯電話、スマートフォン、計算機能付き時計、スマートウォッチ等ウェアラブル端末は、試験実施時の時計として利用することはできない。
ヘ．「自筆ノート参照可」の場合、ノートのコピーは自筆ノートとは認めない。
ト．答案はたとえ無回答でも、学籍番号・氏名を記入し退室の際に提出すること。
チ．試験監督者は、原則として試験問題について説明せず、また質問にも応じない。
リ．入室は試験時間の２分の１までとする。退室は試験開始後、試験時間の２分の１を過ぎてからとする。

■不正行為〔学則第54条・学生懲戒規程・試験における不正行為および懲戒に関する規程〕

試験で不正行為ありと認められた場合、その科目は失格となり不正行為者は学則に従って訓告、停学または退学に処され、学内に告示されます。

なお、卒業論文およびレポート等すべての考査方法において、不正行為（盗用等）ありと認められた場合は、上記に準じます。

＜剽窃（盗用）について＞
他人の文章(全部もしくは一部)を勝手に使用し、引用元を明らかにせず自分の文章として使うことを「剽窃」と言います。引用を行う場合も、引用元を明らかにするだけではなく、本文と引用部分を明確に区別する、必要最低限の長さにとどめるなどのルールがあります。字句通りの引用だけではなく、他人の考え・意見・収集したデータ・分析・結論などを出典注なしで言い換えて使った場合も、剽窃とみなされます。剽窃は、他人の物を盗むのと同じように悪いことです。他人の物を盗んだ場合に、謝ったり、盗品を返したりするだけですまないのと同じで、知的財産の盗用も、謝罪、書き直しですむ問題ではありません。「履修要覧」にあるとおり、卒業論文やレポートに関して、不正行為（剽窃等）ありと認められた場合、定期試験における不正行為と同様の処罰が下されます。十分注意をしてください。

■生成AIの利用について

生成AIの利用は社会の中でますます重要になっていくことを考えると、一律に禁止するものではありませんが、その利用については担当教員の指示に従って適切に活用してください。指示された範囲を超えて生成AIを利用すること、または適切な引用や出所の明示をせずに自分が作成したものとして提出することは、剽窃等の不正行為にあたります。

＜注意事項＞
・個人情報や機密情報を生成AIに入力しないこと。
・正確性については自分で信頼できる情報源から確認すること。
・著作権侵害等の不正行為に該当する可能性があるため、生成AIから出力された文章や画像をそのまま使用しないこと。

■追試験〔学則第36条〕

病気またはやむを得ぬ事情で試験当日に受験できない場合は、教授会の議を経て学長が許可した者に限り追試験を受けることができます。

欠　席　理　由	証　明　書　類
病気	医師の診断書またはこれに代わる証明書
忌引（２親等以内の親族の死亡）	死亡に関する公的証明書
交通機関の事故	遅延証明等交通機関の証明書
不慮の事故（交通事故等）・災害（火災等）	理由書または証明書
公務員試験	受験証明書
裁判員制度に基づき裁判員候補者として裁判所へ出頭する場合及び裁判員として職務に従事する場合	裁判所発行の証明書
教授会で許可された研修	審議願､参加許可証
その他特別な事情*により正当な理由と認める場合	理由書または証明書

*就職活動における面接の場合、企業・機関が発行する証明書（社印等の押印があり、面接の場所・日時が明記されているもの）を提出する必要があります。

【追試験受験の手続き】

届け出	所定の期間内に千駄ヶ谷キャンパス事務室に届け出る。
↓	※　この時点で追試験料（１科目2,000円）の支払義務が発生します。
追試験願提出	定められた期日までに、追試験料を証明書自動発行機で納入し、追試験願（所定用紙）と欠席理由の証明書等を千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出（手続きが期日までに完了しなければ受験できません）。
↓	
追試験受験	試験時間割発表は追試験開始１週間前（電話照会には応じません）。 追試験手続きについても同時期に「千駄ヶ谷キャンパス事務室からのお知らせ」ページに掲出します。

【実施時期】

第１・第２タームに行われた定期試験の追試験	８月31日(月)～
第３・第４タームに行われた定期試験の追試験	２月18日(木)～(４年生のみ) ３月１日(月)～(３年生以下)

【成績評価】追試験の成績評価は､定期試験とは別の評価基準で行われます。

■再試験〔学則第37条〕

卒業年次に履修した科目の評価が不合格「F」である場合、次に該当する科目のみ、願い出により、学科および教授会の議を経て学長が許可した場合に限り、各科目１回にかぎり再試験（レポートや卒業論文に対する再審査を含む）を受験することができます。なお、評価が失格「X」である場合は、その科目の再試験を受験することはできません。

⑴ 卒業に必要な科目

※ 再試験については、内規があります。詳細は、千駄ヶ谷キャンパス事務室に確認してください。

【再試験受験の手続き】

再試験を受けようとする者は、定められた期日までに再試験料を証明書自動発行機で納入し、所定の再試験願を記入して千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出しなければなりません。再試験料１科目2,000円。

【実施時期】

科目の開講期によらず、卒業確定者発表日の翌日から開始します。

【成績評価】

再試験の成績評価はD、またはFとします。

【再試験対象外科目】

学外での実習をもとに成績評価を行う以下の科目は再試験対象外となります。

総合政策学部：「語学研修」、「実践インターンシップ」

（8）レポート

レポートは、担当教員の指示に従い、指定の期日までに指定の方法で提出してください。提出方法としては、授業内で担当教員に提出するほか、TsudaNetやメール添付での提出、千駄ヶ谷キャンパス事務室へ提出する場合もあります。いずれの場合も、インターネットなどからの明らかな剽窃は不正行為として、学則第54条に基づき処分されますので注意してください。

千駄ヶ谷キャンパス事務室提出ではないレポートの期日や提出方法等の情報は千駄ヶ谷キャンパス事務室では把握していませんので、直接担当教員に確認してください。また、それらのレポート提出を千駄ヶ谷キャンパス事務室で代行することはありません。

■千駄ヶ谷キャンパス事務室提出レポート

千駄ヶ谷キャンパス事務室提出レポートが課されている科目、及び提出締切日等はTsudaNet等にてお知らせします。受付は締切日の15：00までです。締切後に提出されたレポートは、いかなる理由であっても受理しません。

【レポートの追審査】

長期の病気等で所定の日時までに提出できない場合に限り、追試験と同様の手続きをし、教授会の議を経て学長が許可した場合に限り、追審査を受けることができます。成績評価は追試験の場合に準じます。追審査料１科目2,000円。

（9）卒業研究プロジェクトの提出

卒業研究プロジェクトは学科規定の様式に従って作成し、指定の日時までに指定された方法で提出してください。期限後の提出は受け付けません。

ただし、病気等の理由で指定の日時までに提出できない場合は、追審査を願い出ることができます。また、審査の結果が不合格の場合は、再試験と同様の手続をし、学科および教授会の議を経て学長が許可した場合に限り、再審査を受けることができます。

（追・再審査願提出先：千駄ヶ谷キャンパス事務室）追・再審査料2,000円。

⑽ 再履修

必修科目の成績評価が不合格または失格の場合は、翌年度にその科目を再履修しなければなりません。

⑾ 単位認定

認定単位総数の上限は、学則第14条、第15条、第27条が規定する「留学に関する細則」に定める単位を合計して30単位です。

■留学先で修得した単位の認定〔学則第27条が規定する「留学に関する細則」〕

本学入学後に、留学先で修得した単位は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがあります。（p.70 Ⅳ学籍について 7．留学）

■他の大学・短期大学で修得した単位の認定〔学則第14条〕

学長が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学の授業科目の履修を認めることがあり、修得した単位を本学で履修し、修得したものとみなすことがあります。

これを希望する場合は、事前に指導教員からの指導を受け、千駄ヶ谷キャンパス事務室へ「他大学科目履修許可願」を提出する必要があります。

■他の短期大学・高等専門学校での学修の認定〔学則第15条〕

学長が教育上有益と認めるときは、短期大学または高等専門学校の専門科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがあります。

■語学研修プログラムの単位認定

夏期休暇期間および春期休暇期間を利用して、海外の大学で英語を学ぶ本学主催の語学研修プログラムは、単位認定が可能です。

語学研修プログラムの単位認定については、次のとおりです。

科目名：語学研修
単位数：２単位　※この単位は履修登録制限（p.49）の対象外です。
分　類：総合科目
評　価：P（合格）あるいはF（不合格）

詳細はシラバスや国際センターのホームページを確認してください。

※社会情勢等により、プログラムの催行を中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

■インターンシップの単位認定

主に第２ターム及び夏期休暇期間（ギャップターム）もしくは２月～３月に行う計５日間実働35時間以上の国内外でのインターンシップ及び事前・事後学習に参加した学生に対し審査のうえ単位を付与します。１年間の認定上限単位数はありませんが、卒業に必要な単位として含まれるのは４単位が上限です。教務課または千駄ヶ谷キャンパス事務室への履修登録ではなく、学外学修・キャリアセンターに対して履修申請を行います。詳細はシラバス及び学外学修・キャリアセンターの情報を確認してください。

科目名：実践インターンシップ（総合政策学部）*
単位数：１～４単位（活動時間数・内容によって１～４単位に認定されます。）
　　※この単位は履修登録制限（p.49）の対象外です。
分　類：総合科目
評　価：P（合格）あるいはF（不合格）
*2025年度入学者までは「インターンシップ」

詳細はシラバスや学外学修・キャリアセンターの情報、千駄ヶ谷キャンパス事務室に確認してください。

■単位互換制度〔学則第14条〕

- 一橋大学との単位互換制度
- 多摩アカデミックコンソーシアム（TAC）単位互換制度：国際基督教大学、国立音楽大学、東京経済大学、武蔵野美術大学、東京外国語大学
- 沖縄大学との単位互換制度
- 電気通信大学との単位互換制度
- お茶の水女子大学との単位互換制度

これらの制度を利用し、他大学の科目の履修を希望する学生は、それぞれの実施要項に定められた所定の手続きを行います。受講料は無料です。この制度により修得した単位は、卒業に必要な単位として30単位を上限として認定されます。

実施要項は、「津田塾大学　教務課からのお知らせ」ページの「単位互換」に掲示しますので注意してください。

休学中は単位が認定できませんので注意してください。

（12）既修得単位の認定について

他大学、短期大学、および高等専門学校を卒業または中途退学し、新たに本学に編入学または第１年次に入学した場合、前校での既修得単位の認定を願い出ることができます。本学の修得単位に相当すると認められた場合は卒業に必要な単位として認定されます。

高大連携科目等履修制度により修得した単位については本学に入学した後、本人の願い出により、教授会の議を経て、

本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます（ただし一部例外科目もあります）。
編入学、転入学等の場合を除き、学則第15条の２に定める認定単位総数の上限は30単位です。

■第１年次に入学した場合〔学則第15条の２〕
教育上有益と認められた場合で、30単位を上限として認定されます。

■編入学の場合〔学則第30条〕
認定される単位数に上限はありません。すべての科目について認定を願い出ることができます。

５．卒業の要件について

⑴ 本学を卒業するためには４年の修業年限を満たし（編入者を除く）所定の単位を修得しなければなりません。
卒業に必要な単位の修得期間は８年を限度とします。ただし、休学期間を除きます。
⑵ 学科の所定の単位を修得した者には学士の学位が授与されます。
⑶ 卒業に必要な最低の単位数は、教育課程のページを参照してください。

６．TsudaNetでの履修登録の方法について

４月の履修登録期間に、年間すべての科目について履修登録を行います。
履修登録はTsudaNetにて行い、必要に応じて「履修修正願」を千駄ヶ谷キャンパス事務室へ提出します。
履修登録の日程は以下のとおりです。

日程（TsudaNetでの履修登録）	備　考
４月11日（土）９：00～４月20日（月）16：30	「履修修正願」の提出締切 ４月20日（月）16：30

※履修登録を行っていないと、休講情報などがTsudaNetから配信されません。登録は早めに行ってください。
※履修登録期間の初日と最終日はアクセスが集中し、動作が重くなることがあります。
※手順の詳細については、TsudaNet＞リンク＞マニュアル（学生用）より確認できます。（マニュアルを参照する際は、大学のアカウントにログインする必要があります。参照できない場合は、一度Googleにて全てのアカウントからログアウトの上、大学のアカウントに再度ログインしてください。）

■履修登録の手順

１．履修科目の決定

履修要覧、シラバス、時間割等を参照し、履修する科目を決定します。
時間割は、「津田塾大学 千駄ヶ谷キャンパス事務室からのお知らせ」ページを参照してください。

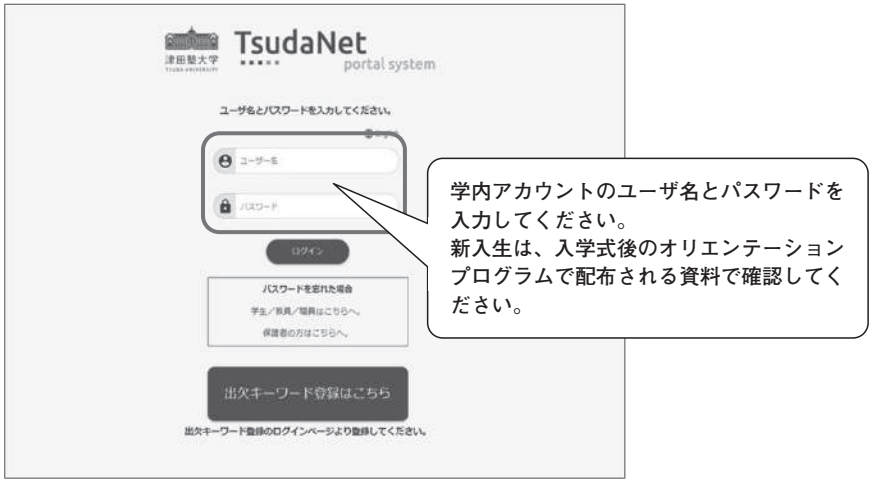
シラバスへは、津田塾大学公式サイトよりアクセスしてください。
（「学部・大学院」⇒「シラバス・履修要覧」）



2．TsudaNetへログイン

右記QRコードよりTsudaNetにアクセスし、ログインします。

TsudaNetログイン



3．履修登録・登録状況照会画面へ遷移

教務／授業関連⇒履修⇒履修登録・登録状況照会をクリックします。

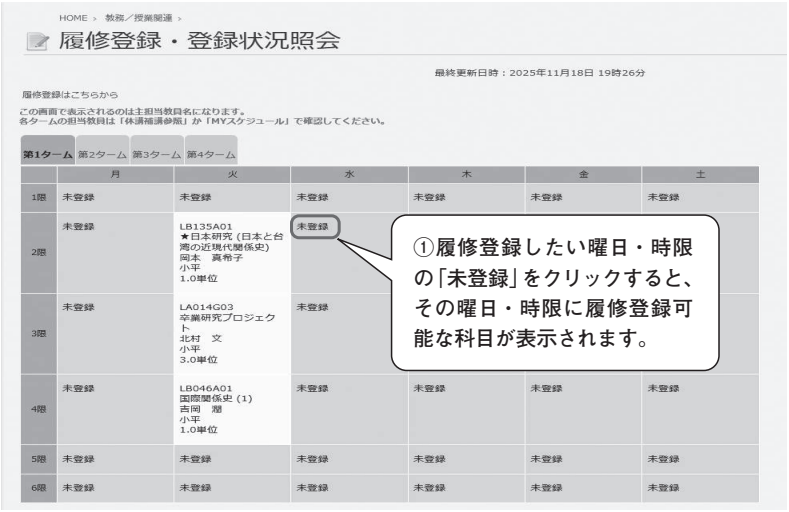


※各タームではじめて「履修登録・登録状況照会」画面を開いた際は、登録住所等の確認・変更を行う必要があります。

4．履修登録および確認

履修登録には主に２つの方法があります。

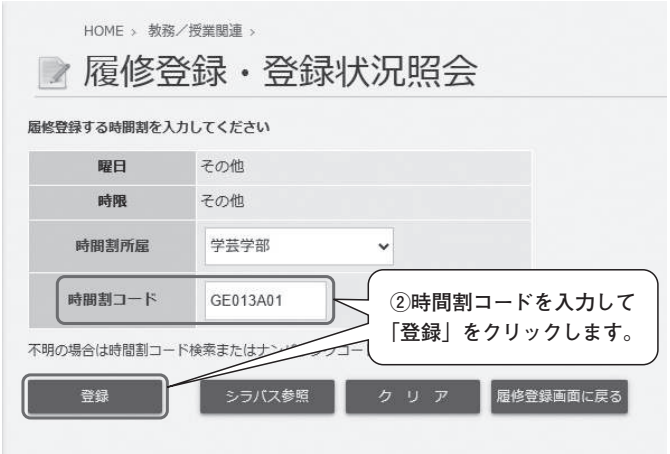
〔空いている曜日・時限から登録する方法〕





〔コードを指定して登録する方法〕





時間割コードは、TsudaNet画面上の「時間割コード検索」または、「津田塾大学 教務課からのお知らせ」ページの時間割資料で確認してください。



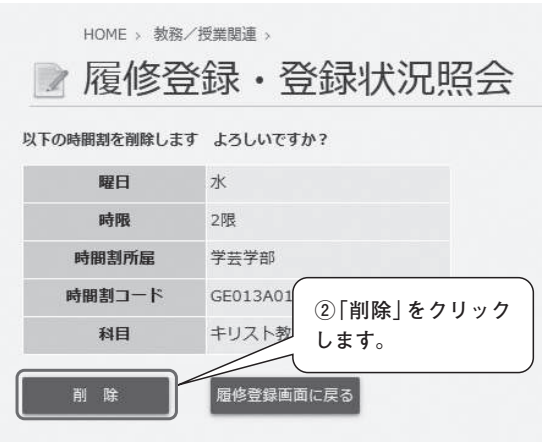
以上の登録作業が終わったら、「履修登録・登録状況照会」ですべての科目が正しく登録できているか（科目名だけでなく教員名も）確認してください。



操作を終了するときは必ずログアウトしてください。
砂時計が０分になると自動的にログアウトされます。それまでの作業内容は保存されないのでご注意ください。
※　履修登録期間中であれば、登録内容を何度でも修正できます。

〔履修放棄の手順〕





以上の放棄作業が終わったら、「履修登録・登録状況照会」で放棄した科目が表示されていないことを確認してください。

操作を終了するときは必ずログアウトしてください。

砂時計が０分になると自動的にログアウトされます。それまでの作業内容は保存されないのでご注意ください。

５．履修エラーがある場合

千駄ヶ谷キャンパス事務室から履修エラーを解消するよう連絡がある場合は、速やかに対応してください。

※　**千駄ヶ谷キャンパス事務室からの督促に応じずエラーを解消しない場合、履修登録が全て削除されます。**

６．「履修修正願」の提出（該当者のみ）

以下のように、TsudaNet上での登録ができなかった場合、千駄ヶ谷キャンパス事務室に「履修修正願」を提出して

ください。

- 科目の配当年次の程度を超えて履修することを許可された場合
 （編入生などで特別に許可された場合等）
- その他、登録できるはずの科目が画面上に表示されない場合等

※ 「履修修正願」も、履修登録期限までに提出する必要がありますので注意してください。

7.「卒業単位修得シミュレーション（自己判定）」機能について

TsudaNetの「卒業単位修得シミュレーション（自己判定）」では、卒業要件単位の履修・修得状況を確認することができます。「卒業単位修得シミュレーション（自己判定）」の使い方については、TsudaNet＞リンク＞マニュアル（学生用）よりご確認ください。

■注意事項

事由によらず、登録されていない科目の授業に出席し、試験を受けたとしても、単位修得はできませんので注意してください。
「登録したつもりだったができていなかった」という場合も、履修登録期間後に修正はできません。

登録内容については、TsudaNetの「履修登録・登録状況照会」で入念に確認してください。

- 事前に登録されているクラス指定科目は変更できません。
- 開講されるタームの前の履修放棄期間に放棄しなかった事前抽選科目（予備登録科目）も変更できません。
- 聴講する科目はTsudaNet上で履修登録せず、「聴講願」を提出してください。自身でTsudaNet上での履修登録をした場合、通常の履修登録科目として扱われます。

7．履修および授業等に関するQ＆A

千駄ヶ谷キャンパス事務室に質問する前に該当する質問・回答がないか確認してください。

【履修・授業】

Q　選択科目を卒業に必要な単位数を超えて修得した場合、余剰分は自由科目として算入されますか？

A　余剰分は自由科目に算入されます。例えば、2023年度以降入学者のカリキュラムでは、基幹科目：専門科目16単位の修得が卒業に必要ですが、18単位修得した場合は、余剰分の２単位が自由科目に算入されます。また、TsudaNetの「卒業単位修得シミュレーション（自己判定）」にて、履修・修得した選択科目の余剰分は自由科目の単位として自動的に計算されます。ただし、選択科目において卒業に必要な単位数および要件を満たした場合に限ります。

Q　４年生です。今年度卒業するために必要な単位に不足がないか確認してもらえますか？

A　ご自身でTsudaNetの「卒業単位修得シミュレーション（自己判定）」から確認してください。「卒業単位修得シミュレーション（自己判定）」の使い方については、TsudaNet＞リンク＞マニュアル（学生用） よりご確認ください。なお、卒業するための要件については、ご自身の入学年度の標準カリキュラム表を必ず確認してください。

Q　４月に42単位分の科目を履修登録しました。第１タームに２単位不合格となったので、それ以降のタームに２単位分の科目を追加で登録できますか？

A　できません。不合格や失格は、「履修登録した科目」の結果なので、登録単位数が変わるわけではありません。

Q 昨年度履修した科目の中で、もう一度履修したい科目があるのですが、再度の履修は可能ですか？

A 過去に履修した科目でも、評価が不合格（F）、失格（X）、または履修放棄したために単位を修得できなかった場合は、再履修して単位修得することができます。しかし、合格して単位を修得した科目は、原則として２度目の履修（再度履修）はできません。

Q （2023年度以降入学者対象）基幹科目：専門科目（英語で行う専門科目）の履修方法や注意点を教えてください。

A 基幹科目：専門科目（英語で行う専門科目）は、事前抽選科目（予備登録科目）Ｂタイプです。事前抽選科目（予備登録科目）の履修方法についてはp.50を参照してください。
同一科目名のＡＢＣを連続して履修すると、内容をより深く理解することができますが、必須ではありません。また、抽選により希望どおり履修できない可能性があります。

Q 「語学研修」や「実践インターンシップ*」、他大学で履修している科目は登録上限単位数（42単位）に含まれますか？
*2025年度入学者までは「インターンシップ」

A 含まれません。

Q 「インデペンデントスタディ」・「サービスラーニング」・「１、２年生のための就職基礎講座」などは修得したら自由科目に算入されますか？　また、登録上限単位数（42単位）に含まれますか？

A 学芸学部履修要覧p.294随意科目の対象科目は、卒業要件において必要な単位として算入されません。登録上限単位数（42単位）にも含まれません。

Q 他学部（学芸学部）の科目で履修できない科目や、履修の制限のある科目について教えてください。

A 津田塾大学公式サイトで学芸学部履修要覧（千駄ヶ谷キャンパス事務室でも閲覧可能）を参照するか、千駄ヶ谷キャンパス事務室にお問い合わせください。

Q 総合政策学部の学生は、教員免許を取得できますか？

A 総合政策学部に在籍している学生は、本学で教員免許を取得することはできません。
教職に関する科目の履修については、学芸学部履修要覧p.242 ～ 244に掲載されているとおりです。
ただし、キャンパス間移動を伴う履修の場合は注意事項がありますので、この下の項目も確認してください。

Q 千駄ヶ谷キャンパスから小平キャンパスへ移動して学芸学部の選択科目を履修する場合、制限はありますか？

A キャンパス間移動を伴う授業を履修する場合、間に１時限分（90分）の空き時間が確保されていないと、履修登録できません。（例：２時限目に千駄ヶ谷での授業を履修した場合、その次の３時限目に小平での授業を履修することはできません。）

Q 今年「C」という評価を得た科目があります。修得した単位を放棄して、もう一度その科目を履修することはできますか？

A 一度評価の出た科目については、その成績を放棄することはできません。

Q 週時とは何ですか？

A 週時とは１週間で何時間分の授業時間があるかを表しています。大学授業１時限分（90分）は２時間として計算されます。週時２とは、１週間に１時限分の授業があるということです。

Q　転部について教えてください。

A　次年度より他学部に学籍を変更することを転部といいます。転部は、所定の選考試験に合格し、教授会の承認を得た者のみ許可されます。転部を許可された場合、最低２年以上当該学部または学科に在籍しなくてはいけません。なお、学校推薦型選抜や総合型選抜など、入学の方式によって転部が認められない場合があります。詳細は、６月下旬にTsudaNetにてお知らせします（p.70参照）。

Q　英語科目のクラスを変更することはできますか？

A　英語科目は、複数あるクラスから一人ひとりの所属クラスを事前に指定している「クラス指定科目」のため、クラス変更をすることはできません。

【休学・留学】

Q　後期から帰学／復学するのですが、授業は第３ターム初回から参加できますか？

A　授業には第３ターム初回から出席してください。学籍上は10月１日から帰学／復学となりますが、第３タームは後期に属するものと定められています。

Q　半年休学または半年留学した場合、学年はどうなりますか？

A　半年間在学しているので、学年は進級します。ただし、進級基準（p.54）を満たさなければ３年次に進級できません。ご自身の現在の学年については、TsudaNet＞学生生活＞学生カルテ＞学籍情報　にて確認できます。

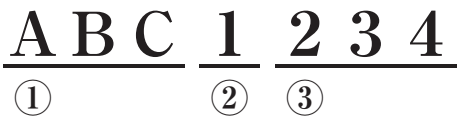
8．科目番号（ナンバリング）について

授業科目には、それぞれ科目番号（ナンバリング）がついています。各科目番号はシラバスに記載されています（履修登録に用いられる時間割コードとは異なります）。

■科目番号の意味

科目番号（ナンバリング）とは、その科目が取り扱う学問分野や推奨レベルを表すものです。これを参考に、学修計画にあった体系的な科目選択を行ってください。

■科目番号の構造



① **学問分野**　授業で取り扱う主な学問分野を示します
② **推奨レベル**　授業で取り扱う内容のレベルを示します
③ **整理番号**　科目ごとの区分番号です

① 学問分野コード一覧

LIT	文学　Literature
AS	地域研究　Area Studies
LNG	言語学　Linguistics
COM	コミュニケーション学　Communication Studies
PL	政治学・法学　Political Studies（POL）/ Law（LAW）
ECO	経済学　Economics
SOC	社会学　Sociology
MAT	数学　Mathematics
CS	情報科学　Computer Science
DM	デジタル・メディア　Digital Media
HPE	健康・スポーツ科学　Health and Physical Education
LAN	語学　Languages
EDU	教育学　Education
IFM	情報学　Informatics
GEH	その他人文分野　General Human Science
GES	その他社会分野　General Social Science
GEN	その他自然分野　General Natural Science
GEX	その他学際領域　Interdisciplinary Studies
XE	その他（英語英文学科／文学研究科）
XIC	その他（国際関係学科／国際関係学研究科）
XM	その他（数学科／理学研究科数学専攻）
CSX	その他（情報科学科／理学研究科情報科学専攻）
XMC	その他（理学研究科）
XMI	その他（多文化・国際協力学科）
XPS	その他（総合政策学科）

② 推奨レベル一覧

0　大学入学前に修得すべき内容を扱う科目
1　入門的な知識を修得する科目、幅広い視野を得ることを目的とした科目
2　基礎的な知識をもとに専門における基本的な知識を修得する科目
3　専門知識を修得する科目
4　学士課程で学修する最終段階の水準の科目
5　修士レベルの科目（大学院）
6　博士レベルの科目（大学院）

Ⅳ

学籍について

Ⅳ　学籍について

1．修業年限と在学期間

〔学則第５条〕

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な期間で４年です。それに対して在学期間とは、本学において学生の身分を有している期間で休学期間を除き８年と定めています。

2．休　学

〔学則第28条〕

病気その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、「休学願」（所定用紙）にその理由を記し、保証人連署の上、千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければなりません。なお、病気の場合は医師の診断書を添付してください。

〔休学期間〕

⑴　休学期間は、１年または半年とする。ただし特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。

⑵　休学期間は、通算して４年を超えることはできない。

⑶　休学期間は、修業年限および在学期間に算入されない。＊休学した学期分、卒業が延期になります。

3．復　学

〔学則第29条〕

⑴　休学を許可された者は、許可された休学期間満了後復学するものとします。

⑵　病気の事由により休学が許可された者が復学する場合は、修学が可能であることを証明する医師の診断書を提出しなければなりません。

⑶　学期途中の復学はできません。

4．退　学

〔学則第32条および細則〕

〔学則第46条〕

退学しようとする者は、「退学願」（所定用紙）にその理由を記し、保証人連署の上、千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければなりません。なお、退学を願い出る時期までの授業料および寮費等を未納のまま退学することは許可されません。

当該義務を怠って登校しない者は除籍となります。

5．除　籍

〔学則第34条および細則〕

次のいずれかに該当する者は、所定の手続きを経て除籍されます。

⑴　定められた期限までに履修科目登録を行わない者

⑵　授業料等諸料金の納付を怠り督促を受けてもなお納めない者

⑶　学則第５条第２項に定める在学年限を超えてなお退学しない者

⑷　許可なくして３ヶ月以上欠席した者

〔除籍の取扱い〕

除籍の取扱いは次のようになります。

イ．⑴および⑷の事由による場合は、その事由が発生した日付をもって除籍し、⑵および⑶の事由による場合は、９月30日または３月31日付をもって除籍する。

ロ．⑴、⑵および⑷の事由により除籍となった者が、再入学を願い出たときは、教授会の議を経て学長が許可することがある。

ハ．⑵の事由により除籍となった者が、除籍通知発送後２週間以内に滞納した諸料金を納入し、除籍取消許可願を

提出したときは、除籍を取り消すことができる。

6．転部・転科

〔学則第31条および細則〕

本学学生で転部・転科を希望する者は、所定の期日までに転部・転科願に必要書類を添えて教務課に提出してください。なお、転部・転科の取扱いについては以下のとおりです。

⑴ 毎年６月下旬に次年度転部・転科希望の募集について教務課が告知を行う。
⑵ 転部・転科を希望する者は、所定の期日までに転部・転科願に必要書類を添えて教務課に提出する。期日及び必要書類については別に定める。
⑶ 転部・転科を願い出た者に対しては、当該学科で選考の上、教授会が適当と認めた者につき学長が新学年より転部・転科を許可する。
⑷ 転部・転科希望者の選考は、書類審査、面接および筆記試験とする。筆記試験は省略されることがある。
⑸ 転部・転科の許可にあたっては、転部・転科先での学年を指定する。
⑹ 転部・転科を許可された者は、当該学科に最低２年以上在籍しなければならない。
⑺ 学校推薦型選抜（指定校制）、学校推薦型選抜（公募制）、および総合型選抜で入学した者は転部・転科できない。但し、2017年度以前の数学科および情報科学科の公募制推薦入試で入学した者はこれによらない。

7．留　学

〔学則第27条および細則〕

外国の大学に留学をしようとする者は、所属学科セミナー指導教員に申し出てその指導を受けた後、定められた期日（後期から留学する場合：６月末日、翌年度の前期から留学する場合：１月末日）までに入学許可通知を添えて留学願および所定書類を千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければなりません。なお、留学期間については以下のとおりです。

受入先が２学期制をとる場合には１学期以上、３学期制ないし４学期制をとる場合には２学期以上であること。

また、留学の学籍として認められる期間は最長２年間で、そのうち１年までは修業年限および在学期間に算入され、残りの１年は在学期間にのみ算入されます。

8．交換学生派遣（国内）

〔学則第14条〕

本学学生で、本学との間に相互交流の協定がある国内の大学または短期大学に留学しようとする者に関する細則は以下のとおりです。

⑴ 本学学生で、本学との間に相互交流の協定がある国内の大学または短期大学における授業科目の履修をする者を交換学生と呼ぶ。
⑵ 交換学生は、本学が教育上有益と判断した場合に限り、本学選考機関の審査を経て、学長がこれを決定する。
⑶ 交換学生は、本学に在籍のまま１年を限度として、委託先の大学での学修を許可され、当該大学で修得した単位のうち適当と認められるものは、30単位を限度として、本学の卒業に必要な単位としての認定を受けることができる。
⑷ 委託先での修学期間は、本学における修業年限に算入できる。
⑸ 交換学生の出願者は、本学に少なくとも１年以上在学し、前年度までに30単位以上の科目を修得した者に限る。
⑹ 委託先での身分は、当該大学の定めによる聴講生とし、その間当該大学の学則および指示決定に従う義務を負う。
⑺ 交換学生は、原則として、その期間本学の学費を全額納入するものとする。
⑻ 交換学生に関する費用は、協定の定めによるものとする。
⑼ その他の事項については、協定校との協議に基づいて別に定めるものとする。

9．再入学

〔学則第33条〕

退学者が再入学を願い出たときは、事情を考慮した上で学長がこれを許可することがある。

⑴ 再入学願は原則として入学希望の前年度10月末日までに提出しなければならない。

⑵ 前項により、再入学を許可する者についての入学金は当該年度の半額とし、授業料、施設設備費は当該年度の額を適用する。

⑶ 再入学は年度の始めからとする。

⑷ 再入学前に本学で修得した単位は、原則として本学の卒業に必要な単位として認定する

10．学籍異動手続きの流れ

〔休学・留学・退学・復学・帰学の手続き〕

千駄ヶ谷キャンパス事務室に下記の書類を提出

	休　学	留　学	交換留学･派遣留学	退　学	復学・帰学
所定用紙(必須)	①休学願 (②海外滞在計画書 ③課外活動届)	①留学願 ②海外滞在計画書 ③留学許可願	①留学願 ②海外滞在計画書	①退学願	なし (許可された休学/留学期間満了後、復学/帰学するものとする。)
添付書類(該当者のみ)	⑴ 事由が病気の場合、診断書。 ⑵ 事由が留学または語学研修の場合、②及び入学許可通知のコピー。 ⑶ 事由がインターンシップまたはボランティア活動等の場合、③課外活動届。	⑴ 入学許可通知のコピー。 ※③は本人が記入し、セミナー担当者等に面接を依頼する。署名捺印されたものを千駄ヶ谷キャンパス事務室に提出。セミナー担当者が非常勤講師の場合は、学科主任に依頼する。	⑴ 入学許可通知のコピー。	⑴ 事由が病気の場合、診断書。	⑴ 休学の事由が病気の場合､診断書。
提出期限	⑴ 第１タームからの休学の場合：当該年度の５月末日 ⑵ 第３タームからの休学の場合：当該年度の10月末日	⑴ 第１タームからの留学の場合：前年度の１月末日 ⑵ 第３タームからの留学の場合：当該年度の６月末日 ※渡航前に余裕をもってご提出ください。		⑴ ９月30日付退学の場合：当該年度の10月末日 ⑵ ３月31日付退学の場合：次年度の５月末日	⑴ 第１タームからの復学の場合：前年度の３月１日 ⑵ 第３タームからの復学の場合：当該年度の８月31日

所属学科および教授会での審議

↓

学長許可

↓

休学・留学・交換留学・派遣留学・退学は大学より保証人及び学生宛に審議結果を通知

※学籍異動手続の詳細は「千駄ヶ谷キャンパス事務室からのお知らせ」サイト内「学籍」をご参照ください。

※休学願・留学願・退学願を提出期限までに提出した場合には学費減免措置が適用されます。

※学費減免措置を受けるためには所定の期日までに学籍異動書類の提出が必要です。

通年または前期分学費：当該年度の５月31日まで　後期分学費：当該年度の10月31日まで

「学籍」

※提出期限が土日祝日にあたる場合、前営業日が提出期限となります。

※休学を許可された者は、許可された休学期間の満了とともに復学します。

※留学を許可された者は、許可された留学期間の満了とともに帰学します。

※第３タームから帰学・復学する場合は、授業には第３ターム初回から出席してください。

※学籍上の休学・留学期間の開始日は、４月１日と10月１日です。

※海外渡航を伴う休学・留学の場合は『津田塾生のための留学ハンドブック』を併せてご参照ください。

休学・留学期間中の学費減免措置が適用される場合は、教授会での審議、学長許可後、経理課より詳細を記した書類が送付されます。願い出の時期等により学費納入方法が異なりますので、決定後送付された書類に従ってください。

11．学費等

〔学則第41条、第42条、第50条〕

2026年度授業料・施設設備費納入額表

学芸学部　（単位：円）

入学年度	期間	英語英文学科／国際関係学科			多文化・国際協力学科			数学科			情報科学科		
		授業料	施設設備費	合　計	授業料	施設設備費	合　計	授業料	施設設備費	合　計	授業料	施設設備費	合　計
2023年度	半期	390,000	129,500	519,500	415,000	144,500	559,500	430,000	144,500	574,500	430,000	144,500	574,500
	年額	780,000	259,000	1,039,000	830,000	289,000	1,119,000	860,000	289,000	1,149,000	860,000	289,000	1,149,000
2024年度	半期	385,000	128,000	513,000	410,000	143,000	553,000	425,000	143,000	568,000	425,000	143,000	568,000
	年額	770,000	256,000	1,026,000	820,000	286,000	1,106,000	850,000	286,000	1,136,000	850,000	286,000	1,136,000
2025年度	半期	417,500	139,000	556,500	445,000	155,500	600,500	491,000	165,500	656,500	495,000	167,000	662,000
	年額	835,000	278,000	1,113,000	890,000	311,000	1,201,000	982,000	331,000	1,313,000	990,000	334,000	1,324,000
2026年度	半期	412,500	137,500	550,000	440,000	154,000	594,000	486,000	164,000	650,000	490,000	165,500	655,500
	年額	825,000	275,000	1,100,000	880,000	308,000	1,188,000	972,000	328,000	1,300,000	980,000	331,000	1,311,000

※漸増方式を適用し、授業料：年10,000円増、施設設備費：年3,000円増
※在学５年目以降は漸増方式適用外とし、2022年度以前の入学者については別に定める。

総合政策学部　（単位：円）

入学年度	期間	総合政策学科		
		授業料	施設設備費	合　計
2023年度	半期	415,000	144,500	559,500
	年額	830,000	289,000	1,119,000
2024年度	半期	410,000	143,000	553,000
	年額	820,000	286,000	1,106,000
2025年度	半期	445,000	155,500	600,500
	年額	890,000	311,000	1,201,000
2026年度	半期	440,000	154,000	594,000
	年額	880,000	308,000	1,188,000

※漸増方式を適用し、授業料：年10,000円増、施設設備費：年3,000円増
※在学５年目以降は漸増方式適用外とし、2022年度以前の入学者については別に定める。

授業料・施設設備費および寮舎費（ただし、在寮生のみ）の納入については、次の通りです。

⑴　納入期限（納入期限が金融機関休業日のときは翌営業日とします。）

イ．前期分については５月31日までに、後期分については10月31日までに納入してください。

⑵　納入方法

イ．学費は前期分は５月27日、後期分は10月27日に口座振替（引落とし）にて納入いただきます。

ロ．寮舎費は納入期限までに指定口座へお振込みください。

ハ．新入生については、前期分は入学手続時に納入済みですので、８月初旬に後期学費の口座振替の案内および寮舎費の納入案内を保証人宛に郵送します。

2026年度　入　学　金

金　　額	備　　考
200,000円	下記以外の者
100,000円	再入学者

■科目等履修生・聴講生・委託生

（単位：円）

	出身校	検定料	在籍料	
科目等履修生	本学以外	3,500	3,000	履修料１単位 18,000
	本学	3,500	0	
聴講生	本学以外	3,500	3,000	聴講料１単位分の授業聴講につき 13,500
	本学	3,500	0	
委託生			30,000	履修料１単位 15,000

12．経済的理由により修学が困難な私費外国人留学生の授業料減免措置に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、経済的理由により修学が困難な私費外国人留学生に対する授業料減免措置について必要な事項を定める。

（資　格）

第２条　私費外国人留学生とは、津田塾大学及び津田塾大学大学院の正規の課程（以下「本学の正規課程」という。）に在学し、かつ、出入国管理及び難民認定法別表第１に定める「留学」の在留資格（年度途中に、「家族滞在」等から「留学」に変わる者を含む。）を有する者とし、国費外国人留学生制度に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者を対象とする。

（減免者の選考）

第３条　本規程により授業料減免措置を受ける者の選考は、減免の申請に基づき、国際センター運営委員会が本人の経済的理由に加え、学業成績並びに学問研究への熱意等を考慮して行う。

２　申請書類、選考基準については別に定める。

（減免額）

第４条　前条により選考された私費外国人留学生については授業料の半額を減免する。

（適用除外）

第５条　第１条の私費外国人留学生が休学または留学をする場合は、休学・留学期間中の学費減免措置を適用し、本規程を重複して適用しないものとする。

（期　間）

第６条　第１条の私費外国人留学生が本制度の対象となる期間は、当該学生の修業年限を上限とする。

２　但し当該学生が留学した場合、審議のうえ１年間を限度として対象期間の延長を認めることができる。

（改　廃）

第７条　本規程の改廃は国際センター運営委員会、財務・事業計画会議および大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成24年（2012年）４月１日から施行する。

この規程は、2014年（平成26年）４月１日から施行する。

この規程は、2016年（平成28年）４月１日から施行する。

この規程は、2019年（平成31年）４月１日から改正、施行する。

13. 学籍番号形態について

学籍番号の見方……例）　P（学科等を表すアルファベット）　26（入学・編／再入学年度）　001（識別番号）

学科等を表すアルファベット一覧

					アルファベット
正規学生	学部	学芸学部		英語英文学科	A
				国際関係学科	B
				多文化・国際協力学科	H
				数学科	F
				情報科学科	G
		総合政策学部		総合政策学科	P
	大学院	文学研究科修士課程			EM
		文学研究科後期博士課程			ED
		国際関係学研究科修士課程			IM
		国際関係学研究科後期博士課程			ID
		理学研究科修士課程			MM
		理学研究科後期博課程			MD
正規外学生	学部	科目等履修生			ZS
				高大連携協定	ZK
		聴講生			ZJ
		委託聴講生	（特別聴講学生）	電気通信大学	ZE
				五女子大学コンソーシアム	ZG
				一橋大学	ZH
				東京外国語大学	ZL
			（単位互換履修生）	TAC	ZA
		交換留学生			ZR
				沖縄大学	ZP
	大学院	科目等履修生			ZT
		聴講生			ZU
		特別聴講学生			ZY
		交換留学生			ZV
		研究生			ZX
		特別研究学生			ZZ
		委託生			ZW

※上表は2025年度より適用

V

教　育　課　程

1．総合政策学科

Ⅴ　教育課程

原則として程度Ⅰは第１、２年次に、Ⅱは第２、３年次に、Ⅲは第３、４年次に、Ⅳは第４年次において履修します。

1-1．総合政策学科（2022年度以前入学者用）

（1）履修単位数

卒業に必要な最小限単位数は以下のとおりです。

必修科目	
基礎科目：セミナー	６単位
基礎科目：英語	36単位
基礎科目：ソーシャル・サイエンス	８単位
基礎科目：データ・サイエンス	12単位
基礎科目：概論	２単位
応用科目（３・４年セミナーおよび卒業研究プロジェクト）	10単位
選択科目	
基幹科目：課題解決関連科目	16単位
基幹科目：専門科目	16単位
自由科目	24単位
合　計	130単位

（2）履修方法

イ．基礎科目：セミナー、応用科目

セミナーは課題解決のための総合的な実践力を養う場となるだけでなく、セミナー担当教員や他の学生と密にコミュニケーションをとる場として各年次に配置されています。

- １年セミナー

 １年セミナーでは、課題解決にあたるための初歩的なリサーチ能力、分析能力、アウトプット能力の習得を目指します。ライティングの基礎的スキルの習得も１年セミナーで行います。

- ２年セミナー

 ２年セミナーはインディペンデント・スタディの場です。具体的には、学生が担当教員と議論を重ねながら自ら取り組むべき課題を設定し、その課題のもとでボランティア、フィールドワーク等を行います。

- ３年セミナー・４年セミナー

 ３年セミナー・４年セミナーは卒業研究プロジェクトに向けての学びの場です。３年セミナー・４年セミナーでは、原則として２年間同一セミナーに所属し、セミナー担当教員の専門のもとで自ら課題を設定し、解決する研究を進めます。その研究を本学科での学びの集大成として卒業研究プロジェクトにまとめていきます。

ロ．基礎科目：英語

多様な価値観をもつ他者とのあいだで合意を形成することができる実践的な英語力を養います。

ハ．基礎科目：ソーシャル・サイエンス

社会を成り立たせている基本的な仕組みを、政治、経済、法の観点から理解し、社会の諸相を的確に把握する認識力を養います。

ニ．基礎科目：データ・サイエンス

講義と演習が合わせて行われ、データの収集・分析方法やその適切な表現方法についての理解を深め、課題解決のためにそれらを活用できる実践能力を習得します。

ホ．基礎科目：概論

現代社会が抱える諸課題の解決と学問研究との関係ならびに、本学科での学びと卒業後のキャリア形成との関係

について理解するオリエンテーション講義の役割を担っています。

ヘ．基幹科目：課題解決関連科目
４つの課題領域はそれぞれ、現代社会における特徴的な課題の領域を指し示していると同時に、現代社会のさまざまな課題を解決するためのアプローチ方法をもあらわしています。現代社会のさまざまな課題を解決するためのアプローチ方法を学びつつ、それぞれの課題の特徴や固有性を理解し、課題解決のための学問知を実践的に習得します。
所属する３年セミナーが位置付けられる課題領域から課題解決関連科目を８単位以上修得しなければなりません。（１、２年次に履修した課題解決関連科目もその８単位のなかに含めることができます。）
課題解決関連科目は、この８単位を含め、卒業要件として16単位を修得する必要があります。16単位を超えて修得した分は、自由科目へ算入されます。

ト．基幹科目：専門科目
ソーシャル・サイエンスやデータ・サイエンスの基礎科目で修得した、課題解決に取り組むための基礎学力をさらに発展させ、学術的専門性を高めます。
卒業要件として16単位を修得する必要があります。16単位を超えて修得した分は、自由科目へ算入されます。

チ．自由科目
卒業要件として24単位以上修得する必要があります。自由科目には、以下の単位を含めることができます。
- 選択科目のうち、卒業要件単位数を超えて修得した単位
- 学芸学部ならびに他大学の授業科目のうち、本学部が認めた単位

※ただし、成績通知書およびTsudaNetの成績照会画面では、選択科目から自由科目へ算入した単位数も選択科目として表示されます。

（3）コースについて
本学科では４つの課題領域が「コース」として設定されています。３年次にあがるときに３年セミナーを選択することで、同時にそのセミナーが位置付けられている課題領域を「コース」として選択することになります。

【パブリック・ポリシー】：社会のルールを定める公共的な「決定」そのものの仕組みや根拠を考えることで諸課題を解決し、新たな制度設計の可能性を追究しようとするアプローチ。ただし、公共の意思決定における主体は、狭い意味での政府に限られず、市民や地域、団体、企業も含まれる。
【エコノミック・ポリシー】：希少性のある資源や富の創造（Wealth Creation）を、人びとの幸福の達成のために、どのように個人間や社会において利用し、配分するかを考えることで諸課題を解決しようとするアプローチ。ここでいう富（Wealth）は、経済学で伝統的に定義される物質的・財的な富に限定されるものではなく、社会的資本や人間関係など、個人や社会にとって「価値あるもの」も含む。
【ソーシャル・アーキテクチャ】：社会を、人びとの活動がそのもとで展開され、それによって規定される多様な「プラットフォーム」の集合ととらえ、それをどう設計するかという問いをつうじて課題を解決しようとするアプローチ。とりわけ、現代社会のなかでますます重要性を増しているICT（情報通信技術）とこれによって実現されるシステムやサービスに着目し、社会が直面している諸課題の効果的な解決方法を探求する。
【ヒューマン・ディベロップメント】：諸個人の能力に焦点をあてて、それを向上させる社会的な仕組みを考えることで諸課題を解決しようとするアプローチ。また、貧困やジェンダーにもとづく格差、宗教や文化を異にするものへの偏見など、人びとの活動や能力の発展をさまたげる社会的な要因をいかに取り除くかという課題も対象とする。

（4）セミナー登録について
総合政策学科では、各学年のセミナーは必修科目です。次年度に２年生以上のセミナーを履修する際には、後期に登録を行う必要があります。

２年セミナー
- 後期に、次年度の「２年セミナー」担当教員との相談会を実施する予定です。
登録方法・期間などの詳細は「１年セミナー」授業時の説明やTsudaNetからの通知を確認してください。

３年セミナー

- 後期に、次年度の「３年セミナー」担当教員との相談会を実施する予定です。
 登録方法・期間などの詳細は「２年セミナー」授業時の説明やTsudaNetからの通知を確認してください。

４年セミナー

- ４年セミナーは原則として３年セミナーを継続します。
- ４年次進級に際してセミナーの変更を希望する場合は、千駄ヶ谷キャンパス事務室に相談してください。
 ただし、クラスの人数が定員を超えている場合など希望通りにならないことがあります。

セミナーの再履修について

- ２～４年セミナーの再履修が決まった学生（成績評価が不合格「F」または失格「X」の場合）は、直ちに千駄ヶ谷キャンパス事務室へ連絡してください。

（５）卒業研究プロジェクトについて

卒業年次には４年間の学びの集大成として、現代社会の諸問題における課題解決のための「卒業研究プロジェクト」を提出します。

論題登録

指定された時期に、卒業研究プロジェクトの論題（日本語および英語）の登録を行います。

中間報告

第３タームの指定された時期に、各指導教員の指示する要領において中間報告（口頭発表）を行います。

卒業研究プロジェクト提出

第４タームの指定された時期に、規定の体裁を満たした卒業研究プロジェクトおよび論文票を提出します。

卒業研究プロジェクト報告会

第４タームの指定された時期に、卒業研究プロジェクト報告会を行います。卒業研究の成果を発表する場であり、論文の内容に対する口頭試問の機会です。

※各項目の具体的な案内については、TsudaNetでお知らせします。

（6）総合政策学部　総合政策学科　2021年度以前入学者用　標準カリキュラム表

	1　年　次				2　年　次			
	授　業　科　目	程度	単位	週時	授　業　科　目	程度	単位	週時
必修科目	基礎科目：セミナー〔6単位〕							
	1年セミナーA	Ⅰ	1	2	2年セミナーA	Ⅱ	1	2
	1年セミナーB	Ⅰ	1	2	2年セミナーB	Ⅱ	1	2
	1年セミナーC	Ⅰ	1	2	2年セミナーC	Ⅱ	1	2
	基礎科目：英語〔36単位〕							
	Basics of Interpersonal Communication for Problem Solving ⅠA	Ⅰ	1	2	Negotiation Communication for Problem Solving ⅡA	Ⅱ	1	2
	Interpersonal Communication for Problem Solving ⅠB	Ⅰ	1	2	Conflict Resolution Communication for Problem Solving ⅡB	Ⅱ	1	2
	Compassionate Communication for Problem Solving ⅠC	Ⅰ	1	2	Mediation Communication for Problem Solving ⅡC	Ⅱ	1	2
	Content-based Listening and Discussion ⅠA	Ⅰ	1	2	Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡA	Ⅱ	1	2
	Content-based Listening and Discussion ⅠB	Ⅰ	1	2	Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡB	Ⅱ	1	2
	Content-based Listening and Discussion ⅠC	Ⅰ	1	2	Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡC	Ⅱ	1	2
	Content-based Reading ⅠA	Ⅰ	1	2	Critical Thinking in Content-based Reading ⅡA	Ⅱ	1	2
	Content-based Reading ⅠB	Ⅰ	1	2	Critical Thinking in Content-based Reading ⅡB	Ⅱ	1	2
	Content-based Reading ⅠC	Ⅰ	1	2	Critical Thinking in Content-based Reading ⅡC	Ⅱ	1	2
	Content-based Writing ⅠA	Ⅰ	1	2	Content-based Process Writing ⅡA	Ⅱ	1	2
	Content-based Writing ⅠB	Ⅰ	1	2	Content-based Process Writing ⅡB	Ⅱ	1	2
	Content-based Writing ⅠC	Ⅰ	1	2	Content-based Process Writing ⅡC	Ⅱ	1	2
	基礎科目：ソーシャル・サイエンス〔8単位〕							
	政治とは何か	Ⅰ	2	4				
	経済の仕組み	Ⅰ	2	4				
	法からみた社会	Ⅰ	2	4				
	計量経済の基礎	Ⅰ	2	4				
	基礎科目：データ・サイエンス〔12単位〕							
	データ・サイエンス入門	Ⅰ	2	4	経済分析	Ⅱ	2	4
	統計Ⅰ	Ⅰ	2	4	アルゴリズム	Ⅱ	2	4
	会計	Ⅰ	2	4	統計Ⅱ	Ⅱ	2	4
	基礎科目：概論〔2単位〕							
	総合政策概論A	Ⅰ	1	2				
	総合政策概論B	Ⅰ	1	2				
選択科目	基幹科目：課題解決関連科目							
	所属する課題領域に関連する科目を8単位以上修得すること。							
	パブリック・ポリシー							
	分配のポリティクス、グローバリゼーション論、地域政策論*、公共政策論				平和構築、政治参加、プロパガンダとアドボカシー、文化交			
	エコノミック・ポリシー							
	企業の社会的責任、雇用経済論				多国籍企業論、イノベーションと社会、マーケティング戦略			
	ソーシャル・アーキテクチャ							
	インターネット概論、情報通信技術と社会、映像コミュニケーションデザイン				Web情報システム論、情報セキュリティ論、メディア産業論			
	ヒューマン・ディベロップメント							
	社会実践の諸相、女性のキャリア開発、地域ケア論、コミュニティスタディ				少子高齢化の進展と社会保障の持続可能性、子どもの貧困と			
	基幹科目：専門科目							
					政治制度論、法と公共政策、日本政治史、公共哲学、ミクロ・プログラミング入門、プログラミング実践、家族社会学、福			
自由科目	総合科目							
	クリティカル・シンキング、世界の宗教と社会、ソーシャル・デザイン論、経済人類学、科学技術と文明、歴史入門、キャインターンシップ、語学研修、International Training Course A、International Training Course B、事業戦略とイノベーシPeace & Conflict Studies、映像コミュニケーションデザイン基礎、International Peace Studies、ブランディング実践、デーBusiness Project & Presentation、計算社会科学、時事問題特論、簿記入門、パーソナルファイナンス論、長期的価値							
	基幹科目のうち、卒業要件単位数を超えて修得した科目と合わせて24単位以上修得すること。なお、学芸学部ならびに他大							

「地域政策論」*：2022年度より程度Ⅱの科目です。

3　年　次				4　年　次				計
授　業　科　目	程度	単位	週時	授　業　科　目	程度	単位	週時	
応用科目〔10単位〕								
３年セミナーA	Ⅲ	1	2	４年セミナーA	Ⅳ	1	2	
３年セミナーB	Ⅲ	1	2	４年セミナーB	Ⅳ	1	2	16
３年セミナーC	Ⅲ	1	2	４年セミナーC	Ⅳ	1	2	
				卒業研究プロジェクト	Ⅳ	4		
Leadership Communication for Problem Solving ⅢA	Ⅲ	1	2					
Management Communication for Problem Solving ⅢB	Ⅲ	1	2					
Skills Integration in Communication for Problem Solving ⅢC	Ⅲ	1	2					
Basics of Content-based Presentation Skills ⅢA	Ⅲ	1	2					
Delivering Competency in Content-based Presentation Skills ⅢB	Ⅲ	1	2					
Interactive Competency in Content-based Presentation Skills ⅢC	Ⅲ	1	2					
Economics-oriented Advanced Reading ⅢA	Ⅲ	1	2					
Law-oriented Advanced Reading ⅢB	Ⅲ	1	2					
Politics-oriented Advanced Reading ⅢC	Ⅲ	1	2					
Basics of Academic Writing ⅢA	Ⅲ	1	2					
Research for Academic Writing ⅢB	Ⅲ	1	2					
Problem-solution in Academic Writing ⅢC	Ⅲ	1	2					58

流論	
市民社会における安全保障、法制度設計、統治システム論、公共管理、環境政策論、国際標準化論	
	16
世界の開発と貧困問題、知的財産法、医療・介護の経済分析、経済政策論	
スマートコミュニティ論、データ政策科学、健康医療情報システム、情報通信政策、経営情報システム、技術経営論	
教育格差、人の国際移動と社会の多文化化、ジェンダーと社会変動、ソーシャル・インクルージョン論	
ダイバーシティ社会論、ソーシャル・ヘルス・マネジメント	
マクロ経済分析、現代経営論、社会学概論、日本の財政・金融、社会調査入門、プロジェクト・マネジメント、 社政策論、共生社会と法、経済活動のための法、行政学、質的調査法、社会階層論	16
グローバル・ポリティクス論、行動経済分析、実証政治理論、貿易政策論、アプリケーション開発、能力開発論、 福祉国家論、多変量解析と公的統計、現代社会論、政策過程論	
リア入門A、キャリア入門B、キャリア入門C、日本語ライティングA、日本語ライティングB、日本語ライティングC、 ョン、ダイバーシティと情報通信、データ分析実践、北欧から見える世界、Math Camp、Pre-Study-Abroad Course、 タで読み解く世界、デザイン思考による地域創生学、Communicative Grammar A/B/C、Thesis Writing in English A/B、 創造の経営	24
上場会社におけるディスクロージャー制度	
学の授業科目のうち、本学部が認めた単位を含むことができる。	

最低修得必要単位数	130

（6）総合政策学部　総合政策学科　2022年度入学者用　標準カリキュラム表

	1　年　次				2　年　次			
	授　業　科　目	程度	単位	週時	授　業　科　目	程度	単位	週時
必修科目	基礎科目：セミナー〔6単位〕							
	1年セミナーA	I	1	2	2年セミナーA	II	1	2
	1年セミナーB	I	1	2	2年セミナーB	II	1	2
	1年セミナーC	I	1	2	2年セミナーC	II	1	2
	基礎科目：英語〔36単位〕							
	Basics of Interpersonal Communication for Problem Solving ⅠA	I	1	2	Negotiation Communication for Problem Solving ⅡA	II	1	2
	Interpersonal Communication for Problem Solving ⅠB	I	1	2	Conflict Resolution Communication for Problem Solving ⅡB	II	1	2
	Compassionate Communication for Problem Solving ⅠC	I	1	2	Mediation Communication for Problem Solving ⅡC	II	1	2
	Content-based Listening and Discussion ⅠA	I	1	2	Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡA	II	1	2
	Content-based Listening and Discussion ⅠB	I	1	2	Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡB	II	1	2
	Content-based Listening and Discussion ⅠC	I	1	2	Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡC	II	1	2
	Content-based Reading ⅠA	I	1	2	Critical Thinking in Content-based Reading ⅡA	II	1	2
	Content-based Reading ⅠB	I	1	2	Critical Thinking in Content-based Reading ⅡB	II	1	2
	Content-based Reading ⅠC	I	1	2	Critical Thinking in Content-based Reading ⅡC	II	1	2
	Content-based Writing ⅠA	I	1	2	Content-based Process Writing ⅡA	II	1	2
	Content-based Writing ⅠB	I	1	2	Content-based Process Writing ⅡB	II	1	2
	Content-based Writing ⅠC	I	1	2	Content-based Process Writing ⅡC	II	1	2
	基礎科目：ソーシャル・サイエンス〔8単位〕							
	政治とは何か	I	2	4				
	経済の仕組み	I	2	4				
	法からみた社会	I	2	4				
	計量経済の基礎	I	2	4				
	基礎科目：データ・サイエンス〔12単位〕							
	データ・サイエンス入門	I	2	4	経済分析	II	2	4
	統計Ⅰ	I	2	4	アルゴリズム	II	2	4
	会計	I	2	4	統計Ⅱ	II	2	4
	基礎科目：概論〔2単位〕							
	総合政策概論A	I	1	2				
	総合政策概論B	I	1	2				
選択科目	基幹科目：課題解決関連科目							
	所属する課題領域に関連する科目を8単位以上修得すること。							
	パブリック・ポリシー							
	分配のポリティクス、グローバリゼーション論、公共政策論				平和構築、政治参加、プロパガンダとアドボカシー、文化交			
	エコノミック・ポリシー							
	企業の社会的責任、雇用経済論				多国籍企業論、イノベーションと社会、マーケティング戦略			
	ソーシャル・アーキテクチャ							
	インターネット概論、情報通信技術と社会、映像コミュニケーションデザイン				Web情報システム論、情報セキュリティ論、メディア産業論			
	ヒューマン・ディベロップメント							
	社会実践の諸相、女性のキャリア開発、地域ケア論、コミュニティスタディ				少子高齢化の進展と社会保障の持続可能性、子どもの貧困と			
	基幹科目：専門科目							
					政治制度論、法と公共政策、日本政治史、公共哲学、ミクロ・プログラミング入門、プログラミング実践、家族社会学、福			
自由科目	総合科目							
	クリティカル・シンキング、世界の宗教と社会、ソーシャル・デザイン論、経済人類学、科学技術と文明、歴史入門、キャインターンシップ、語学研修、International Training Course A、International Training Course B、事業戦略とイノベーシデータで読み解く世界、デザイン思考による地域創生学、Communicative Grammar A/B/C、Thesis Writing in English 価値創造の経営							
	基幹科目のうち、卒業要件単位数を超えて修得した科目と合わせて24単位以上修得すること。なお、学芸学部ならびに他大							

3　年　次				4　年　次				計
授　業　科　目	程度	単位	週時	授　業　科　目	程度	単位	週時	
応用科目〔10単位〕								
3年セミナーA	Ⅲ	1	2	4年セミナーA	Ⅳ	1	2	
3年セミナーB	Ⅲ	1	2	4年セミナーB	Ⅳ	1	2	16
3年セミナーC	Ⅲ	1	2	4年セミナーC	Ⅳ	1	2	
				卒業研究プロジェクト	Ⅳ	4		
Leadership Communication for Problem Solving ⅢA	Ⅲ	1	2					
Management Communication for Problem Solving ⅢB	Ⅲ	1	2					
Skills Integration in Communication for Problem Solving ⅢC	Ⅲ	1	2					
Basics of Content-based Presentation Skills ⅢA	Ⅲ	1	2					
Delivering Competency in Content-based Presentation Skills ⅢB	Ⅲ	1	2					
Interactive Competency in Content-based Presentation Skills ⅢC	Ⅲ	1	2					
Economics-oriented Advanced Reading ⅢA	Ⅲ	1	2					
Law-oriented Advanced Reading ⅢB	Ⅲ	1	2					
Politics-oriented Advanced Reading ⅢC	Ⅲ	1	2					
Basics of Academic Writing ⅢA	Ⅲ	1	2					
Research for Academic Writing ⅢB	Ⅲ	1	2					
Problem-solution in Academic Writing ⅢC	Ⅲ	1	2					58

（7）授業科目名・単位

授業科目名・単位については、1−2.（7）（p.90 〜 99）を見てください。

※履修の際は、「千駄ヶ谷キャンパス事務室からのお知らせ」に載せている「2023年度カリキュラム変更に伴う履修の手引き」も参照してください。

1-2. 総合政策学科（2023年度以降入学者用）

（1）履修単位数

卒業に必要な最小限単位数は以下のとおりです。

必修科目	
基礎科目：セミナー	6単位
基礎科目：英語	30単位
基礎科目：ソーシャル・サイエンス	6単位
基礎科目：データ・サイエンス	6単位
基礎科目：概論	2単位
応用科目（3・4年セミナーおよび卒業研究プロジェクト）	10単位
選択科目	
基幹科目：データ・サイエンス	2単位
基幹科目：専門科目（英語で行う科目）	3単位
基幹科目：課題解決関連科目	16単位
基幹科目：専門科目	16単位
自由科目	27単位
合　計	124単位

（2）履修方法

イ．基礎科目：セミナー、応用科目

セミナーは課題解決のための総合的な実践力を養う場となるだけでなく、セミナー担当教員や他の学生と密にコミュニケーションをとる場として各年次に配置されています。

- 1年セミナー

 1年セミナーでは、課題解決にあたるための初歩的なリサーチ能力、分析能力、アウトプット能力の習得を目指します。ライティングの基礎的スキルの習得も1年セミナーで行います。

- 2年セミナー

 2年セミナーはインディペンデント・スタディの場です。具体的には、学生が担当教員と議論を重ねながら自ら取り組むべき課題を設定し、その課題のもとでボランティア、フィールドワーク等を行います。

- 3年セミナー・4年セミナー

 3年セミナー・4年セミナーは卒業研究プロジェクトに向けての学びの場です。3年セミナー・4年セミナーでは、原則として2年間同一セミナーに所属し、セミナー担当教員の専門のもとで自ら課題を設定し、解決する研究を進めます。その研究を本学科での学びの集大成として卒業研究プロジェクトにまとめていきます。

ロ．基礎科目：英語

多様な価値観をもつ他者とのあいだで合意を形成することができる実践的な英語力を養います。

ハ．基礎科目：ソーシャル・サイエンス

社会を成り立たせている基本的な仕組みを、政治、経済、法の観点から理解し、社会の諸相を的確に把握する認識力を養います。

ニ．基礎科目：データ・サイエンス

講義と演習が合わせて行われ、データの収集・分析方法やその適切な表現方法についての理解を深め、実践的な課題解決に向けた基礎力を養います。

ホ．基礎科目：概論

現代社会が抱える諸課題の解決と学問研究との関係ならびに、本学科での学びと卒業後のキャリア形成との関係について理解するオリエンテーション講義の役割を担っています。

ヘ．基幹科目：データ・サイエンス

講義と演習が合わせて行われ、現代社会における課題解決に必要な専門的なデータの処理や分析方法について習

得し、具体的なテーマに基づいて分析を実践します。
卒業要件として２単位を修得する必要があります。２単位を超えて修得した分は、自由科目へ算入されます。

ト. 基幹科目：専門科目（英語で行う科目）
基礎英語科目で培った実践的な英語力を基盤として、コアとなる英語力をさらに磨く科目や、政治・文化・言語・テクノロジーなどの専門分野を英語で発展的に学ぶ科目から選択して履修します。
卒業要件として３単位を修得する必要があります。３単位を超えて修得した分は、自由科目へ算入されます。

チ. 基幹科目：課題解決関連科目
４つの課題領域はそれぞれ、現代社会における特徴的な課題の領域を指し示していると同時に、現代社会のさまざまな課題を解決するためのアプローチ方法をもあらわしています。現代社会のさまざまな課題を解決するためのアプローチ方法を学びつつ、それぞれの課題の特徴や固有性を理解し、課題解決のための学問知を実践的に習得します。
所属する３年セミナーが位置付けられる課題領域から課題解決関連科目を８単位以上修得しなければなりません。（１、２年次に履修した課題解決関連科目もその８単位のなかに含めることができます。）
課題解決関連科目は、この８単位を含め、卒業要件として16単位を修得する必要があります。16単位を超えて修得した分は、自由科目へ算入されます。

リ. 基幹科目：専門科目
ソーシャル・サイエンスやデータ・サイエンスの基礎科目で修得した、課題解決に取り組むための基礎学力をさらに発展させ、学術的専門性を高めます。
卒業要件として16単位を修得する必要があります。16単位を超えて修得した分は、自由科目へ算入されます。

ヌ. 自由科目
卒業要件として27単位以上修得する必要があります。自由科目には、以下の単位を含めることができます。
- 選択科目のうち、卒業要件単位数を超えて修得した単位
- 学芸学部ならびに他大学の授業科目のうち、本学部が認めた単位

※ただし、成績通知書およびTsudaNetの成績照会画面では、選択科目から自由科目へ算入した単位数も選択科目として表示されます。

（3）コースについて

本学科では４つの課題領域が「コース」として設定されています。３年次にあがるときに３年セミナーを選択することで、同時にそのセミナーが位置付けられている課題領域を「コース」として選択することになります。

【パブリック・ポリシー】：社会のルールを定める公共的な「決定」そのものの仕組みや根拠を考えることで諸課題を解決し、新たな制度設計の可能性を追究しようとするアプローチ。ただし、公共の意思決定における主体は、狭い意味での政府に限られず、市民や地域、団体、企業も含まれる。

【エコノミック・ポリシー】：希少性のある資源や富の創造（Wealth Creation）を、人びとの幸福の達成のために、どのように個人間や社会において利用し、配分するかを考えることで諸課題を解決しようとするアプローチ。ここでいう富（Wealth）は、経済学で伝統的に定義される物質的・財的な富に限定されるものではなく、社会的資本や人間関係など、個人や社会にとって「価値あるもの」も含む。

【ソーシャル・アーキテクチャ】：社会を、人びとの活動がそのもとで展開され、それによって規定される多様な「プラットフォーム」の集合ととらえ、それをどう設計するかという問いをつうじて課題を解決しようとするアプローチ。とりわけ、現代社会のなかでますます重要性を増しているICT（情報通信技術）とこれによって実現されるシステムやサービスに着目し、社会が直面している諸課題の効果的な解決方法を探求する。

【ヒューマン・ディベロップメント】：諸個人の能力に焦点をあてて、それを向上させる社会的な仕組みを考えることで諸課題を解決しようとするアプローチ。また、貧困やジェンダーにもとづく格差、宗教や文化を異にするものへの偏見など、人びとの活動や能力の発展をさまたげる社会的な要因をいかに取り除くかという課題も対象とする。

（4）セミナー登録について

総合政策学科では、各学年のセミナーは必修科目です。次年度に２年生以上のセミナーを履修する際には、後期に登録を行う必要があります。

２年セミナー

- 後期に、次年度の「２年セミナー」担当教員との相談会を実施する予定です。
 登録方法・期間などの詳細は「１年セミナー」授業時の説明やTsudaNetからの通知を確認してください。

３年セミナー

- 後期に、次年度の「３年セミナー」担当教員との相談会を実施する予定です。
 登録方法・期間などの詳細は「２年セミナー」授業時の説明やTsudaNetからの通知を確認してください。

４年セミナー

- ４年セミナーは原則として３年セミナーを継続します。
- ４年次進級に際してセミナーの変更を希望する場合は、千駄ヶ谷キャンパス事務室に相談してください。
 ただし、クラスの人数が定員を超えている場合など希望通りにならないことがあります。

セミナーの再履修について

- ２～４年セミナーの再履修が決まった学生（成績評価が不合格「F」または失格「X」の場合）は、直ちに千駄ヶ谷キャンパス事務室へ連絡してください。

（5）卒業研究プロジェクトについて

卒業年次には４年間の学びの集大成として、現代社会の諸問題における課題解決のための「卒業研究プロジェクト」を提出します。

論題登録

指定された時期に、卒業研究プロジェクトの論題（日本語および英語）の登録を行います。

中間報告

第３タームの指定された時期に、各指導教員の指示する要領において中間報告（口頭発表）を行います。

卒業研究プロジェクト提出

第４タームの指定された時期に、規定の体裁を満たした卒業研究プロジェクトおよび論文票を提出します。

卒業研究プロジェクト報告会

第４タームの指定された時期に、卒業研究プロジェクト報告会を行います。卒業研究の成果を発表する場であり、論文の内容に対する口頭試問の機会です。

※各項目の具体的な案内については、TsudaNetでお知らせします。

（6）総合政策学部　総合政策学科　2023年度以降入学者用　標準カリキュラム表

	1　年　次				2　年　次			
	授　業　科　目	程度	単位	週時	授　業　科　目	程度	単位	週時
必修科目	基礎科目：セミナー〔6単位〕							
	1年セミナーA	Ⅰ	1	2	2年セミナーA	Ⅱ	1	2
	1年セミナーB	Ⅰ	1	2	2年セミナーB	Ⅱ	1	2
	1年セミナーC	Ⅰ	1	2	2年セミナーC	Ⅱ	1	2
	基礎科目：英語〔30単位〕							
	Communication: Public Speaking ⅠA	Ⅰ	1	2	Communication: Leadership and Teamwork ⅡA	Ⅱ	1	2
	Communication: Interpersonal Communication ⅠB	Ⅰ	1	2	Communication: Career Development ⅡB	Ⅱ	1	2
	Communication: Advanced Presentation Skills ⅠC	Ⅰ	1	2	Communication: Project Management ⅡC	Ⅱ	1	2
	Discussion: Critical Thinking ⅠA	Ⅰ	1	2	Discussion: The Mass Media ⅡA	Ⅱ	1	2
	Discussion: Education ⅠB	Ⅰ	1	2	Discussion: Global Problems ⅡB	Ⅱ	1	2
	Discussion: Gender and Family ⅠC	Ⅰ	1	2	Discussion: NGOs and Social Activism ⅡC	Ⅱ	1	2
	Content-based Reading ⅠA	Ⅰ	1	2	Critical Thinking and Reading Ⅱ A	Ⅱ	1	2
	Content-based Reading ⅠB	Ⅰ	1	2	Critical Thinking and Reading Ⅱ B	Ⅱ	1	2
	Content-based Reading ⅠC	Ⅰ	1	2	Critical Thinking and Reading Ⅱ C	Ⅱ	1	2
	Content-based Writing ⅠA	Ⅰ	1	2	Critical Thinking and Writing Ⅱ A	Ⅱ	1	2
	Content-based Writing ⅠB	Ⅰ	1	2	Critical Thinking and Writing Ⅱ B	Ⅱ	1	2
	Content-based Writing ⅠC	Ⅰ	1	2	Critical Thinking and Writing Ⅱ C	Ⅱ	1	2
	基礎科目：ソーシャル・サイエンス〔6単位〕							
	政治とは何か	Ⅰ	2	4				
	経済の仕組み	Ⅰ	2	4				
	法からみた社会	Ⅰ	2	4				
	基礎科目：データ・サイエンス〔6単位〕							
	データ・サイエンス入門	Ⅰ	2	4				
	統計A	Ⅰ	2	4				
	統計B	Ⅰ	2	4				
	基礎科目：概論〔2単位〕							
	総合政策概論A	Ⅰ	1	2				
	総合政策概論B	Ⅰ	1	2				
選択科目	基幹科目：データ・サイエンス							
					計算社会科学 プログラミング基礎 経済分析			
	基幹科目：専門科目（英語で行う科目）							
					Introduction to International Relations A Introduction to International Relations B Introduction to International Relations C Politics and Development A Politics and Development B Politics and Development C Political Communication A Political Communication B Political Communication C Social Values A Social Values B Social Values C Culture and Society A Culture and Society B Culture and Society C			
	基幹科目：課題解決関連科目							
	所属する課題領域に関連する科目を8単位以上修得すること。							
	パブリック・ポリシー							
	分配のポリティクス、グローバリゼーション論、公共政策論							
					平和構築、政治参加、プロパガンダとアドボカシー、文化交流論、地域政策論			
	エコノミック・ポリシー							
	企業の社会的責任、雇用経済論							
					多国籍企業論、イノベーションと社会、マーケティング戦略			
	ソーシャル・アーキテクチャ							
	インターネット概論、情報通信技術と社会、映像コミュニケーションデザイン							
					Web情報システム論、情報セキュリティ論、メディア産業論			
	ヒューマン・ディベロップメント							
	社会実践の諸相、女性のキャリア開発、地域ケア論、コミュニティスタディ							
					少子高齢化の進展と社会保障の持続可能性、子どもの貧困と教育格差、人の国際			
	基幹科目：専門科目							
					政治制度論、法と公共政策、日本政治史、公共哲学、ミクロ・マクロ経済分析、共生社会と法、経済活動のための法、行政学、質的調査法、社会階層論			
自由科目	総合科目							
	クリティカル・シンキング、世界の宗教と社会、ソーシャル・デザイン論、経済人類学、科学技術と文明、歴史入門、キャリア入門A、キャリア入門B、キャリア							
	International Training Course A、International Training Course B、事業戦略とイノベーション、データ分析実践、ブランディング実践、データで読み解く世界、							
	基幹科目のうち、卒業要件単位数を超えて修得した科目と合わせて27単位以上修得すること。なお、学芸学部ならびに他大学の授業科目のうち、本学部が認めた単							

*2025年度入学者までは「インターンシップ」

3年次 授業科目	程度	単位	週時	4年次 授業科目	程度	単位	週時	計
応用科目〔10単位〕								
3年セミナーA	Ⅲ	1	2	4年セミナーA	Ⅳ	1	2	
3年セミナーB	Ⅲ	1	2	4年セミナーB	Ⅳ	1	2	16
3年セミナーC	Ⅲ	1	2	4年セミナーC	Ⅳ	1	2	
				卒業研究プロジェクト	Ⅳ	4		
Discussion: Population Issues ⅢA	Ⅲ	1	2					
Discussion: Politics and Society ⅢB	Ⅲ	1	2					
Discussion: Policy-Making ⅢC	Ⅲ	1	2					
Problem Solution in Academic Writing ⅢA	Ⅲ	1	2					
Problem Solution in Academic Writing ⅢB	Ⅲ	1	2					
Problem Solution in Academic Writing ⅢC	Ⅲ	1	2					44
								2
Language Analysis A Language Analysis B Language Analysis C Language and Communication A Language and Communication B Language and Communication C Language and Culture A Language and Culture B Language and Culture C Introduction to Language and Linguistics A Introduction to Language and Linguistics B Introduction to Language and Linguistics C Foundation Discussion Skills A Foundation Discussion Skills B Foundation Discussion Skills C				Communicative Grammar A Communicative Grammar B Communicative Grammar C Genre-based Reading A Genre-based Reading B Genre-based Reading C Advanced Reading A Advanced Reading B Advanced Reading C Thesis Writing in English A Thesis Writing in English B Business Project & Presentation				3
市民社会における安全保障、法制度設計、統治システム論、環境政策論、国際標準化論 世界の開発と貧困問題、知的財産法、医療・介護の経済分析、経済政策論 スマートコミュニティ論、データ政策科学、健康医療情報システム、情報通信政策、経営情報システム 移動と社会の多文化化、ジェンダーと社会変動、ソーシャル・インクルージョン論 ダイバーシティ社会論、ソーシャル・ヘルス・マネジメント								16
現代経営論、社会学概論、日本の財政・金融、社会調査入門、プロジェクト・マネジメント、プログラミング実践、家族社会学、福祉政策論、 グローバル・ポリティクス論、行動経済分析、実証政治理論、貿易政策論、アプリケーション開発、能力開発論、 多変量解析と公的統計、現代社会論、政策過程論								16
入門C、日本語ライティングA、日本語ライティングB、日本語ライティングC、インターンシップ*、実践インターンシップ、語学研修、 デザイン思考による地域創生学、時事問題特論、簿記入門、パーソナルファイナンス論、長期的価値創造の経営 位を含むことができる。								27
							最低修得必要単位数	124

（7）授業科目名・単位

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
【必修科目】						
[基礎科目：セミナー]						
1年セミナーA	Ⅰ	1	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
1年セミナーB	Ⅰ	3	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
1年セミナーC	Ⅰ	4	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
2年セミナーA	Ⅱ	1	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 中條　美和 大西　淳也 禚　　倩楠 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
2年セミナーB	Ⅱ	3	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 中條　美和 大西　淳也 禚　　倩楠 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
2年セミナーC	Ⅱ	4	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 中條　美和 大西　淳也 禚（ヤク）　倩楠（セイナン） 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
［応用科目］						
3年セミナーA	Ⅲ	1	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 中條　美和 大西　淳也 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
3年セミナーB	Ⅲ	3	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 中條　美和 大西　淳也 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
3年セミナーC	Ⅲ	4	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 中條　美和 大西　淳也 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　あい 鈴木　貴久 山口　雄介	
4年セミナーA	Ⅳ	1	1	2	深谷　　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 中條　美和 大西　淳也 大島　美穂 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　貴久 津曲　俊英	

授業科目	程度	ターム	単位	週時	担当者	備考
4年セミナーB	Ⅳ	3	1	2	深谷　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 中條　美和 大西　淳也 大島　美穂 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　貴久 津曲　俊英	
4年セミナーC	Ⅳ	4	1	2	深谷　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 中條　美和 大西　淳也 大島　美穂 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　貴久 津曲　俊英	
卒業研究プロジェクト	Ⅳ	4	4		深谷　健 萱野　稔人 小舘　亮之 森川　美絵 中條　美和 大西　淳也 大島　美穂 佐々木尚之 新海　尚子 鈴木　貴久 津曲　俊英	
[基礎科目：英語]						
Communication: Public Speaking ⅠA	Ⅰ	1	1	2	Simon Evans Thomas George Meyer Laura-Anca Parepa David James Pinkney Simon Raymond Potter Robert Spivak Richard King Tai	2022年度までの 「Basics of Interpersonal Communication for Problem Solving ⅠA」
Communication: Interpersonal Communication ⅠB	Ⅰ	3	1	2	Simon Evans Thomas George Meyer Laura-Anca Parepa David James Pinkney Simon Raymond Potter Robert Spivak Richard King Tai	2022年度までの 「Interpersonal Communication for Problem Solving ⅠB」
Communication: Advanced Presentation Skills ⅠC	Ⅰ	4	1	2	Simon Evans Thomas George Meyer Laura-Anca Parepa David James Pinkney Simon Raymond Potter Robert Spivak Richard King Tai	2022年度までの 「Compassionate Communication for Problem Solving ⅠC」
Discussion: Critical Thinking ⅠA	Ⅰ	1	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの 「Content-based Listening and Discussion ⅠA」

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　当　者	備　　考
Discussion: Education ＩB	Ⅰ	3	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの 「Content-based Listening and Discussion ＩB」
Discussion: Gender and Family ＩC	Ⅰ	4	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの 「Content-based Listening and Discussion ＩC」
Content-based Reading ＩA	Ⅰ	1	1	2	船林　麻理 廣田　尚美 町田　晶子 盛田　有貴 村野　　緑 奥脇奈津美 津島　玲子	
Content-based Reading ＩB	Ⅰ	3	1	2	船林　麻理 廣田　尚美 町田　晶子 盛田　有貴 村野　　緑 奥脇奈津美 津島　玲子	
Content-based Reading ＩC	Ⅰ	4	1	2	船林　麻理 廣田　尚美 町田　晶子 盛田　有貴 村野　　緑 奥脇奈津美 津島　玲子	
Content-based Writing ＩA	Ⅰ	1	1	2	船林　麻理 廣田　尚美 町田　晶子 盛田　有貴 村野　　緑 奥脇奈津美 津島　玲子	
Content-based Writing ＩB	Ⅰ	3	1	2	船林　麻理 廣田　尚美 町田　晶子 盛田　有貴 村野　　緑 奥脇奈津美 津島　玲子	
Content-based Writing ＩC	Ⅰ	4	1	2	船林　麻理 廣田　尚美 町田　晶子 盛田　有貴 村野　　緑 奥脇奈津美 津島　玲子	
Communication: Leadership and Teamwork ⅡA	Ⅱ	1	1	2	Simon Evans Thomas George Meyer Laura-Anca Parepa David James Pinkney Simon Raymond Potter Robert Spivak Richard King Tai	2022年度までの 「Negotiation Communication for Problem Solving ⅡA」

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
Communication: Career Development ⅡB	Ⅱ	3	1	2	Simon Evans Thomas George Meyer Laura-Anca Parepa David James Pinkney Simon Raymond Potter Robert Spivak Richard King Tai	2022年度までの 「Conflict Resolution Communication for Problem Solving ⅡB」
Communication: Project Management ⅡC	Ⅱ	4	1	2	Simon Evans Thomas George Meyer Laura-Anca Parepa David James Pinkney Simon Raymond Potter Robert Spivak Richard King Tai	2022年度までの 「Mediation Communication for Problem Solving ⅡC」
Discussion: The Mass Media ⅡA	Ⅱ	1	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの 「Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡA」
Discussion: Global Problems ⅡB	Ⅱ	3	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの 「Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡB」
Discussion: NGOs and Social Activism ⅡC	Ⅱ	4	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの 「Critical Thinking in Content-based Listening and Discussion ⅡC」
Critical Thinking and Reading Ⅱ A	Ⅱ	1	1	2	池谷　咲良 町田　晶子 目黒　一生 盛田　有貴 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの 「Critical Thinking in Content-based Reading ⅡA」
Critical Thinking and Reading Ⅱ B	Ⅱ	3	1	2	今村　紅子 町田　晶子 目黒　一生 盛田　有貴 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの 「Critical Thinking in Content-based Reading ⅡB」
Critical Thinking and Reading Ⅱ C	Ⅱ	4	1	2	今村　紅子 町田　晶子 目黒　一生 盛田　有貴 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの 「Critical Thinking in Content-based Reading ⅡC」
Critical Thinking and Writing Ⅱ A	Ⅱ	1	1	2	池谷　咲良 町田　晶子 目黒　一生 盛田　有貴 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの 「Content-based Process Writing ⅡA」

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
Critical Thinking and Writing Ⅱ B	Ⅱ	3	1	2	今村　紅子 町田　晶子 目黒　一生 盛田　有貴 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの「Content-based Process Writing ⅡB」
Critical Thinking and Writing Ⅱ C	Ⅱ	4	1	2	今村　紅子 町田　晶子 目黒　一生 盛田　有貴 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの「Content-based Process Writing ⅡC」
Discussion: Population Issues ⅢA	Ⅲ	1	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの「Basics of Content-based Presentation Skills ⅢA」
Discussion: Politics and Society ⅢB	Ⅲ	3	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの「Delivering Competency in Content-based Presentation Skills ⅢB」
Discussion: Policy-Making ⅢC	Ⅲ	4	1	2	Douglas Forster William Alexander Hay Thomas George Meyer David Michael Ockert David James Pinkney Simon Raymond Potter Richard King Tai	2022年度までの「Interactive Competency in Content-based Presentation Skills ⅢC」
Problem Solution in Academic Writing ⅢA	Ⅲ	1	1	2	福井　裕子 石黒真理子 目黒　一生 村野　　緑 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの「Basics of Academic Writing ⅢA」
Problem Solution in Academic Writing ⅢB	Ⅲ	3	1	2	福井　裕子 石黒真理子 目黒　一生 村野　　緑 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの「Research for Academic Writing ⅢB」
Problem Solution in Academic Writing ⅢC	Ⅲ	4	1	2	福井　裕子 石黒真理子 目黒　一生 村野　　緑 成田　眞澄 関根　泰子 高橋奈緒子 津島　玲子	2022年度までの「Problem-solution in Academic Writing ⅢC」

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
[基礎科目：ソーシャル・サイエンス]						
政治とは何か	Ⅰ	1	2	4	萱野　稔人	
経済の仕組み	Ⅰ	3	2	4	山口　雄介	
法からみた社会	Ⅰ	4	2	4	大西　淳也	
[基礎科目：データ・サイエンス]						
データ・サイエンス入門	Ⅰ	1	2	4	小舘　亮之	
統計A	Ⅰ	3	2	4	鈴木　貴久	2022年度までの「統計Ⅰ」
統計B	Ⅰ	4	2	4	鈴木　貴久	2023年度までの「統計Ⅱ」
[基礎科目：概論]						
総合政策概論A	Ⅰ	1	1	2	萱野　稔人	
総合政策概論B	Ⅰ	3	1	2	萱野　稔人	
【選択科目】						
[基幹科目：データ・サイエンス]						
計算社会科学	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	鈴木　あい	
プログラミング基礎	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	小舘　亮之	「アルゴリズム」を修得済の場合は履修できない。
経済分析	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	新海　尚子	必修科目の「経済分析」を修得済の場合は履修できない。
[基幹科目：専門科目（英語で行う科目）]						
Introduction to International Relations A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	Marivic Castillo Tatlonghari	2022年度以前入学者で「Leadership Communication for Problem Solving ⅢA」、「Management Communication for Problem Solving ⅢB」、「Skills Integration in Communication for Problem Solving ⅢC」、のうちいずれかを未修得の場合は、履修の手引きに則り履修する。
Introduction to International Relations B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	Marivic Castillo Tatlonghari	
Introduction to International Relations C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	Marivic Castillo Tatlonghari	
Politics and Development A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	Marivic Castillo Tatlonghari	
Politics and Development B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	Marivic Castillo Tatlonghari	
Politics and Development C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	Marivic Castillo Tatlonghari	
Political Communication A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	Laura-Anca Parepa	
Political Communication B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	Laura-Anca Parepa	
Political Communication C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	Laura-Anca Parepa	
Social Values A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	Thomas George Meyer	
Social Values B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	Thomas George Meyer	
Social Values C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	Thomas George Meyer	
Culture and Society A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	Simon Raymond Potter	
Culture and Society B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	Simon Raymond Potter	
Culture and Society C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	Simon Raymond Potter	

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
Language Analysis A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	成田　眞澄	
Language Analysis B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	成田　眞澄	
Language Analysis C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	成田　眞澄	
Language and Communication A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	盛田　有貴	
Language and Communication B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	盛田　有貴	
Language and Communication C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	盛田　有貴	2022年度以前入学者で「Economics-oriented Advanced Reading Ⅲ A」、「Law-oriented Advanced Reading ⅢB」、「Politics-oriented Advanced Reading ⅢC」のうちいずれかを未修得の場合は、履修の手引きに則り履修する。
Language and Culture A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	奥脇奈津美	
Language and Culture B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	奥脇奈津美	
Language and Culture C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	奥脇奈津美	
Introduction to Language and Linguistics A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	奥脇奈津美	
Introduction to Language and Linguistics B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	奥脇奈津美	
Introduction to Language and Linguistics C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	奥脇奈津美	
Foundation Discussion Skills A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	Richard King Tai	2022年度以前入学者で「Leadership Communication for Problem Solving Ⅲ A」、「Management Communication for Problem Solving ⅢB」、「Skills Integration in Communication for Problem Solving Ⅲ C」、のうちいずれかを未修得の場合は、履修の手引きに則り履修する。
Foundation Discussion Skills B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	Richard King Tai	
Foundation Discussion Skills C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	Richard King Tai	
Communicative Grammar A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	村野　　緑	
Communicative Grammar B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	村野　　緑	
Communicative Grammar C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	村野　　緑	
Genre-based Reading A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	目黒　一生	2022年度以前入学者で「Economics-oriented Advanced Reading Ⅲ A」、「Law-oriented Advanced Reading Ⅲ B」、「Politics-oriented Advanced Reading Ⅲ C」のうちいずれかを未修得の場合は、履修の手引きに則り履修する。
Genre-based Reading B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	目黒　一生	
Genre-based Reading C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	目黒　一生	
Advanced Reading A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	盛田　有貴	
Advanced Reading B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	盛田　有貴	
Advanced Reading C	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	盛田　有貴	
Thesis Writing in English A	Ⅱ～Ⅳ	1	1	2	関根　泰子	
Thesis Writing in English B	Ⅱ～Ⅳ	3	1	2	関根　泰子	
Business Project & Presentation	Ⅱ～Ⅳ	4	1	2	関根　泰子	
[基幹科目：課題解決関連科目　パブリック・ポリシー]						
分配のポリティクス	Ⅰ～Ⅳ	4	2	4	松田　和樹	
グローバリゼーション論	Ⅰ～Ⅳ	3	2	4	根岸　　堇	
公共政策論	Ⅰ～Ⅳ	1	2	4	深谷　　健	
地域政策論	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	深谷　　健	
政治参加	Ⅱ～Ⅳ	2	2	4	中條　美和	
平和構築	Ⅱ～Ⅳ	2	2	4	Laura-Anca Parepa	
プロパガンダとアドボカシー	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	中條　美和	
文化交流論	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	山田　朋美	
市民社会における安全保障	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	本山　　功	
法制度設計	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	西村　善嗣	
統治システム論	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	津曲　俊英	
環境政策論	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	眞田　康弘	
国際標準化論	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	今中　秀郎	

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
[基幹科目：課題解決関連科目　エコノミック・ポリシー]						
企業の社会的責任	Ⅰ～Ⅳ	1	2	4	舘　健太郎	
雇用経済論	Ⅰ～Ⅳ	4	2	4	小前　和智	
マーケティング戦略	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	加藤　　拓	
イノベーションと社会	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	熊澤　大輔	
多国籍企業論	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	Song Pingting	
知的財産法	Ⅲ～Ⅳ	2	2	4	桑野雄一郎	
世界の開発と貧困問題	Ⅲ～Ⅳ	2	2	4	新海　尚子	
医療・介護の経済分析	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	渡邉　雄一	
経済政策論	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	大西　淳也	
[基幹科目：課題解決関連科目　ソーシャル・アーキテクチャ]						
情報通信技術と社会	Ⅰ～Ⅳ	3	2	4	小舘　亮之	
インターネット概論	Ⅰ～Ⅳ	1	2	4	山本　千尋	
映像コミュニケーションデザイン	Ⅰ～Ⅳ	4	2	4	佐藤　洋輔	
Web情報システム論	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	禚（シャク）　倩楠（セイナン）	
情報セキュリティ論	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	森木　俊臣 藤井　翔太	
メディア産業論	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	雨森　拓児	
スマートコミュニティ論	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	村上　文洋	
データ政策科学	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	鈴木　あい	
情報通信政策	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	髙嶋　幹夫	
経営情報システム	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	佳山こうせつ 蓮沼　愼太郎 細井　絢子 前野　粒子 三宮浦　真樹 中田　恭弘 笈田　和希 五月女佳彰 田中　秀雄和	
健康医療情報システム	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	福重　秀文	
[基幹科目：課題解決関連科目　ヒューマン・ディベロップメント]						
社会実践の諸相	Ⅰ～Ⅳ	1	2	4	木村　恭子	
コミュニティスタディ	Ⅰ～Ⅳ	4	2	4	山崎　　哲	
女性のキャリア開発	Ⅰ～Ⅳ	3	2	4	加瀬　典子	
地域ケア論	Ⅰ～Ⅳ	4	2	4	森川　美絵	
少子高齢化の進展と社会保障の持続可能性	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	泉田　信行	
ソーシャル・インクルージョン論	Ⅱ～Ⅳ	2	2	4	柴田　邦臣	
ジェンダーと社会変動	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	佐々木尚之	
子どもの貧困と教育格差	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	佐々木尚之	
人の国際移動と社会の多文化化	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	村上　一基	
ダイバーシティ社会論	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	村上　一基	
ソーシャル・ヘルス・マネジメント	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	猪股　久美	
[基幹科目：専門科目]						
政治制度論	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	中條　美和	
法と公共政策	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	岸本　　浩	
経済活動のための法	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	前田　絵理	
行政学	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	深谷　　健	
日本政治史	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	鍛治　一郎	
公共哲学	Ⅱ～Ⅳ	2	2	4	萱野　稔人	
ミクロ・マクロ経済分析	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	山口　雄介	2022年度以前入学者で「計量経済の基礎」を未修得の場合は、履修の手引きに則り履修する。
日本の財政・金融	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	大西　淳也	
現代経営論	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	寺本　直城	2022年度以前入学者で「会計」を未修得の場合は、履修の手引きに則り履修する。
社会調査入門	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	鈴木　あい	

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　当　者	備　　考
質的調査法	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	森嶌由紀子	
プログラミング実践	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	鈴木　貴久	「プログラミング入門」を修得済の場合は履修できない。
プロジェクト・マネジメント	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	下村　道夫	
共生社会と法	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	永石　尚也	
社会学概論	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	牛膓　政孝	
福祉政策論	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	森川　美絵	
社会階層論	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	斉藤　知洋	
家族社会学	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	佐々木尚之	
グローバル・ポリティクス論	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	楊　　允晶	
実証政治理論	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	中條　美和	
行動経済分析	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	山口　雄介	
貿易政策論	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	新海　尚子	
多変量解析と公的統計	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	池田　　峻	
アプリケーション開発	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	村上　　翠 吉村　　敦	
能力開発論	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	森川　美絵	
現代社会論	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	松下　優一	
政策過程論	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	森川　　想	
［総合科目］						
クリティカル・シンキング	Ⅰ～Ⅳ	1	2	4	浅野　将秀	
世界の宗教と社会	Ⅰ～Ⅳ	1	2	4	大場　あや	
ソーシャル・デザイン論	Ⅰ～Ⅳ	3	2	4	藤井多希子	
経済人類学	Ⅰ～Ⅳ	3	2	4	戸田美佳子	
科学技術と文明	Ⅰ～Ⅳ	4	2	4	野澤　　聡	
歴史入門	Ⅰ～Ⅳ	4	2	4	木村　　真	
キャリア入門A	Ⅰ～Ⅳ	1	1	2	大塚　美幸	
キャリア入門B	Ⅰ～Ⅳ	3	1	2	飯野　朋美	
キャリア入門C	Ⅰ～Ⅳ	4	1	2	飯野　朋美	
日本語ライティングA	Ⅰ～Ⅳ	1	1	2	原田　朱美	「日本語ライティングB/C」を修得済の場合は履修できない。また、「日本語ライティングB/C」を同時に履修できない。
日本語ライティングB	Ⅰ～Ⅳ	3	1	2	原田　朱美	「日本語ライティングA/C」を修得済の場合は履修できない。また、「日本語ライティングA/C」を同時に履修できない。
日本語ライティングC	Ⅰ～Ⅳ	4	1	2	内山　　勢	「日本語ライティングA/B」を修得済の場合は履修できない。また、「日本語ライティングA/B」を同時に履修できない。
実践インターンシップ	Ⅰ～Ⅳ	－	1～4	－	佐々木尚之	2025年度入学者までの「インターンシップ」
語学研修	Ⅰ～Ⅳ	－	2	－	小舘　亮之	
International Training Course A	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	Laura-Anca Parepa	
International Training Course B	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	Richard King Tai	
事業戦略とイノベーション	Ⅰ～Ⅳ	1	1	2	鈴木　秀紀	
データ分析実践	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	井田　佳祐 太田　海香 打尾　賢一	寄附講座
ブランディング実践	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	竹内　春海	
データで読み解く世界	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	鉄村　和之	寄附講座
デザイン思考による地域創生学	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	石塚　昭彦 神田　　亮 八重樫理人	実験的講座
時事問題特論	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	内山　　勢	寄附講座
簿記入門	Ⅰ～Ⅳ	2	1	2	友寄　隆哉	実験的講座
パーソナルファイナンス論	Ⅰ～Ⅳ	2	2	4	岩永　真理	寄附講座
長期的価値創造の経営	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	早瀬　　慶	寄附講座

2．データサイエンス・リテラシープログラム

Society5.0が提唱されている現代社会の中で、数理・データサイエンス・AIは、社会のさまざまな分野で活用されています。そこで、それらに対応し、適切に数理・データサイエンス・AIを理解し活用する基礎的な能力を修得することを目的として、全学生を対象にデータサイエンス・リテラシープログラムを提供しています。

＜このプログラムで身につけることができる知識、能力＞

AI、データサイエンスに関する情報科学、社会科学に関する基礎知識や、第４次産業革命、Society5.0、データ駆動型社会に至る情報処理、情報通信技術と関係する社会制度についての基礎知識を修得し、社会的な課題に関するデータの収集および分析方法とその結果をわかりやすく表現する能力を身に付けます。

＜修了要件＞

このプログラムを修了するには、学科ごとに定められた要件を満たす必要があります。

学　　科	科　目　名	単位数	修了要件(単位数)
総合政策学科	データ・サイエンス入門	2	4
	情報通信技術と社会	2	

■注意

1．データサイエンス・リテラシープログラムを受講するための登録手続きはありません。定められた科目の単位を修得してください。
2．所属学科のデータサイエンス・リテラシープログラムの修了要件を満たした学生には、修了証明書を発行します。
3．他学部・他学科のプログラムの要件を満たしても、修了証明書は発行できません。

（1）授業科目名・単位

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
データ・サイエンス入門	Ⅰ	1	2	4	小舘　亮之	
情報通信技術と社会	Ⅰ～Ⅳ	3	2	4	小舘　亮之	

３．データサイエンス応用基礎プログラム

本学では、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心の高まりに対応し、適切に理解し活用する基礎的な能力を修得することを目的として、「データサイエンス・リテラシープログラム」を提供していますが、総合政策学部ではより実践的な力を修得することを目的として、「総合政策学部データサイエンス応用基礎プログラム」を提供しています。

＜このプログラムで身につけることができる知識、能力＞

- 政策やビジネス場面での課題解決におけるデータサイエンスの利活用方法について実践的に修得することで、データを用いた課題解決を考案し、実施する能力を身につけます。
- 統計分析や機械学習の基礎数理やプログラミング理論の学習と合わせて、統計解析ソフトRやプログラミング言語pythonを用いた実践力も身につけます。
- 実際に社会で活用されている事例を用いた解説も交えることで、各自が設定した課題に対してデータサイエンスを活用した解決策やビジネスモデルの提案や実践までを行う人材を育成します。

＜修了要件＞

このプログラムを修了するには、定められた要件を満たす必要があります。

区　分	科　目　名	単位数	修了要件(単位数)
必修科目	データ・サイエンス入門	2	10
	統計Ⅰ/統計A	2	
	アルゴリズム/プログラミング基礎	2	
	統計Ⅱ/統計B	2	
	経営情報システム	2	
選択科目	データ政策科学	2	2以上
	インターネット概論	2	
	プログラミング入門/プログラミング実践	2	
	経済分析	2	
	多変量解析と公的統計	2	
	アプリケーション開発	2	
	計算社会科学	2	

■注意

1．データサイエンス応用基礎プログラムを受講するための登録手続きはありません。定められた科目の単位を修得してください。

2．データサイエンス応用基礎プログラムの修了要件を満たした学生には、修了証明書を発行します。

（１）授業科目名・単位

授　業　科　目	程度	ターム	単位	週時	担　　当　　者	備　　考
データ・サイエンス入門	Ⅰ	1	2	4	小舘　亮之	
統計Ａ	Ⅰ	3	2	4	鈴木　貴久	
プログラミング基礎	Ⅱ～Ⅳ	3	2	4	小舘　亮之	
統計Ｂ	Ⅰ	4	2	4	鈴木　貴久	
経営情報システム	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	佳山こうせつ 前野　粒子 三浦　真樹 宮浦　恭弘 笈田　佳彰 五月女雄一 田中　秀和	
データ政策科学	Ⅲ～Ⅳ	4	2	4	鈴木　あい	
インターネット概論	Ⅰ～Ⅳ	1	2	4	山本　千尋	
プログラミング実践	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	鈴木　貴久	
経済分析	Ⅱ～Ⅳ	1	2	4	新海　尚子	
多変量解析と公的統計	Ⅲ～Ⅳ	1	2	4	池田　　峻	
アプリケーション開発	Ⅲ～Ⅳ	3	2	4	村上　　翠 吉村　　敦	
計算社会科学	Ⅱ～Ⅳ	4	2	4	鈴木　あい	